

# 紫苑

## 第 15 号

### 目 次

#### 特別寄稿

- 中世前期の公武権力と軍事動員について  
 —長村祥知氏「中世前期の在京武力と公武権力」の検討— … 岩田 慎平 1

#### 研究ノート

- 承久の乱と河野氏 …………… 下坂 碧 12  
 博多における貿易の変遷 …………… 植村 沙彩 24  
 「古文書」の研究をたどる—下文と下知状を中心に— …… 中田ほのか 31  
 惣無事令の本質 …………… 堀 加奈実 41

\* \* \*

- 鹿児島旅行記(2017年2月19~21日) …………… 小田今日子 63  
 野口ゼミでの学び …………… 佐藤 亜美 70  
 宗教・文化研究所ゼミナールに入って …………… 鹿子畑瑞季 72  
 宗教・文化研究所ゼミナールを通して学んだこと …… 澤井 真帆 74

#### 巻末寄稿

- 清盛と後白河院の京都 …………… 野口 実 76

2018年3月

京 都 女 子 大 学  
 宗 教 ・ 文 化 研 究 所 ゼ ミ ナ ー ル

## 中世前期の公武権力と軍事動員について

### ―長村祥知氏「中世前期の在京武力と公武権力」の検討―

岩田 慎 平

#### はじめに

二〇一七年の日本史研究会大会<sup>(1)</sup>の中世史部会では、長村祥知氏による共同研究報告「中世前期の在京武力と公武権力」が行われた。

白河・鳥羽院政期から後鳥羽院政期にかけて、王権守護を核とする洛中警固の担い手となる武力がどのように編成されるのか、王権の中心地である京都での馬政機関に注目して検討がなされた。王権守護は中世社会における武士の中心的なアイデンティティであり、自力救済と並ぶ特徴である<sup>(2)</sup>。中世前期の武士を端的に示すこれらの特徴のなかでも、長村報告は王権守護に注目したわけである。本稿ではその内容について検討を加えつつ、今後の課題についても若干の提案を試みたいと思う。

長村氏の報告の題にも含まれる「在京武力」と、同じく頻出した「在京武士」の違いについても確認しておきたい。長村氏の定義によると、京都にいる武士のことを「在京武

士」と呼び、京都で武力に関わる諸勢力を「在京武力」であると<sup>(3)</sup>する。「在京武士」は中核となる京武者をはじめとして、そのほかさまざまな在京活動のため京都やその近辺に滞在していた地方の武士も含まれる。「在京武力」は、これら在京武士に加えて、検非違使や馬政機関のような諸官司も含めた軍事力の総称であるという<sup>(4)</sup>。

ところで日本史研究会では、一九九六年度大会の個別報告で近藤好和氏「武器から見た中世武士論」<sup>(5)</sup>、一九九七年度の大会全体会シンポジウムでの高橋昌明氏「中世成立期における国家・社会と武力」<sup>(6)</sup>、さらに二〇〇三年度の中世史部会共同研究報告での宮田敬三氏「十二世紀末の内乱と軍制―兵糧米問題を中心として―」<sup>(7)</sup>、さらに前年の二〇一六年には生駒孝臣氏「中世国家と畿内武士」<sup>(8)</sup>と、中世前期の武士について、とくに国家との関わりや、首都である京都、および畿内周辺における存在形態を中心に議論が深められてきた。長村氏の報告もこの流れを継承するものとし

て位置付けることができよう。報告の軸となる公武両者の関係については、宮田報告と同様に、貴族と武士の対立を自明視しない視角<sup>9)</sup>が継承されている。

また、中世前期の武士が取り上げられるのは前年の生駒報告に引き続いてのことである。生駒氏の検討が、時期としては承久の乱後、対象としては主に侍層の畿内武士であったのに対して、長村氏が取り上げたのは白河・鳥羽院政期から後鳥羽院政期の乱まで、主に中央馬政機関の長官に就いた公卿身分の貴族から侍層の武士をはじめとする在京武士であった。白河・鳥羽院政期から後鳥羽院政期までの間は主に京武者などによって組織され、中世国家を末端で支えた存在であった畿内武士が、京武者の淘汰が進んだ鎌倉・南北朝期にどのような変遷を辿るのかを示したのが生駒氏の成果であったとするならば、長村氏はその前提となる状況、すなわち白河・鳥羽院政期から後鳥羽院政期までの在京武力が、京武者や平家を経て幕府御家人によって担われるようになる経緯をより具体的に示したといえよう。ただしそれぞれの主な検討対象は、先述のように生駒氏が主に侍層の武士であったのに対して、長村氏は公卿身分に到達した者も含む中央馬政機関の長官や京武者などであったというように、階層がやや異なっていた。そのため両者の議論は必ずしも全面的に接続するわけではな

いが、鎌倉幕府の成立に大きく関わった東国武士や幕府御家人に注目が集まる形で展開してきた当該期の武士論研究に対して、いずれも再考を促す成果であったといえるのではないだろうか。

#### 一

長村氏の報告の概要は以下の通りである。

「序」では課題の設定がなされた。すなわち、「中世公家政権」に組み込まれるところの武士、その活動の中核部分を占める京都、そこでの武力の編成を検討するという。その材料として、中央馬政機関に注目するとした。視角として重視するのは大きく二点で、一つは公武（特に後白河院と鎌倉幕府）の対立を自明視しないということ、もう一つは、院権力を基軸にして平安後期から鎌倉前期を断絶させずに検討するという点である。

「第一章」では主に白河・鳥羽院政期が取り上げられた。この時期の院による在京武力の編成は近臣の厚遇・組織化と並行してなされた。また、この時期には馬政機関の軍事的意味は突出していなかったものの、最大級の在京武力を擁する平忠盛・清盛が院御厩別当に就任することで、その軍事的意義も顕在化してゆくと指摘もなされた。この指摘の前提として、馬政機関の長の就任者が詳細に跡付け

られている。この時期に続く後白河院は、軍事力編成と近臣の登用のため藤原信頼を院御厩別当、源義朝を左馬頭に抜擢した。兩人の起用以降に馬政機関の軍事的表象機能が顕著となるのだという。

〔第二章〕では後白河院および平家政権期が取り上げられた。後白河院独自の軍事動員は京武者を中心とするが弱体化し、在京武力の中心は平家が担っていた。また、治承・寿永内乱の勃発により多様な武士が京都に出入りし、それが政治史の規定要因ともなったという。多様な在京武士を編成する軍事的表象として馬政機関長官職が利用された。

〔第三章〕では平家没落後から鎌倉幕府の成立および後鳥羽親政・院政期までが取り上げられた。内乱の終息により、さまざまな武士の在京も漸減していき、御家人の在京も減少傾向にあった。源頼朝が派遣した一条能保は後白河院側近化し、後白河院はその能保による在京武力の糾合を構想した。また、後鳥羽院主導による京の治安改善は、幕府側の体制の整備によるものであるとする。在京御家人は後鳥羽の指揮下に入り、馬政機関はふたたび近臣を配置する官職としての色彩を強め、軍事的表象としての側面は希薄化したとする。

## 二

つぎに本報告の成果と課題を整理してみたい。

まず成果だが、本報告では白河・鳥羽院政期から後鳥羽院政期にかけての馬政機関長官職就任者とその意義が緻密に跡付けられた。歴代の別当就任者が記された「御厩司次第」もこれまでにその存在が充分に知られてはいたが、古記録を精査し検証することで、その記述内容が充分に信頼の置けるものであることが示されたのも重要な成果といえるのではないだろうか。

また、院御厩別当への就任は、院が近臣を重職へ抜擢したという側面が当初は大きく、そのちに軍事的表象化するものであることが示された（軍事的表象の側面は、その後再び希薄化する）。数ある院御所ごとに置かれた御厩のなかでも、鳥羽殿御厩は治天である院の馬政の中心的拠点であり、院御厩別当はそれらの御厩預を統轄する地位にあったと推測されるという。同じく院近臣の重職であった鳥羽殿預との関係も示され、鳥羽殿預にして院御厩別当である藤原家成が、鳥羽殿御厩預である平忠盛を従える、という関係にあったことが指摘された。

これらの指摘を踏まえて、藤原信頼の院御厩別当と源義朝の左馬頭就任の意義も再定義された。すなわち、後白河院による近臣の優遇と軍事力確保の両立を図ったものであ

るといふ。馬政機関が当初から軍事的表象であつたわけではないことを踏まえたうえで、信頼・義朝の就任は、それが軍事的表象化した重要な段階になるといふ。

内乱後は、義経問題以来緊張関係が続いていた公武関係が融和へ向かう時期を、一条能保の処遇に着目して特定した。その起点は文治三年（一一八七）であつたといふ。

後鳥羽院が外戚家（坊門家）を院御厩別当に据えることになるきっかけは、一条家関係者が没落することとなつた「三左衛門の変」<sup>12</sup>であつたとする。後鳥羽院の外戚家である坊門家は、中央馬政機関を掌握したのち、鎌倉殿（源実朝）との婚姻関係構築を行つたことも確認された。

このように、中央馬政機関を定点的に分析することで、個々の武士の動向によらないこの時期における洛中警固の武力の実態と特徴が示されたといえよう。

### 三

つづいて課題と思われるものを数点挙げてみたい。

院御厩別当および左馬頭は、信頼・義朝が起用され、その後平家が執着することによつて軍事的表象化するのとは本報告でも示された通りであるが、この「馬政機関の軍事的表象化」といふ動向自体が、後白河院の時代の特徴といえるのではないだろうか。本報告でも取り上げられた平忠盛

などは、京武者としての武力もさることながら、それよりも「有力な院近臣の処遇」という側面がより重視されるようだし、あるいは後鳥羽院政期の坊門信清の就任などもむしろ外戚家の優遇と位置付けられるようである。とするならば、院御厩別当は後白河院の時代にとくに軍事的表象を突出させ、それ以外の院の時期はさほどでもないように見受けられるのである。信頼・義朝のほか木曾義仲や源義経といった在京武力の中心が名を連ねて馬政機関が軍事的表象として注目されるのは、本報告ではとくに強調されることはなかつたものの、後白河院の時代の特徴であると考え得るのではないか。

本報告では院による軍事動員に注目した議論が展開され、白河・鳥羽院政期、後白河院政期、後鳥羽院政期までが取り上げられたのだが、その期間中に短期間（治承四年（一一八〇）二月～治承五年（一一八一）正月）ではあるが「高倉院政期」というものも存在したはずである。治承三年政変により成立した平家政権は王権をも従属させたことされるうえに、そこから後白河院政再開後も含めて平家の都落ち（寿永三年・一一八三）までの時期に、平家は独自の軍事動員を展開する。この時期の軍事動員は、以仁王の挙兵に端を発する内乱への対応が中心となり、それは平家が主導していたため院の軍事動員とみなすことは困難であら

う。院が主体的な軍事動員を行うことができない時期については考察の対象外とされたためであろうか、この時期についてはとくに取り上げられることがなかった。その時期の平家は院の軍事動員権をも従属させていたとみられるが、院による軍事動員に着目する本報告の視角からの評価はどのようなものであったか、討論も含めてあまり触れられることがなかったのはやや悔いの残るところである。

また、後鳥羽院による在京武力の安定的動員の基盤となつたとされる建久〜正治年間の幕府の体制整備について、その過程や内実はやはり不明瞭であるといわざるをえない。たとえばそれは、畿内近国の御家人の整備（畿内近国の武士の御家人化、あるいは畿内近国へ御家人を配置した、など）が進んだことにあるのだろうか。また、在京御家人を動員する側の院権力、とりわけ後白河院と後鳥羽の段階差についてはわかりづらさも残つたように思われる。<sup>16)</sup>

本報告において、時期によっては必ずしも在京志向をとらない、あるいは在京していても院の軍事動員に積極的に応ずるわけではない、とされた地方の侍層武士の動向は、今回の中軸となる前提（武士にとつての京都は王権守護の中枢であるという点）とどのように関わるのであろうか。長村氏は、本報告でも武士と貴族との対立を自明視しないという立場を取り、またこれまでも地方武士の動向を詳

細に分析しているが、中央の政治過程が地方の動向にも影響が及ぶことも踏まえつつ、それでも積極的に院による動員に応じないとするならば、それはどのような理由なのか。地方の侍層武士が抱える理由は一樣ではないと思われるが、多くがこれと重なる幕府御家人の動向と併せて、より詳細な検討が期待されるところである。<sup>18)</sup>

後白河院政期から後鳥羽親政・院政期への移行期には、鎌倉幕府の成立という問題も重なるため、整理・検討すべき問題も多岐にわたるようである。

#### 四

次に、討論<sup>19)</sup>で取り上げられた問題点についてもいくつか検討してみたい。

美川圭氏から、建久元年（一一九〇）の歴史的意義について、従来は「内乱の終結」という点が重視されていたはずだが、本報告において「内乱」はどう位置付けられるのかという質問が出された。長村氏は、その終結後には義経の追捕との関わりで在京武士が減少するという問題として内乱を捉えたとしたうえで、文治二年（一一八六）以降はもはや内乱ではないとみるべきであるとす。

つづいて美川氏は、頼朝自身は奥州合戦（文治五年・一一八九）まで内乱と認識しているのではないかと指摘した。

これに対して長村氏は、頼朝も内乱状態であったという認識を主張するなかで幕府制度の整備・定着を図り、京都守護も重視したとみられると回答した。

これらの問答は、内乱に関する「認識」と「実態」をめぐる問題といえよう。頼朝自身は建久元年（一一九〇）の上洛まで内乱の継続をアピールし、相応の政策を実施したのはこれまでの研究でも明らかにされたとおりである。その一方で、長村氏の報告に従えば、内乱は継続しているものの、畿内周辺の実態を踏まえると大規模な紛争は起こらないものとして、文治二年頃から頼朝は京都守護の一条能保を中心に在京武力の再編に着手し、文治三年頃にはその能保が院側近化していったのだ、というように理解できると思われる。報告を聴く限り、長村氏自身は一条能保の京都守護着任を内乱の継続という頼朝の認識に引き付けて理解しているように取れるが、在京武力の維持・再編のための一条能保の京都守護就任は、むしろ内乱が実態的には終息したのだという状況を踏まえてのものであったと位置付けてもよかつたのではないだろうか。

内乱の評価については高橋昌明氏からも質問が出された。内乱による諸矛盾が社会全体、とりわけ荘園制に対する危機ともいえる状況として現出し、京都では物資の欠乏なども発生した。その状況が改善に向かうのは建久年間である

うが、そのような点から長村氏自身は内乱をどう捉えるかという質問であった。長村氏は、いわゆる文治の守護・地頭設置は荘園制の立て直しの一環という面から評価できるであろうと回答した。また本報告でも繰り返し指摘したように、文治・建久年間に幕府御家人が在京しなくなるのは、その守護・地頭の設置や京都での物資欠乏のため、在京するメリットが薄いと見られるからであるという。

荘園制の危機という点についていえば、たとえば頼朝は一ノ谷合戦後に東国・北国への国司再設置を奏請している。少なくとも自らの支配が及ぶ範囲については、諸国の復興に関して朝廷に協力する姿勢を早くから打ち出していると評価することもできるのではないだろうか。

後白河院による軍事動員についても、高橋昌明氏から質問が出された。後白河院の在京武力に対する動員力が低かつたという点について、①平家が内裏大番を整備するなどしたためにその必要がなかったからではないか、②安元三年（一一七七）に後白河院が諸国（近江・美濃・越前）の武士を動員しようとするが、院には在京武士のみならず諸国の武士に対する動員権もあり、それも検討すべきであったのではないか、③院の全国的な動員を論じた上で、京都における動員を考えるべきではないか、というものであった。

これに対して長村氏は、①平家の動向は、家長である清盛の意向に左右される。ならば、後白河院は独自の軍事動員を必要とするはずであるが、その対象となる京武者は僅少であったため軍事力として限界もあつたとした。一方、幕府の制度が充実することで在京御家人も揃い、後鳥羽院はその在京御家人を動員できたのだとした。②治天として諸国に及ぶ動員権があることは認識しつつも、京都で必要が生じたときに、直ちに諸国の武力を結集できるわけではないことを考慮した場合、まずは在京武力に注目すべきであると考へたという。③後白河院独自の意志で全国的な動員が実現したことはほとんどなかったとする。

①に関しては白川哲郎氏からも同様の質問が出されていたが、長村氏による上記①の回答に加えて、平家と一枚岩ではなく、それは後白河院自身も認識していたであろうことにも留意が必要であろう。だから、軍事動員に関して後白河院と平家との提携を過度に重視すべきではなく、むしろ後白河院が「平家の誰と」より緊密に提携しようとしたかを再確認するほうが生産的な議論が開けるのではないだろうか。また、平家が一枚岩でなかったとするならば、後鳥羽院が積極的に在京御家人を動員した鎌倉幕府もまた、内部に矛盾と対立を抱えた権力体として理解し再評価する必要もあるように思われる。この点は今後の課題となるで

あろう。

②に関して、高橋氏が「全国への動員」に拘るのは、(とくに後白河院の)院権力をやや過大評価しているのではないだろうか。後白河院による諸国への動員と見られる事例も、実際には院や近臣の知行国に対するものが中心であつたと見られるからである。

また③について、反平家の動きをきっかけに発生した治承・寿永の内乱も、後白河院の密命や「後白河院の救出」という動機が注目される一方で、以仁王の令旨も大きな役割を果たしていたはずである。追討の院宣や宣旨を用いた院による全国的な動員権を想定することは可能だが、この時代における追討(公戦)の私戦的側面に目を向けると、実態からみて、院の動員権が全国的に及んでいたと示しうる事例を見出すことがむしろ難しいのではないだろうか。さらに後白河院の場合は、追討の院宣・宣旨の軽率な発給により自ら窮地に陥る事態を繰り返している。この点も「諸国に及ぶ動員権」を考へるうえで留意が必要だと思われるのである。

院御厩別当の個別の就任者についても議論された。高橋昌明氏から、藤原経実は大酒飲みの乱暴者であるが、そのような個人的性格と武力の統率という問題は別であるとしつつ、そのような乱暴な人物が院御厩別当を務めるのも事

実であることをどう評価するのかについて質問が出された。

この点について長村氏は『中右記』の記事（嘉承三年（一一〇八）五月二十日条に「以大飲為業、招天下武勇輩、每日毎夜常入酔卿、拔劍為興」）を挙げて、経実個人の素養ではなく、「武勇輩」が周囲にいたことやどのような素養を編成していたかに注目すべきであると回答した。

個人的な素養に関わりなく、家人を動員することで在京武力として稼動可能であり、経実の院御厩別当（当該期は必ずしも軍事表象化していないようだが）<sup>(28)</sup>就任の要因はここに求めうるというわけである。本人の素養に関わりなく、家人を動員することで武士と同等の活動を行う者もいるという点は、藤原信頼や一条能保についての指摘と併せて、社会と武力との関係を考える上でも、今後の武士論研究にとっても重要な指摘であった。

### おわりに

報告の題に用いられた「公武権力」についても考えておきたい。

本報告を通じて、「公武」の「武」にあたる権力は、院の軍事動員権に從属する存在であることが明確に示されたのではないだろうか。<sup>(29)</sup>すなわち、「公武」と並称できるような存在ではなかったことが、より明確になったといえる

のではないだろうか。

従来「公武」は朝廷と武家（平家及び、とくに鎌倉幕府）を指すものとして理解されてきた。ただし「公武」という語句自体は同時代に流通していたとは言い難く、また武家という表現自体が、貴族社会（あるいは中世国家）に組み込まれる存在としての幕府を前提としたものである。<sup>(31)</sup>本報告で明らかにされた軍事動員の実態を検討すれば、それはより明瞭となったのではないだろうか。

ならば、「公武」という表現についても再定義が必要な段階に至ったのではないかと思われる。

以上、雑駁な感想に終始したが、ひとまず拙い検討を終える。本報告のみならず討論も含めて、今後の武士論研究の進展にも裨益する指摘が多々なされた点を再度確認して摺筆とする。

### 注

- (1) 二〇一七年十月八日、京都学園大学京都太秦キャンパスで開催。
- (2) 元木泰雄『河内源氏 頼朝を生んだ武士本流』（中央公論新社、二〇一一年）。
- (3) この点は、討論における生駒孝臣氏からの質問に答える形で示された。
- (4) このほか、長村氏は検討の対象とはしていないが、悪僧

などのような寺社の武力も含めることができようか。

- (5) 『日本史研究』四一六、一九九七年。のち、同氏「中世の武具の成立と武士」（吉川弘文館、二〇〇〇年）に再録。
- (6) 『日本史研究』四二七、一九九八年。のち「武士の成立 武士像の創出」（東京大学出版会、一九九九年）に再録。
- (7) 『日本史研究』五〇一、二〇〇四年。
- (8) 『日本史研究』六五五、二〇一七年。
- (9) 元木泰雄「院政期政治史の構造と展開」『日本史研究』二八三、一九八六年。一九八五年度の日本史研究会大会中世史部会共同研究報告で、のち「院政期政治史研究」（思文閣出版、一九九六年）に再録。
- (10) 木村真美子「中世の院御厩司について―西園寺所蔵「御厩司次第」を手がかりに―」（学習院大学史料館紀要）一〇、一九九九年）。
- (11) 元木泰雄『保元・平治の乱 平清盛 勝利への道』（角川ソフィア文庫、二〇一二年、初出二〇〇四年）。
- (12) この事件については、塩原浩「三左衛門事件と一条家」『立命館文學』六二四、二〇一二年）、曾我部愛「嘉祿・寛喜年間の神護寺復興事業と後高倉王家」（年報中世史研究 四〇、二〇一五年）。
- (13) 院御厩別当が軍事的表象としての側面を強めた後、再び希薄化するというのは本報告で指摘されたが、このことは、とくに京都守護の設置後には馬政機関の統括者よりも京都守護が在京武力の中心を担ったことも関連があったのではないだろうか。建仁三年（一一〇三）十月、元久二年（一一〇五）八月までの間に京都守護であった平賀朝雅は在京

武力の中心であったが、院御厩別当（院御厩司）には就任していない（山本みなみ氏の「幻の中世国家」による）。

- (14) 元木泰雄『平清盛の闘い 幻の中世国家』（角川ソフィア文庫、二〇一一年、初出二〇〇一年）。
- (15) 一方で、宗盛を惣官とする軍事動員体制が構築されたのもこの時期で、それは高倉院の遺言を称したものであった（田中文英「平氏政権の研究」 思文閣出版、一九九四年）。院権力との関わりはともかく、本報告にも関連しそうな問題を含む時期であったと思われる。
- (16) たとえば、後白河院に比べると後鳥羽のほうには対立する皇統が存在しなかったために、より強力な動員が可能となった、などの説明が可能であろうか。
- (17) 「木曾義仲の発給文書」（『信濃』六五―一二、二〇一三年）。「寿永西海合戦と石見国の川合源三―毛利家文庫遠用物所収「木曾義仲下文写」小考―」（『鎌倉遺文研究』三三、二〇一四年）。
- (18) 幕府御家人の多くが院の軍事動員には積極的に応ずるわけではない地方の侍層武士であるならば、幕府の役割についても多少の見直しが必要になると思われる。たとえば、東国御家人（遠江・信濃）に東陸奥・出羽も含む十五ヶ国の御家人）が鎌倉番役を勤仕するため鎌倉に結集するのは、彼らのために利害調整を担う棟梁への近仕という意味を見出すことが可能である。ところが、そのような動機が希薄である京中守護や大番勤仕に幕府御家人を従事させることができたのは、彼らに命令することのできる鎌倉幕府があればこそであろう。

一方で、武士一般や幕府御家人にとって大番勤仕をはじめとする在京活動には、相互認知や「一所傍輩のネットワーク」の形成など、相応の利益があったことが高橋典幸氏や野口実氏によって明らかにされている（高橋典幸「武士にとっての天皇」〔鎌倉幕府軍制と御家人制〕吉川弘文館、二〇〇八年、初出二〇〇二年）。野口実「源氏と坂東武士」〔吉川弘文館、二〇〇七年〕。同「閑院内裏と『武家』」〔『古代文化』五九―三、二〇〇七年〕。

なお、貴族社会における幕府の必要性については、討論でも取り上げられた。報告の題にも「公武権力」とあるなか、動員する側である院については検討がなされたが、動員される側にあたる鎌倉幕府そのものの意図はどのようなものであったのか、高橋典幸氏から質問が出された。この点について長村氏は、大番役や京中守護に代表される国家守護権は幕府の本質そのものであり、それに積極的に取り組んだのだという理解を示した。

また、幕府御家人が在京を好まず、一時的にせよ在京武力がいなくなることをどのように評価するのかについて、田中大喜氏から質問が出された。これについて長村氏は、個々の御家人が、在京活動よりも鎌倉殿への近仕のほうが利益が大きいと判断した結果であろうと回答し、後鳥羽院が在京御家人を多数動員できたのも、幕府の制度の充実がそれを下支えしたからであるという。なお武士の在京については、任官や大番など制度的なもののほか、必ずしもそのような形では表出しなない継続的かつ日常的な在京活動（権門への奉仕、滝口・内舎人など）もあり、それに付随

する利益や人脈の形成も少なからず存在することにも注意を要する（この点については野口実氏から「教示を得た」）。

(19) 以下で取り上げる討論での質疑応答については、当日岩田が作成したメモをもとにしている。質問者および回答者（報告者）の意図を誤解している可能性もあるが、その場合はご海容を乞う次第である。

- (20) 上横手雅敬「建久元年の歴史的意義」〔鎌倉時代政治史研究〕吉川弘文館、一九九一年、初出一九七二年。川合康「鎌倉幕府成立史の研究」〔校倉書房、二〇〇四年〕。勅使河原拓也「治承・寿永内乱後の東海地域における鎌倉幕府の支配体制形成―頼朝上洛に着目して―」〔年報中世史研究〕四二、二〇一七年）。

- (21) 『吾妻鏡』寿永三年（一一八四）二月二十五日条。

- (22) 上横手雅敬『平家物語の虚構と真実（上）（下）』〔塙新書、一九八五年、初出一九七三年〕。田中大喜『平頼盛小考』〔中世武士団構造の研究〕校倉書房、二〇一一年、初出二〇〇三年）。

- (23) 元木泰雄「藤原成親と平氏」〔立命館文学〕六〇五、二〇〇八年）。同「平重盛論」〔龍谷壽・山中章編『平安京とその時代』思文閣出版、二〇〇九年〕。

- (24) 先述の安元三年（一一七七）の事例でいえば、近江・攻撃対象である比叡山の所在地、美濃・後白河院知行国、越前・院近臣でもある平重盛の知行国、と理解出来る。元木泰雄『平清盛と後白河院』〔角川学芸出版、二〇一二年〕。

- (25) 上横手雅敬「院政期の源氏」（御家人制研究会編『御家人制の研究』吉川弘文館、一九八一年）、野口実「流入の

周辺」(『中世東国武士団の研究』高科書店、一九九四年、初出一九八九年)。

(26) 野口実『坂東武士団の成立と発展』(戎光祥出版、二〇一三年、初出一九八二年)。

(27) 「平家及義仲等之時、雖不起自觀念、暗被下此宣旨、天下乱逆、即在如此之漸」(『玉葉』文治元年(一一八五)十月十七日条)。追討の院宣・宣旨が院の意思によるものであるかどうかすら疑念を招く状況にあったことが窺える。

(28) なお、かつて高橋氏が「武をもてあそぶ貴族」の例として挙げた藤原経実に対して、当日の討論においてそのような個人的性格と武力の統率は別であると氏自身が発言した。貴族として武と全く疎遠ではないとして、「武をもてあそぶ貴族」たちを例示するなかに経実も含まれており、そのような貴族の武的素養の一例として『中右記』嘉承三年(一一〇八)五月二十日条も取り上げられていたのだが(高橋昌明「常識的貴族像・武士像の創出過程」『武士の成立 武士像の創出』東京大学出版会、一九九九年、初出一九九六年)、いま、経実の個人的性格と武力の統率は別であるとするならば、かつて提起した議論とは距離を置こうとする意図を示されたのであろうか。

(29) 例外を挙げるとすれば、平家が院をも従属させた平家政権期だが、先述のようにこの時期については本報告で明確に位置付けられているわけではない。

(30) 『吾妻鏡』には所見なし。『鎌倉遺文』所収の文書のなかでも疑わしいものを除くと弘安十一年(一一八八)三月の第一六五五六号「豊前香春社申状案」(『豊前香春社文書』

に「弥奉祈 公武之松算、欲致国土安寧矣」という文言が所見する程度である。

(31) 熊谷隆之「六波羅探題考」(『史学雑誌』一一三―一七、二〇〇四年)。

#### 〔付記〕

二〇一七年の日本史研究会大会中世史部会共同研究報告者の長村祥知氏は、京都女子大学宗教・文化研究所ゼミナールの古参メンバーである。長村報告についての検討は日本史研究会および「日本史研究」誌上にてなされるはずだが、早くからゼミメンバーとして活躍された長村氏による大会報告は、ぜひ『紫苑』誌上でも取り上げたいということで、野口実先生およびゼミメンバー諸氏からの提案により執筆の機会をいただいた。

本稿は、二〇一七年十月十二日(木)に京都女子大学宗教・文化研究所ゼミナールで行った報告をもとにしている。報告および執筆の機会をいただいた野口実先生とゼミナール参加諸氏また内容全般についてご教示をいただいた山本みなみ氏、下石敬太郎氏、大島佳代氏に対し、記して謝意を表したい。

今号で編集の労をお取りいただいた下坂碧氏に衷心より御礼申し上げます。

# 承久の乱と河野氏

下 坂 碧

はじめに

伊予国の御家人河野通信については、東国出身の武士が多く組織されていた鎌倉幕府の中で、西国出身でありながら御家人として活躍したということに着目した多くの研究がある。その中でも、承久の乱において京方についた理由については、注目を集めてきたようである。

しかし、承久の乱そのものに関しては史料が乏しく、実証的に研究が進展したのは近年になってからであり、<sup>(1)</sup>その中における個々の武士の動きに関しても研究が不十分であるといえる。また、河野氏自体の史料も決して多くなく、『予章記』などの後世の編纂物に頼らざるを得ないため、未解明の部分も多い。

そこで本稿では、このような研究状況の中で、承久の乱における京方武士の一人、河野通信について、『予章記』だけではない様々な史料を検討しながら、当時の地方の武士の動き、特に在京活動に注目して考えていきたい。

一 承久の乱以前の河野氏

(一) 伊予国の国衙在庁と河野氏

河野氏は、伊予国風早郡河野郷を本拠地とする西国御家人である。河野氏についてはこれまでに様々な研究がある<sup>(2)</sup>が、その中で特に注目されていたのは河野氏と新居氏と国衙の関係である。ここでは深くは追求しないが、新居氏は、河野氏と同様に伊予国の国衙在庁である。田中稔氏<sup>(3)</sup>が鎌倉時代における伊予国の地頭補任地を検証するなかで、伊予国においては国衙領の比率が他国より多いことを指摘している。当時の船舶の徴発権や海上運輸の支配権を握っていたのは諸国の国衙であり、河野氏が国衙在庁を中心に水軍も掌握していたことが窺える。<sup>(4)</sup>『平家物語』によると、河野氏の活動範囲は伊予国だけではなく、近隣諸国にまで及んでいたようである。

平氏政権が滅亡した後、伊予国は頼朝の知行国となり、国守は義経となるが、頼朝が地頭を設置したことにより国務がままならなくなったと義経は不満を述べている。<sup>(5)</sup>更に

頼朝は平家没官領や謀反人跡地に次々に地頭を設置しており、伊予国も他国同様<sup>6</sup>に有力在庁や郡郷は没落していったと考えられるため、義経は国守として存分に収益が確保できなかつたようである。また、『予章記』では当時の喜多郡地頭職を河野通信であるとしているが、これが真実であるかどうかは判断し難い。しかし、河野通信が喜多郡地頭職を得ていたと仮定するならば、頼朝は「在国の輩」を積極的に組織しようとしていたと考えられ、在来の領主層が多く地頭に任命されていたと考えられている。

鎌倉時代に入ると、守護地頭の台頭により在庁官人層は衰退していき、伊予国においても、幕府との関係が希薄であったと考えられる新居氏や高市氏は勢力が衰退していった。一方の河野氏は治承・寿永の内乱以降御家人として活躍することになるが、これに関しては節を改めて検討したい。

## (二) 河野氏と治承・寿永の内乱

続いて、河野通信の承久の乱以前の動きについて確認しておきたい。

通信の最初の活躍としては、治承・寿永の内乱において父通清と共に源氏方で戦ったことが『吾妻鏡』や『平家物語』、『予章記』の中で確認される。河野通清・通信父子が

早い段階で頼朝の挙兵に応じた理由については、景浦勉氏は平氏に対する不平があつたこと、また、源氏一族から多数伊予守が輩出されていることから源氏との関係が深かつたということがあげられている。しかし、そのことを記す『予章記』の記述は実際の頼義の伊予守在任期とはズレがあるため、事実とは考え難い。<sup>9</sup>田中稔氏<sup>10</sup>、山内讓氏等は、河野氏が国衙在庁として在地支配や国衙支配のために新居氏と対立していたからだとされる。しかし、これについて川岡氏は、河野氏の勢力範囲を示すとされた「元久下知状」は、<sup>12</sup>実際には御家人勤仕を命じる権限の範囲であること、当時の地域支配秩序を考える上で、在地領主間での競合のみで考えることは不十分であることを指摘している。川岡氏は、河野氏が始めから平氏に対して敵対意識があつたとは考えにくく、在地領主として武家権門との結びつきを強化させるために源氏か平氏かの選択に迫られた末に源氏を選んだのではないかとしている。

河野氏の治承・寿永の内乱の具体的な経過と河野氏の動向については本稿の考察の対象外となるため、諸説の紹介に留めておくが、いずれにせよ河野氏は源氏方についていた。河野通清は、高縄ノ城での戦いで戦死してしまうが、子の通信はその後も屋島、壇ノ浦における戦いぶりが『平家物語』内においてみられ、その活躍により鎌倉幕府の御家人

となった。

そして、鎌倉幕府の御家人となった河野通信は、その後奥州合戦にも参加していることが『吾妻鏡』の記事から窺える。『吾妻鏡』文治五年（一一八九）七月一九日条の奥州合戦の記事を見ると、通信は関東の有力御家人と共に頼朝の命に従って出陣しており、有力な関東御家人に匹敵する地位にあったと考えられる。<sup>14</sup>

この時期の河野氏の所領に関しては、河野通信が伊予国の道後七郡の守護職、その他の道前の守護職を佐々木盛綱が任ぜられているという文治元年（一一八五）七月二八日付の頼朝の書簡がある。<sup>15</sup>しかし、景浦氏はこの文書の様式が書簡形式であること、半国の守護が存在していたとは考えられないため、これを後世の創作であると指摘している。実際に『吾妻鏡』建仁三年（一一三〇）四月六日条には、「伊予国御家人河野四郎通信、自幕下將軍御時以降、殊抽奉公節之間、不懸当国守護人佐々木三郎兵衛尉盛綱法師奉行、別可致勤厚、兼又加旧可相従國中近親并郎従之由、給御教書」と書かれており、通信が守護を務めていたという記述は無いため、伊予国の守護を務めていたのは佐々木盛綱だけであろう。

また、『予章記』では義経が逃亡した際に幕府は河野氏に疑惑を向け、喜多郡の守護職に梶原景時を補任したとさ

れるが、この記事の真偽は不明である。<sup>17</sup>『予章記』では、河野氏が義経と親密な関係であったように書かれているが、これを裏付ける史料はなく、『吾妻鏡』や『平家物語』で描かれる屋島の戦いや壇ノ浦の戦いにおいて、河野氏が義経軍に加勢した程度であり、特別な関係があったとは考え難いとされている。<sup>18</sup>しかし、次節で説明するように、河野氏が後白河院北面として在京活動を行っていたのであれば、義経との関わりがないとは考えにくい。このことを踏まえて、次章では河野氏の在京活動について考えていきたい。

## 二 河野氏の在京活動と承久の乱

### (一) 河野通信の在京活動

越智氏は律令国家において伊予国で活躍した一族であり、河野氏はその子孫を自称していたと考えられてきた。<sup>19</sup>しかし、下向井氏によると、『権記』長保二年（一一〇〇）十二月九日条に登場する「越智為時」は河野諸家譜に登場する人物であり、河野氏が越智氏の子孫であることは事実のようである。越智氏は、藤原純友の乱での功績により五位の位に叙されて以降、京都においてポストを得て在京活動を行っていたという。

また、平安時代の武士や鎌倉前期の御家人が多く在京活動を行っていたことに関しては、近年多数の詳細な研究<sup>20</sup>

が出されているが、河野氏は院政期においても在京活動を行なっていた武士であったと考えられる。

そのことを裏付ける事ができる史料として、「後白河院北面歴名」<sup>(22)</sup>が挙げられる。ここには、後白河院の北面の武士を務めた者がリストアップされているが、その中に「越智通信 通清子」という記述があり、これは河野通信であると考えられる。<sup>(23)</sup>河野氏が後白河院北面として仕えていた経緯については山本高志氏の研究<sup>(24)</sup>に詳しい。山本氏によると、伊予国の国司・目代が院近臣であること、長講堂領三島庄に社務職を保持していたことにより、領家が院北面の在京武士である坂戸源氏であることを媒介として、院に接近したと考えられている。ただ、ここで注意しておきたいのは、伊予国は播磨国と並び四位上臈の任国であり、<sup>(25)</sup>院近臣の中でも中心的な役割を果たしていた人物が就任していた。そのため、河野氏は治天の君との結びつきが比較的容易であったと考えられる。更に、後白河院は源義経を重用しており、また「後白河院北面歴名」に名前が挙がっている後藤基清や橘公長は、義経の四国侵攻において重要な役割を果たしていたと考えられる。<sup>(27)</sup>つまり、先ほど指摘したように、河野氏も後白河院およびその周辺を媒介にして義経と結びついた可能性がある。

他にも、河野通信と京都の関わりが窺われる史料を二点

紹介したい。一つ目は慈光寺本『承久記』の記事である。

去テ触催ケル趣ハ、「来四月廿八日城南寺ニシテ御  
仏事アルベシ。守護ノ為ニ甲冑を着シテ参ラルベシ」  
トゾ催ケル。

(中略)

諸国ニ被召輩ハ、丹波国ニハ日置刑部丞・館六郎・  
城次郎(中略)  
伊予国ニハ河野四郎入道。(後略)

この記事は、承久の乱の際に後鳥羽院が仏事を装って諸国の武士を招集しようとしたというものだが、その中に河野通信の名前が見える。承久の乱での通信の動きは後述するが、ここで重要なのは後鳥羽院が仏事を行う際の守護に河野通信が呼ばれていることである。これは即ち、河野氏<sup>(26)</sup>が有事の際、または恒常的に後鳥羽院からの軍事動員に必ず存在であったことを示している。

もう一つは『予章記』の通信と後鳥羽院出仕と等懸の記事<sup>(28)</sup>である。この部分では、河野氏が承久の乱において京方に参加した理由を、後鳥羽院からの寵愛と北条氏出身の妻との諍いによって説明している。北条氏と河野氏の関係は後に触れるが、『予章記』の記述の信憑性に疑いが多いこ

とはたびたび指摘されているため、内容そのものは検討しない。ここで注目したいのは、河野通信が後鳥羽院に寵愛されていたという説話が生まれたという事実である。後鳥羽院と通信が実際どれ程の関係にあったかというのは、現在になつては確認する術もないが、通信の在京活動無しにこの説話が生まれたとは考えにくい。この『予章記』の史料を全て信用することはできないが、河野氏が在京活動を通して後鳥羽院と何かしらの関係にあったことは事実なのではないだろうか。先程紹介した『後白河院北面歴史』の中に名を連ねる後藤基清や五条有範も後鳥羽院に仕えているため、河野氏も同様に後鳥羽院に仕えていた可能性は考えられるだろう。

他にも『予章記』では、通信の子である通久が後鳥羽院の西面の武士であつたと記されている。先述の通り、『予章記』は後世に編纂された史料のため、この記述に關しては否定的に捉えられることも多いが、前述のように通信が後白河院の北面であつたことを踏まえると、通久が西面の武士を務めていたことは荒唐無稽な話ではないだろう。<sup>(29)</sup>

更に河野氏以外にも同じく伊予国内でも在京していたことが確認できる武士がいる。たとえば、『予州新居系図』では、国成流、頼成流、為成流等、ともに大夫を称する者が兄部となつている。<sup>(30)</sup> また、高市氏の一族には滝口や武者

所を務めた者も確認されており、伊予国内の武士も在京活動<sup>(31)</sup>を盛んに行なつていたことがわかる。

## (二) 承久の乱と河野氏

以上のことを踏まえて、河野氏が承久の乱において京方についた理由を再考しようと思うが、その前に、河野氏の承久の乱での動きについて確認したい。

河野氏の承久の乱参戦について、まず考えなければならぬのは、『承久記』と『吾妻鏡』の記事の相違である。最初に慈光寺本『承久記』を見ていこう。

宇治ノ手ニハ、甲斐宰相中將範茂・右衛門佐・浦入道ヲ始メトシテ、奈良印地ニ仰付ラレケリ。真木島ヲバ、(中略)下瀬ヲバ、伊予河野四郎入道ニ仰付ラレケリ。

この場面は、京方の武士達が都周辺の防御を固めたという記事である。これを見ると河野氏は、下瀬の守りを任されていたことがわかる。<sup>(32)</sup> つまり、河野通信は京都において鎌倉方の武士と戦つていたとされる。

次に、『吾妻鏡』承久三年六月一二日条を見ていく。

伊予国住人河野四郎入道相従当国勇士等戦之間、為一

方張本、仍可討罰之由、武州下知国中不与河野之輩云々。

『吾妻鏡』を見ると、先程の慈光寺本『承久記』と違い、伊予国内において北条泰時（武州）の下知に従った武士と戦っている。この記事の相違について山内氏<sup>35</sup>は、次の文書に注目して検討している。

備後国大田庄内大田方地頭左兵衛尉三善康繼桑原方地頭同舍弟玄蕃允康連等陳申

高野山衆徒等条々解状事

（中略）

一 令殺生由事、右同解状云者、就之案之、殺生之条、善信殊加禁制了、而去々年康繼下向之時、令殺生由事、極無実也、其故者、蒙武藏守殿仰罷向伊予河野入道追討之日、彼入道為降人上洛之間、康繼罷入当庄、繼廻日数不幾之処、即善信逝去之由乍承及、争可致殺生哉（中略）

貞応二年十一月 日 左兵衛尉三善康繼

玄蕃允康連

この陳状によると、三善氏は泰時の命により河野氏追討のために伊予に赴こうとしたことがわかる。つまり、河野

氏の軍事行動の中心は伊予にあり、また、多くの御家人が京において合戦に及んだ中で河野氏のように在地で合戦に及んだという例はあまり多くはない。河野氏の実際の動きについて確証づける史料はないが、ここでは、山内氏の説に従い在地において合戦に及んだという説をとりたい。

次に、河野氏が承久の乱で何故京方についたかについては、これまで多くの議論がなされてきたが、大きく分けて次の四つの説に分けられると考えられる。①河野氏と後鳥羽院との関係<sup>34</sup>。②守護、もしくは知行国主との対立<sup>35</sup>。③牧氏事件による北条氏との対立<sup>36</sup>。④同族間内での対立である<sup>37</sup>。①に関しては先ほど河野氏の在京活動について触れたため省略する。ここでは、まず②を見ていきたい。

②の説について、伊予国の守護であった佐々木氏・宇都宮氏に注目する。この二人は、両者とも鎌倉幕府方についている。山内氏が注目しているのは、守護宇都宮氏の勢力範囲である。

〔史料二〕「忽那重清軍忠状并土居通増證判」<sup>38</sup>

（前欠）

一 去後二月十一日□□□□□□府中守護參河權守貞

宗館□□□、責落貞宗以下地頭人等畢

一 同国喜多郡地頭宇都宮遠江守、同美濃入道代官等、

構根来山城榑致朝敵之間、自三月一日至于十一日  
致数日之合戦之刻、家人下野房被疵被射股畢

(中略)

元弘三年三月廿八日

藤原重清(花押)

## 〔史料二〕『予章記』

然所九郎判官殿被失故、通信同心ノ由ヲ被る訴籠、喜  
多郡ヲ以テ梶原平三景時ニ賜リ、守護(職) ヲバ盛綱  
ニ被補、又梶原被失時以的矢景時射タリシ勲功ニ依テ  
宇都宮賜之

〔史料一〕からは、宇都宮氏の一族である宇都宮遠江守  
が喜多郡地頭職を得ている事、更に彼らが元弘の乱の際に  
反北条軍に抵抗する拠点の根来城と場所が一致するため、  
この地が宇都宮氏にとって重要な地であったことがわかる。<sup>39)</sup>

〔史料二〕は、本稿でも度々取り上げている『予章記』  
である。この記事も全面的に信用できるわけではないが、  
宇都宮頼綱が反梶原勢力であったことは間違いなく、景時  
の誅殺後にその頼綱が喜多郡地頭職を手に入れた可能性が  
あるとされる<sup>40)</sup>。しかし、景時が喜多郡地頭職を持っていた  
かどうかについては検討の余地があり、宇都宮氏がいつ喜  
多郡地頭職を得たかは明確にも分からないと言える。そし

て、この宇都宮氏が勢力を伸ばしていたこの喜多郡を中心  
とした南伊予は、河野氏の勢力がほぼ及んでいなかった場  
所だとされる<sup>41)</sup>。その結果、守護宇都宮氏と河野氏の間で対  
立が起こり、河野氏が承久の乱において京方についてとい  
う。

この説において、在地間で本当に対立があったかは分か  
らないが、鎌倉幕府の御家人として勢力を拡大していた河  
野氏が京方についてた理由としては不十分ではないだろうか。  
次に③の説を見ていくが、その前に河野氏と北条氏の関  
係について確認しよう。河野通信は、鎌倉幕府に御家人と  
して召し抱えられる際に、北条時政の女婿となっている。

これは、『予章記』をはじめ、様々な河野氏系図に記され  
ているため、事実のようである。つまり、河野氏と北条氏  
は姻戚関係にあるわけだが、そこで問題となるのは牧氏事  
件である。

牧氏事件の経緯は、実朝が鎌倉幕府の將軍となった後、  
時政と牧の方が平賀朝雅を將軍に擁立しようと計画するも、  
義時・政子の迅速な対応により阻止され、時政と牧の方は  
失脚したというものである。

石野氏の説によると、時政と姻戚関係にあった通信は、  
承久の乱が起こるまで東国御家人に匹敵するような処遇を  
受けており、牧の方事件によって時政が失脚したことによ

り、義時・政子から何かしらの抑制策をとられており、その事が承久の乱で京方についた遠因となるのではないかと指摘している。

この説について疑問となるのは、河野通信が婚姻を結んだのは時政の娘ではあるが、牧の方が母親かどうかはわからない事。もう一つは、時政と姻戚関係を持つ他の御家人達の処遇について検討がなされていない事である。

二つ目の問題である、時政と姻戚関係のある御家人のうち母が牧の方だと確認できる御家人といえ、宇都宮頼綱であるが、先述でも少し触れた通り彼は承久の乱では幕府方についている。また、平賀朝雅の異母兄である大内惟義についても、何か特別な措置が取られていたことは確認出来ず、むしろ、息子の惟信は朝雅の遺領である伊勢・伊賀の守護職に補任されている<sup>(42)</sup>。

以上の事を踏まえると、牧氏事件によって時政と姻戚関係があった御家人に、義時・政子等が何か抑圧策をとっていたとは考え難い。

最後に④の説である、一族間抗争であるが、これは承久の乱においても多くの事例があり、さして珍しいことでもなく、実際に河野氏もその例の一つであると考えられる<sup>(43)</sup>。

田中氏の論文<sup>(44)</sup>でも紹介されているが、貞応三年正月廿九日の関東下知状<sup>(45)</sup>において通久は、承久の乱で鎌倉方についた

功績として阿波国富田庄の地頭職に補任されているが、「非本望」という理由で通信の旧領である伊予国石井郷を望んでいる。しかし、一族間で河野氏が対立していたとしても、鎌倉幕府の御家人である河野氏が鎌倉方ではなく京方についた決定的な理由ではない。

河野氏が承久の乱の中でなぜ京方についたかという一番の理由は、河野氏が在京活動によって得た京都および後鳥羽院との繋がりとであると私は考える。鎌倉幕府を権力基盤としつつ、西国に本貫地または主要な拠点を有しながら鎌倉・東国で活動する者と京・西国で活動する者の双方が確認できる一族は、承久の乱において一族間で分裂がおこりやすく<sup>(46)</sup>、河野氏もその例の一つであったようである。河野氏が在京活動をおこなっていたことは前節のとおりであり、一族の多くは京方に属したことから一族全体の活動の重心は京および西国であったと考えられる。そのことに比べると、既に没した北条時政<sup>(47)</sup>との姻戚関係は承久の乱での動向を決定づけるに及ばなかったであろう。また、前節で引用した『承久記』内では後鳥羽院が河野氏を承久の乱の際に招集したということも、河野氏が後鳥羽院からの信頼に足る人物であったということであり、その関係こそ河野氏が京方についた最も大きな要因と考えられるだろう。

### おわりに

本稿では、平安前期から承久の乱の間の河野通信の動きに注目し、承久の乱における京方武士の一人として当時どのような状況下で通信が拳兵したかについて検討を試みた。

京都における武士の在京活動は近年多くの研究成果により指摘されていることではあるが、本稿ではその中でも比較的、研究が少ない西国武士の一人である河野氏について取り上げ、河野氏が在京経験豊富な武士であったことを確認した。

治承・寿永の内乱でいち早く源氏方についた河野通信は、その功績によって鎌倉幕府の御家人となり、奥州合戦では東国武士と共に鎌倉から出陣した。また、北条時政の娘婿となり、幕府との関係はより親密なものとなるが、承久の乱で京方についた後は、陸奥国に流され、河野氏は通久によって存続していった。

この背景には河野通信の御家人としての活躍だけではなく、河野氏が在京活動によって得た後鳥羽院との繋がりという大きな要因があった。そして、それによって河野氏は承久の乱で後鳥羽院の招集に応じたのである。

本稿では河野氏のみを検討したが、今後の課題として承久の乱での西国および京都について、研究をしていきたいと考える。



伊予国の関係地図

(佐伯真一・山内譲『予章記』(三弥井書店、2016)より引用)

- (1) 長村祥知『中世公武関係と承久の乱』（吉川弘文館、二〇一五年）。
- (2) 景浦勉『河野氏の研究』（伊予史料集成刊行会、一九九一年）、山内讓「承久の乱と伊予河野氏の動向」、『中世瀬戸内海地域史の研究』（法政大学出版局、一九九八年、初出一九八二年）、石野弥栄「伊予河野氏と承久の乱に関する一試論」、『中世河野氏権力の形成と展開』（戎光祥出版、二〇一五年、初出一〇一〇年）など。
- (3) 田中稔「鎌倉時代における伊予国の地頭御家人について」、『鎌倉幕府御家人制度の研究』（吉川弘文館、一九九一年、初出一九九九年）。
- (4) 川岡勉「武家権門の成立と西国領主…伊予国の事例から」、『愛媛大学教育学部紀要』第II部人文・社会科学、二六一—二六二頁（一九九三年）。
- (5) 『玉葉』文治元年十一月三日条「適所浴恩之伊予国、皆補地頭、不能国務」の部分。川岡氏（前掲）は、これを義経が頼朝に謀反起こした理由としているが、頼朝対義経問題に関してはここでは追求せず、あくまで伊予国内の問題として捉える。
- (6) 川岡（前掲）。
- (7) 川岡（前掲）。
- (8) 景浦（前掲）。
- (9) 佐伯真一・山内讓『予章記』（三弥井書店、二〇一六年）、五四項、注釈二より。なお、本稿における『予章記』は、すべてこちらから引用した。
- (10) 田中（前掲）。
- (11) 山内（前掲）。
- (12) 川岡（前掲）。
- (13) 『愛媛県史』（愛媛県史編さん委員会、一九八三）では「関東下知状」。
- (14) 石野（前掲）。
- (15) 『予章記』、九八項。
- (16) 景浦（前掲）。
- (17) 景浦氏はこの記事を信用出来ないとしているが、山内氏は宇都宮氏が喜多郡地頭職を得たことに景時誅殺事件があったとしており（後述）、本稿では真偽は不明であるとす。また、田中氏（前掲）も喜多郡の地頭職を梶原景時が保有していたかについては可否を定め難いと述べている。
- (18) 山内氏（前掲）。
- (19) 『予章記』、三三三項。
- (20) 下向井龍彦「越智郡司越智氏から伊予国在庁河野氏への転形—権記」長保二年（一〇〇〇）十二月九日条を中心に—（『紫苑』一四号、二〇一六年）。
- (21) 上横手雅敬『日本中世政治史研究』（塙書房、一九七〇年）、野口実『源氏と坂東武士』（吉川弘文館、二〇〇七年）、長村祥知（前掲 注1）など。
- (22) 小松茂美「右兵衛尉平朝臣重康はいた」『小松茂美著作集 二〇』（旺文社、一九九八年、初出一九九九年）。
- (23) 野口実「下野宇都宮氏の成立と、その平家政権下における存在形態—研究紀要—」（二六、二〇一三年）。
- (24) 山本高志「河野通清・通信の挙兵再考」『伊予史談』（三

七三号、二〇一四年。

(25) 元木泰雄『院政期における大國受領―播磨守と伊予守―』『院政期政治史研究』（思文閣出版、一九九六年）。

(26) 元木泰雄『源義経』（吉川弘文館、二〇〇七年）。

(27) 岩田慎平「小鹿島橘氏の治承・寿永の内乱―鎌倉幕府成立史に寄せて―」『紫苑』（八号、二〇一〇年）、長村祥知「後鳥羽院政期の在京武士と院権力―西面再考―」『中世公武関係と承久の乱』（吉川弘文館、二〇一五年、初出二〇〇八年）。

(28) 『予章記』一〇三項―一〇四項における「通信の後鳥羽院出仕と笠懸」の部分。なお、表記については前掲注9の記述に従った。

是程ナルニ、宮方ヲ取テ、罷失ケル子細ヲ能々尋ヌルニ、本道トハ乍申、難捨申事モ理也。其謂（ハ）、天下君臣ノ逆乱未萌以前（ニ）、「件ノ由井浜ニテノ座位ノ次第、其外度々ノ名譽等ハ、只北条ノ縁タル故也」ト、通信、女中ノ昵物語りニ仕玉ヒケルヲ聞テ氣ヲ損ジ、「北条（ハ）平氏ノ末裔也。親好ハ縁也。聊モ名望ニ非ズ」ト云イサカヒラシテ、夜中ニ鎌倉ヲ出テ上落シ、内裏ニ參テ、「伊予國河野ト云者參内」ト申ケレバ、君聞召、即被召寄、御寵渥不斜。内々武士ヲ御尋ノ時ナレバ、夫周文王ノ太公望ヲ得、漢高祖ノ張子房ニ逢玉フ程ノ叡慮也。（後略）。

(29) 西面の武士に関しては史料がかなり乏しく未だ不明な部分が多いが、西面の武士には出自不明者も多くおり、個々としては弱体な武士が編制されていたと考えられている。

長村（前掲 注27）。

(30) 川岡（前掲）。

(31) 川岡（前掲）。

(32) 古活字本『承久記』では「広瀬」とされているが、ここでは慈光寺本に従う。

(33) 山内（前掲）。

(34) 『予章記』、一〇三項。

(35) 山内（前掲）。

(36) 石野（前掲）。

(37) 一族間分裂については、野口実氏が「承久の乱における三浦義村」『明月記研究』（一〇、二〇〇五年）の中で三浦氏内における一族間分裂について指摘しており、長村祥知氏は野口氏の研究を踏まえながら、他の一族における一族間分裂についても指摘している（「一族の分裂・同心と式目十七条」『中世公武関係と承久の乱』吉川弘文館、二〇一五年、初出二〇一〇年）。

(38) この史料は「忽那家文書」として『愛媛県史』（前掲）に収録されているが、欠字が多くあったため、今回は山内氏の論文（前掲）から引用した。

(39) 山内（前掲）。

(40) 山内（前掲）。

(41) 山内（前掲）。

(42) 『吾妻鏡』元久二年（一二〇五）九月一九日条。

(43) 長村（前掲 注37）。

(44) 田中稔「承久京方武士の一考察―乱後の新地頭補任地を中心として―」『鎌倉幕府御家人制度の研究』（吉川弘文館、

一九九一年、初出一九五六年。

- (45) 「保坂潤治氏所藏文書」『愛媛県史』（前掲）。
- (46) 長村（前掲 注37）。
- (47) 『吾妻鏡』 健保三年（二二二五）一月八日条。
- (48) 『吾妻鏡』 承久三年（二二二二）六月二八日条。

## 博多における貿易の変遷

植村 沙彩

はじめに

本稿では、平安末期～中世初期における、日宋貿易の変遷の様子を見ていきたいと思う。まず日宋貿易の変遷について、森克己氏の見解を参考に考えていきたいと思う。

中世的貿易の始期は、遣唐使が廃止された前後の時期であった。そして十世紀を、入貢を行う古代貿易から、民間で行われる交易への転換期として、注目するべきであるとしている。遣唐使がまだ存在していた時期には、外国船の来航は増加していた。そこに僧侶が同乗するようになった。僧侶の入唐においては、複数人の俗人が伴っていた。このことにより、唐の品を日本に持って帰る者が現れた。そしてついに、貿易を主な目的として入唐する者が現れる。この後、商船の頻繁な来航が行われるようになった。そしてこの商船の来航は、民間貿易の発達を促進させた。

しかし、遣唐使が廃止された後、外国商船の来航は、国家側の経費負担が多いことなどから、来航に制限が与えられた。加えて、個人の海外渡航は禁止され、これを破ると

処罰された。これ以降、国家側では、外国との交流を拒否する体制をとるようになった。だが、十世紀後半になると、このような体制は緩み、対外交流を受け入れるような対応をとるようになる。そして、宋商船が来航するようになり、日宋貿易が行われるようになる。

この後、宋の商船が来航するようになると、貿易の管理は大宰府で行われていた。この時の港は、現在の福岡県の西部に設置されていた。この貿易においては、朝廷が必要としている品を優先的に交易が行われた。そして国家による貿易が終わったのちに、民間同士での貿易が認められていた。このような貿易システムを嫌がった海商らは、十一世紀ごろから、不入権を所持している荘園に向かい、その荘園領主らと密貿易を行うようになった。遣唐使が廃止された後、日本では、一般人の海外渡航は禁止されていたことは先に述べたと思う。この時、五台山・天台山巡礼を行うため、僧侶の渡航のように一部の例は許されていた。その渡航において、十一世紀後半ごろは、日本が持つ航海

技術や環境条件から高麗に渡航していた。しかし、十二世紀に入ると高麗では、反乱が頻発し、社会状況が不安定になったことにより、高麗に渡航することは危険となつてしまった。よつて、直接宋に向かう渡航回路に切り替えられた。

十二世紀後半ごろ南宋では、積極的外交が行われていた。この時日本では、この時期平清盛が政権の実権を握つていた。そして清盛は、大輪田泊を建設するなどを行い、貿易を積極的に行つた。その後の鎌倉時代においても、初期においては、民間の貿易の自由を認めていた。このことにより、日本商船の渡航が盛んとなつていた。しかし鎌倉中期になると、建長六年（一二五四）に貿易統制令が鎌倉幕府によつて出される。

平安末期〜中世初期において、日宋貿易の流れは、森氏によつて整理されている。この日宋貿易の流れの中から、鴻臚館から博多への変遷について、そして、十一世紀における日宋貿易の実態について注目し、それぞれについて、様々な見解をまとめてきたいと思う。

## 1 鴻臚館から博多への変遷について

ここでは、貿易拠点の鴻臚館から博多への変遷を中心に、平安末期〜中世初期の貿易の動きを述べていきたい。

### 鴻臚館について

鴻臚館とは、外国使節などが滞在した施設、または日本の使節が利用した施設のことである。鴻臚館は、唐風の呼称で、客館や館とも表される。ここでは、大宰府管轄にあつた鴻臚館について、田島公氏の見解を用いて紹介していきたいと思う。

国家が貿易を行つていた場所は「客館」であつた。そこでは、一般の人々から隔離した空間で、官人による取引が行われていた。国家は、民間より優先的に交易を行うことができる交易権を所持していた。そして、公的貿易が行われた後に、民間貿易が行われていた。隔離された空間で、貿易を行うことよつて、国家が貿易・情報を独占することを可能にしていた。これらから田島氏は、客館（鴻臚館）は、国家による貿易管理の象徴であるとみなし、客館が存続する≡管理貿易が続いていることが示されるとみなした。国家による貿易において、物の取引は、内蔵寮・大蔵省の管轄となつており、宮中に必要な唐物の調達は、蔵人所で行われていた。大宰府などの沿海国では、海商らの持ち込んだ品を国司が検査し、その品の登録を行つていた。

九世紀後半から十世紀初めにかけて、律令国家における対外貿易への対応は、変化したとされる。

まず一つ目の変化は、貿易における支払方法の変化であ

る。大宰府では、八世紀後半ごろまでは、支払いには綿を用いていた。しかし、八世紀後半〜九世紀後半の間に砂金へと変化していった。そして交易用に保管されていた綿を、砂金に替える動きもみられる。九世紀後半からは、交易で砂金が用いられるようになった。

二つ目の変化は、藏人所が大宰府に唐物使を派遣して、唐物使によって、交易が行われるようになったことである。唐物使とは、大宰府に派遣され、宮中で必要な唐物を仕入れる使であったとされる。大宰府の交易での支払いが、綿から砂金へ移った。この時金の管理を行っていたのは、内藏寮であった。このことから、貿易での資金の運用を、大宰府の府官のみで行うことが不可能となった。よって唐物使が派遣されることとなった。唐物使は、この内藏寮を管轄としていた藏人所から派遣されていた。まとめると、唐物使による交易方法は、大宰府が朝廷に海商の来航を伝える↓貨物の検領↓和市を行うために藏人所より藏人と出納を一人ずつ派遣↓海商に代金を渡す↓これらの結果を太政官から天皇に奏伝、という形であった。唐物使らによって持ち出されなかった品は、和市という相手側と値段を交渉しながら行う交易に出された。これには、唐物使らが監督も行っていた。

唐物使らが派遣されなかった場合は、朝廷が必要として

いる貨物のリストを、藏人所牒に載せ大宰府に下す。その後、大宰府の官人らによって貨物の検査、進上品の選別を行っていた。

九世紀中ごろ以降客館が、貿易を行う場として利用されていたのは、民間よりも早く交易を行うためであった。この方法では、海商に対して、代金を払うのが後回しになっている。よって、海商らに対する支払いを終えるまで、日本に滞在させるために客館が利用されたのではないかと推測されている。

十世紀末ごろから唐物使は派遣されなくなり、十一世紀に入ると、大宰府に貿易の政務がゆだねられるようになった。また史料上では、十世紀中ごろ以降、鴻臚館は記されることがなくなった。これらから、政府が直接対外貿易の管理を行うことがなくなったと推測される。その結果鴻臚館は廃止された。そして、鴻臚館の建物自体も、十一世紀に放火され消滅した。

渡邊誠氏は、唐物使の派遣中止が鴻臚館の役割を低下させ、その後の鴻臚館の廃止につながるとしている。ただ、国家による貿易管理の象徴とされていた鴻臚館が廃止されたのちも、国家による貿易管理は続いていたとみなしている。その理由は、年紀制による海商の管理が行われていたからである。年紀制とは、外国の商人などに対して、日本

への来航を一定期間空けて行うようにさせる制度である。

このような管理は、十二世紀前半まで続いており、それまでの国家による貿易管理体制は、続いていたと考えられる。そして、国家による貿易管理は、新たな貿易の形態が出現したことにより、失われたと理解するべきである。

鴻臚館は、国家による貿易管理の象徴であったが、鴻臚館が廃止されたからといって、国家による貿易管理は、すべて消えてしまったわけではないことがわかったと思う。

### 博多について

十一世紀中葉には、鴻臚館は廃止される。よってそれ以降、日宋貿易の拠点は、博多に移動する。

十一世紀から十三世紀初めにおける博多は、宋人たちが自由に入居することができ、また日本人に対しても開放されていた空間であった。九世紀と比べると、博多に長期滞在する海商は増加していた。十二世紀前半以前は、宋商人らは博多浜の西部の荷揚げのあった付近に、居住区を形成していたとされる。その東側に、日本人の居住区が存在したとされている。そして十二世紀後半になると、徐々に宋人商人が東側に進出し混在していくようになった。そして、宋人と日本人が、入り混じって居住していた。このように海商らの居住区は「唐房」と呼ばれ、折衷の生活が営

まれていた。

十二世紀前半には管理貿易ではなく、寺社権門が博多網首に出資して貿易を行っていた。博多網首とは、博多に拠点をおいて貿易を担っていた宋商人などのことを指していた。この当時の貿易は、博多網首が主体となって貿易を行っていた。寺社権門は、博多付近の荘園、寺社を引き入れ、貿易品のやり取りを商人に任せていた。十二世紀中ごろになると、北陸方面には海商らが来航しなくなり、博多に商船が集まるようになった。そして十三世紀前半になると、寺社権門らが主体となって貿易を行うようになり、博多網首が行っていた貿易からの貿易形態の移行が行われた。

国家によって海商らの来航は、博多のみに限られていた。博多⇨出島のような状態であるとされていた。しかし、服部英雄氏によると、大宰府官人による海商らの貨物の検査は、ただの警察的働きであり、政府による貿易管理としてみなすことは難しいとしている。そして、外国船の検問が警固所解や諸国による解によって、大宰府に報告されていることから、国家による貿易の管理が、貫徹していたとみなすことは間違いであると指摘している。

これらより博多は、以前の鴻臚館で交易が行われていた時とは違って変わって、宋人も日本人も自由に出入りすることができ、解放された空間となっていたことがわかる

と思う。これらの要因として、年紀制によって長期滞在する海商らが存在し、その彼らが自身の居住区を形成したこと、またこの居住区が、日本人の居住区と混じり合っていることなどがあげられる。

## 2 十一世紀における日宋貿易

では、ここからは十一世紀における日宋貿易は、どのように評価されていたのかについて、それぞれの研究者の見解を見ていきたいと思う。

### 十一世紀における日宋貿易の評価

森氏は、朝廷によって管理貿易が行われていた時代において、海商らは自身の望む価格での取引は不可能であったとみなしている。一方民間貿易においては、商人自らが、望む価格で取引をすることができ、貴族らが唐物を求めた結果、高額で取引されることがあった。このことから、朝廷は唐物を競って買い争うことを禁止した。この後、朝廷側の官人の不正などから管理貿易は衰退し、公的貿易の管理は大宰府に移された。この移行後、大宰府における管理が怠慢化し、朝廷が義務付けている海商来航の報告を、大宰府が朝廷に奏上を行わないことや、海商に対する支払が遅れることがあった。これらに加え、貴族らの唐物に対す

る購買欲求などから、彼らは自らが所有する荘園内において、大宰府による貿易の管理を排斥した状態で、貿易を行うようになった。その例として、藤原実資が所有していた筑前高田牧があげられている。そして、牧司を通じて、唐物を手手していたこともあげられている。またこの他にも、菅崎宮や大山寺、肥前神崎荘など十二か所が、博多以外で、貴族らが、私貿易を行うために利用された港として、紹介されている。寺社・権門が多くかかわっており、私的貿易が行われる貿易拠点、博多以外の場所にも多く存在したことを述べている。

### 十一世紀の日宋貿易への問題

山内氏は、荘園内で私的な密貿易は行われていなかったとしている。その理由としては、国家側が外国商船の来航を把握していたことをあげている。十一世紀、海商らは頻りに日本へ来航していた。外国商船の来航は、天皇に必ず報告するべき事項であるとされていた。外国商船時の日本の対応は、大宰府から中央政府に商船来航が伝えられ、中央で対応について考える。そしてこの後、中央から大宰府に海商らへの対応が伝えられ、その対応が実行される、というものであった。

このように外国商船の来航が、中央政府に伝わるような

構造を持つている。もし、密貿易が行われていたのであれば、中央政府による外国商船の来航は、把握されていなかったのではないかと考えることができる。十世紀～十二世紀前半の来航事例をみて、十一世紀においては、密貿易が行われていたとは考えにくいとしている。

外国人の来着を、天皇に逐一報告することが義務付けられていたことは、外交における交通の独占が、天皇の権限であったからであるとしている。また海商らの来航時には、様々な文書の提出が求められていることから、十世紀・十一世紀において、海商らの来航は、天皇に対する入貢ととらえていたとしている。

### 日宋貿易の再考

服部氏は、大宰府で行われていた貿易を、すべて民間貿易であったとみなし、大宰府における貿易を外交ではないと指摘している。よって、大宰府が民間である海商たちに対して、警察的役割のもと、貨物の検査を行い、和市を行っていただけであるとしている。このほかに、権門によって行われていた貿易を、密貿易として評価してよいのか、という疑問を提示している。そして、日宋間で行われていた貿易は、すべて権門・寺社の出資によって行われる民間貿易であったと評価している。この民間貿易では、特に寺社

が中心となって、貿易に出資することから、社寺貿易とみなされた。

加えて、服部氏によると、宮崎宮や大山寺のような博多周辺の寺社は、貿易と関係を持っていたと評価している。中でも神崎荘は、干満差などによって、博多湾には存在しないような水深が確保されていることから、この荘園は貿易拠点となりえるとされる。博多は、貿易において最重要港湾であった。しかし、その他にも貿易拠点となりえる場所は、多く存在していたとしている。

### おわりに

今回鴻臚館から博多への変遷について、また十一世紀における日宋貿易の評価について、みていった。平安時代末期～中世初期にかけて、鴻臚館から博多へ貿易の中心の移動について理解することができたと思う。

そして十一世紀における日宋貿易では、博多が貿易で重要な港であった。加えて博多周辺の寺社・荘園は、貿易に関わっていたことがわかった。しかし、国家が海商の来航を把握していたことなどから博多周辺において、密貿易が行われていたと規定することは難しいと思う。

## 参考文献

- ・森克己、『日宋貿易の研究』（国立書院、一九四八年）
- ・新編森克己著作集編集委員会、『新編 森克己著作集 第二卷 続日宋貿易の研究』（勉誠出版、二〇〇九年）
- ・渡邊誠、「最終章 鴻臚館の盛衰」（『平安時代貿易管理制度史の研究』、思文閣出版、二〇一二年）
- ・山内晋次、「第一章 莊園内密貿易説に関する疑問」（『奈良平安期の日本とアジア』、吉川弘文館、二〇〇三年）
- ・服部英雄、「日宋貿易の実態―「諸国」来着の異客たちと、チャイナタウン「唐房」―」（『東アジアと日本』、九州大学大学院比較社会文化研究院、二〇〇五年）
- ・田島公、「大宰府鴻臚館の終焉―八世紀〜十一世紀の対外交易システムの解明」（『日本史研究 三八九号』、日本史研究会、一九九五年）
- ・大庭康時、「博多網首の時代―考古資料から見た住蕃貿易―」（『歴史学研究 七五六号』、青木書店、二〇〇一年）

# 「古文書」の研究をたどる

—下文と下知状を中心に—

中田 ほか

はじめに

「古文書」と耳にすると、博物館に展示されている蛇のようにうねった文字の書かれている紙を想像する人が多いだろう。一瞥するだけでは何が書かれているのか分からない文書である。それは、主に現在私たちが使用する文字とは字体や書かれ方、紙の使い方などが大きく異なるものだからである。一見小難しいようにみえる古文書であるが、その一枚の紙に書かれたあるいは含まれている情報量は非常に多く、文書の内容だけではなく、当時の政治体制や社会状況、送受信者間の関係性、人間性など文書にかかわるさまざまなことを表している。

研究史上においても、これまで古文書に関する研究が多く行われてきた。とくに古文書の分類、本質に即したものである様式による分類に関してさまざまな試みが行われてきた。本稿では、古文書学研究、そして古文書の様式論をたどり、整理するとともに、中世社会において主流の文書となる下文と下知状について触れたい。

## 第一章 古文書学研究

### 第一節 古文書とは

古文書とは、古文書学上の用語である。主に特定の対象に意思を伝えるために作成された意思表示の手段、文献のことを指す。しかし、佐藤進一氏は、この規定は少し狭すぎる<sup>①</sup>として次のように述べている。

甲から乙への意思の伝達的手段として作成されるのが文書だとすると、(中略)かかる管理のための照合、同定のための照合を機能とする帳簿、証書、記名札等は、意思の伝達を機能とする、従来のいわゆる古文書とは明らかに別種のものである。しかし、他方これらのものが、現実の政治・経済・社会生活において、人間関係に現実に関与する点で、従来のいわゆる古文書と共通の性質をもつばかりでなく、両者は機能的に密接に関係し、規定し合っていることも明らかである。特定の時代、特定の国家・団体において形成され

た文書の体系の全体像は、従来のいわゆる古文書と、ここに記した照合帳簿その他との相互関連、相互規定の総体を明らかにしてはじめて把握することができるし、古文書学の目的もその点にあると考えられる。以上のように考えれば、ここに記した照合帳簿その他を、文書と密接に関係する別種の記録とするか、これを従来のいわゆる古文書と併せて広義の文書として、文書の体系（そして古文書学の体系）を再構成するか、が今後の問題である。

差出人と受取人の間の授受関係が前提になっている点で、主格の一方的な意思表示の産物である、一般の著述、編纂物、備忘録、日記などと区別される。だが、目録・帳簿・引付など当人は授受を伴わない書類をも古文書学の対象とすべきであるという見解が有力である。

## 第二節 研究上の古文書学

古文書には、必ず差出人と受取人が存在する。この授受者間の関係、地位・立場などによって古文書の材料、作成手続、様式、文章、発行手順などにさまざまな差違が現れる。それらの違いは、時代の変遷、地域の相違によって変容し複雑化する。このような古文書のもつ複雑な性質を理

解し、古文書に関する知識を整理し、体系を立てていく学問を古文書学という。

古文書の研究は、もともと一七世紀にフランス・ドイツ・オーストリアでおこったものである。当時おこった新教が旧教に対して、立場や権利を主張するために、宗教的な古文書を用いて訴訟や論争が繰り返行われた。その際用いられた古文書・古記録の真偽の価値判断に関する研究からおこったのが古文書の研究であった。そのため、当初古文書の研究は、「裁判判決の法律の補助学科としての学問研究であり、古文書の鑑定法であった。」<sup>(2)</sup>（伊地知、一九六六）江戸時代に入り、歴史の研究編纂が盛んになることを受け、その史料として古文書を集めて研究する風潮が初めて生じた。古文書学は部分的には古くから研究がなされてきたものであるが、今日見るような体系的なものとなったのは明治に入ってからである。明治五年（一八七二）、太政官正院に置かれた歴史課が修史局となり、六国史以後の正史の編纂を進めていくこととなる。その後この事業は、正史の編纂から、史料の編纂へと切りかえられ、機関も臨時編年史編纂掛と改められて帝国大学の付属に移される。そして明治十八年（一八八五）に始める全国的な史料採訪事業によって、理論や説明だけでなく、実地の古文書研究が行われるようになり、これらを契機として日本の古文書学は成

立していく。明治二三年（一八九〇）、帝国大学史学科の教授坪井九馬三氏が西欧留学を終え帰国した。その際、レポート・フォン・ランケが確立した実証主義に基づく、史料批判による科学的な史学研究方法、そして古文書学がはじめて紹介された。これを受けて日本古文書学を組織単位で研究していかうとする動きが高まった。帝国大学史学科で、久米邦武氏、星野恒氏らによって最初の古文書学が講義されるようになり、黒板勝美氏が古文書学者として独自の日本古文書学を確立した。「明治の古文書学は、初期の法学的な古文書鑑定法に類した価値判断の方法ではなく、史実究明の純粋な歴史学の基礎学科としての方法論であり、補助学科であった。」<sup>3</sup>以上を出発地点として、日本古文書学は日本全国へと広がり研究されるようになる。

しかし、佐藤進一氏は古文書研究には依然として課題が残ると指摘し、大きく二点を挙げている。一つ目は、これまでの古文書学は様式論中心であって、古文書の機能や分布状態などの問題はまだまだあまり研究が進んでいない点である。また、古文書の紙や書風、文字、文章、花押、印章などの個々の要素についての研究である形態論も、相田二郎氏の印章の研究を除けば、ほとんど本格的な研究は行われていない。二つ目は、従来の古文書学が研究対象としたのは古代と中世が多く、とくに中世文書に限られたという点

である。「従来の古文書学は中世古文書学だったといつて過言ではない。」<sup>4</sup>とし、江戸時代以降の古文書の研究が取り残されていると言及している。そして、「既成の古文書学を批判し再検討して、複雑多様な近世・近代文書を含めて新たに体系化することが、日本古文書学の将来に課せられた大きな課題である。」（佐藤）としている。

## 第二章 古文書の様式論

古文書の様式とは、古文書の骨組みや形状のことである。しかし、従来の様式論の多くは書式について論じられてきたという指摘もある。そして様式とは、単に書式だけではなく書体・紙面の装飾・料紙の使用方法・紙継目の固定の仕方などの形態を含めた文書の総体として把握するべきという考え方もある。「そして本来文書というものは、差出者と受取者との政治的ないし社会経済的な関係によって、また地域により、年代によって千差万別の働きをするものであるが、その働きに効力は一般に文書の表面に表される」<sup>6</sup>これら文書表面に現れる差違や働きなどから、古文書はいくつかに分類される。その分類には、差出人と受取人間の上下関係を中心とする見方と、公文書と私文書とにわかる見方がある。しかし、政治体制や社会の変容、歴史の発展に古文書の様式は影響を受け、変化するものであるた

め、その分類は容易ではない。古文書の様式論は、公文書の発行主体である政治組織・国の特徴や体制に、または文書の発行手続や発行者に着眼するかで論が展開される。

### 第一節 定説となる様式論

佐藤進一氏は、古文書の様式の歴史的発達という点に着目した様式変化である(一)公式様、(二)公家様、(三)武家様と、時代が移っても比較的に変化や発展が少ないという点に着目した非政治的な文書を(四)上申文書、(五)証文、(六)帳簿類の計六様式に大別した。これは、黒板勝美氏の「日本古文書様式論」(『虚心文集』第六所収、一九〇三)を受け継いだ考え方である。

公式様とは、律令制度が盛んに用いられた奈良時代、平安時代初期によく行われたものである。大宝令や養老令内で公文書の様式やその他について規定したものである公式令に定められた文書の様式である。この公式令は唐の制度にならって設けられた。公式令に規定された文書の様式は二二種である。佐藤氏によるとこの二二種は大きく以下の三種に分けることができるとしている。<sup>8)</sup>一種目は天皇および皇太子と臣民の文書通交の書式、二種目は文書の授受が官人の対官庁を含む、太政官を頂点とする律令官庁間の文書通交の書式、三種目は以上一、二種に属さないその他の

書式である。三種目には、位記式・計会式・過所式など文書の目的に即した名称の書式で、それぞれの書式は文書の目的や機能を明示するように定められている。対して、一種と二種においては、文書の内容よりも差出人と受取人の関係性が重要視された。

公家様とは、律令制度が弛緩、破綻し摂関政治が成立していくなかで現れた様式である。律令制度の衰退を受けて、律令官制は大きく改変する。それは蔵人所、檢非違使庁の二大官庁が新たに設けられたことによる。これにより、以前までの官庁の保持していた機能や権力が形骸化する。政治組織と形態の変化によって、政治主体が運営する際の具体的な手段である公文書の様式や発給手続きまでも変容した。時代の推移とともに、徐々にそれまでの公式様文書に取って代わって実際に政治上の文書として用いられるようになる。公家様の登場によって、公式様文書は少しずつ使われなくなり、最終的に消滅するか、または実際の政治とは関係のない形式的、儀式的な際の文書として存続し続けるようになる。

武家様とは、もともとの出発点は公家様であり、武家が幕府を開いた後に幕府の文書として政治的な公的性格を取得していき、その後少しずつくりあげていった武家独自の様式である。平安時代中期から末期にかけて、朝廷や

公家の間では下文と御教書の二大系統の文書が多く用いられるようになり、旧来の公式令系統の文書が使用されなくなってきた。この際にも公家様文書はすぐに消滅することなくしばらくは存続する。しかし、南北朝を経て室町時代となり、公家が政治の中心から離れるのにもない、公家様文書も次第に政治的性格を失い、反対に武家様の影響を受けるようになる。

これは古文書の様式を日本の律令国家、王朝国家、武家政権という枠組みになぞらえた考え方である。日本の文書様式は、古代には中国・朝鮮の影響を受けたもの、中世には日本独自の発展を遂げたものとした。公文書の主な発行主体である政権・政治体制の変容に対応して古文書の様式も変化し、旧来の様式を引き継ぎつつも、時代ごとに新たな古文書の様式が求められ生み出されてきたという考え方である。

## 第二節 さまざまな分類

一方で、ほぼ定説となっている上記の公式様文書、公家様文書、武家様文書の分類とは異なる論も展開されている。相田二郎氏によって、公式様文書、平安時代以来の公文書、書札様文書という分類が行われている。<sup>9)</sup> また相田氏の論を受けて上島有氏は、古文書の様式を書式・形態を共通にす

るものと考えれば、公家様文書・武家様文書というのは発給者別の分類ではあるが、様式による分類ではないとして、公式様文書、下文様文書、書札様文書、とするのが公文書の様式分類としてもっとも適当であると述べている。<sup>10)</sup> 様式論研究史の背景に、権利文書の様式の変遷を軸にした文書史という枠組みがあったとして、中世公家政権の文書体系を解明、中世後期まで視野に入れて書札様文書の主流化を重視した。

さらに早川庄八氏の古代古文書学の提起<sup>11)</sup>（一九九〇）における公式令に規定されていない文書様式の発見や新たに誕生した文書様式は、単に当時の国家形態に対応したものではなく、差出人と受取人間の身分・立場、関係性を考察するべきとの指摘もある。<sup>12)</sup>（佐藤雄基、二〇〇四）

## 第三章 古文書の伝来―東寺百合文書を例に

現在に古文書が伝来しているのには、その古文書に伝わるだけの理由、そして力があつたからである。伝来の要因についてもさまざま分類がされる。文書の草案・下書きとして作成されたものが今日まで伝わる場合、実際に相手方に送られ文書としてのはたらしをした原文（正文）が伝わる場合、後に原本を写した控が伝わる場合とがある。また、文書の効力に注目すれば、当時の要件を伝えることで

文書としてのはたらきを終えるものと、後々まで保存の必要がある文書とにわけられる。前者は一時的効力を、後者は長期的効力を有する文書である。さらに、文書本来の効力すなわち伝達手段としてはたらきではなく、文書に書かれている文字や文章やそこから知り得る事柄、墨蹟、用いられた料紙など非本質的な価値が認められることによつて伝えられた場合もある。

東寺百合文書は、東寺の宝蔵、御影堂に伝えられた日本中世の古文書で、現在は京都府立総合資料館が所蔵している。八世紀から一八世紀までの約一千年間にわたる膨大な量の古文書群で、その数はおよそ二万五千通に及ぶ。中でももっとも充実しているのが一四世紀から一六世紀頃の文書である。一九七六年に国の重要文化財に、平成九年（一九九七）に国宝に指定された。

名前の由来は江戸時代まで遡り、加賀百万石の前田家の第五代藩主前田綱紀のはたらきによる。近世に入り幾度かの整理がなされるが、その最大のものが前田綱紀による整理・調査であった。莊園制の崩壊とともに効力を失った文書は失われていたが、綱紀は文書の重要性を知り、整理したあと藩の費用で文書の保存容器として百の桐箱を寄進、これに納めさせた。この箱は一合、二合…と計算されたので「百合文書」という。しかし、「百合」というものの実

際には片仮名が四六箱、平仮名が四八箱の計九四箱しかない。現在は綱紀が寄進した時から九四箱しかなかったとする説が有力であるが、詳しいことは分かっていない。また、全九四箱のうち九三箱は前田綱紀寄進の桐箱であったが、一箱だけモミの木の箱であった。桐の木の特徴の一部に文書などの美術品を保管することに長けたものがある。それは水、火、熱に強く、質量は軽いのに強度があり、虫がつきにくく、腐りにくいというものである。このような特徴から桐箱は昔から保存容器として用いられてきたとされている。蓋の裏には、この箱がどのようにして伝わったのかという寄進の来歴や前田綱紀が桐箱を寄進したことを讃えたものが記されている。その書き方には二種類あり、詳しく書かれたものと簡単に書かれたものがある。このうち詳しく書かれているものは「い函」と「ろ函」の蓋裏には同じ文章が書かれているが、それ以外の箱の蓋裏の文章はすべてどこかに違いがある。さらに一つだけ本来の蓋とは違う蓋を使用している箱があることもわかっている。

#### 第四章 中世の古文書

一般的に、日本の古代中世の公文書の基本となるのは公家文書であり、武家文書はそれらを踏襲・模倣したといっ

ても過言ではない。武家文書には文書本来の姿とは崩れた点が多く、アレンジもみられる。そのため、各様式の文書の特徴を指摘できない場合もあるが、それでも他の文書と区別される独自性が指摘できる。鎌倉時代の以降の武家の公文書としては、下文様文書と書札様文書の二つの様式の文書が考えられる。

平安時代の中期から末期にかけて、朝廷や公家の間で官宣旨・下文の系列と綸旨・院宣・御教書の系列、つまり下文と御教書の二大系統の文書が非常によく用いられていた。そしてこれら二大系統は、徐々に公式令系統の文書の使用を遠ざけていった。平安時代末から鎌倉時代にかけてみられるように、政治の中心が公家から武家へと移行しても、政治体制の細かな仕組みや制度はもろろんのこと、文書の様式も旧来の公家を使用したものがそのまま使用されていくことが多かった。しかし、その後平安時代の文書様式が模倣されてきただけではなく、下文と御教書を折衷したような下知状という新たな様式も生まれた。これにより、下文・下知状・御教書という三大系統が武家文書の中心となっていく。また、中世に入って御教書や奉書のような私的な書状の発達、そして普遍化が顕著となる。間接的意思伝達の手段であった御教書や奉書が、直接的な意思伝達の手段へととなり、將軍の発給する文書として公的な機能も果

たすようになった。

## 第一節 下文

下文は、文書の冒頭に於いて「下（宛先）」という文言を記し、宛先を明示した下達文書のことである。発給者は組織あるいは個人であり、令制の拘束を受けない点が特徴とされる。下文の起源は、九世紀に成立した官宣旨であり、九世紀半ばから外部に送られる際に「下」と外題を付したものが下文誕生のきっかけとなった。宣旨の機能の延長線に誕生したのが下文で、単に公式様文書の略式文書という性格にとどまるものではなかった。宣旨が外部に施行されるようになっただけではなく、宣旨の機能が拡大するとともに様式が整備されていった。下文は、鎌倉時代の奥上署判下文、袖判下文、政所下文と室町時代のものとにわけられる。鎌倉時代の下文の変遷には、源頼朝の立場および権力が大きくかわっており、奥上署判下文と袖判下文は、頼朝が政所を開き、下文を発給できるようになるまでの便宜上の様式であったとされている。<sup>13</sup> 室町時代になると、鎌倉時代から用いられ、相手に対して一番尊大な文書様式である袖判下文が足利將軍家から発給されるようになる。

下文は、主に地頭職その他の職の補任、所領給与および安堵、課役免除、守護不入以下の特権付与や訴訟の判決な

⑭どの権利の保証関係に用いられ、後世まで力を持つ永続的な文書であった。しかし、のちに発生する下知状によって、下文の文書内容とその役割は変容することとなる。嘉元元年（一一三〇三）に譲与安堵の際に毎回下文を発給せず、「被相続人から相続人に与える譲状の余白に幕府の執権らが安堵文言を書き加えるという規定」<sup>15</sup>ができてからは、下文は知行充行のみの使用に限られた。

## 第二節 下知状

下知状は下文と御教書の折衷したものとされ、中世に生まれた独自の文書様式である。その文書内容は、先に述べた下文の文書内容を吸収していくかたちをとる。特に、承久の乱以降はほとんど知行充行と譲与安堵の二項に限定されていく。<sup>16</sup>鎌倉殿の意を奉じた執権・連署が奥下に署判を加えるものである。下知状独自の特徴が出てくるのは嘉禄元年（一二二五）を境とし、下文と下知状の関係に変化が現れる頃からである。それ以前には下文が発給されない時に用いられた下知状が、それ以後には下文と併用されるようになるのである。<sup>17</sup>近藤氏は、下知状が下文に替わる文書となっていく契機を「建仁三年（一一〇三）九月鎌倉殿頼家廢立事件」としている。本来、下知状に署判を加える時政は奉者、真の発給主体は鎌倉殿となる。しかし、時政の

当時の政治的地位を考慮すると、下知状発給の決定権が時政に握られていたとも考えられ、時政が奉じたのは、実朝個人ではなく、御家人統合の象徴としての「鎌倉殿」であったと述べている。つまり、実朝の政治的立場の弱さから、下知状に署判を加えるだけの立場である執権である時政が、文書の発給主体であったのではないかと考えられる。このような新しい人間関係が、下知状という新しい文書様式を採用させたとしている。本来、下知状は下文の代用物であったものが、下知状と下文が独立して発給されるようになる。下文は所領の給与と譲与の安堵、下知状は訴訟の裁許と機能に限られていた。両者は対等な関係で機能を分かち合うわけではなく、下知状を中心とする文書体系が構成され、下文はその中で限定的に用いられた。下文の代用として臨時的に用いられていた下知状が、武士の時代において重要な主従関係、所領や職の権利、裁決を伝達するものとして、文書体系の中心となっていく。これにより下文自体が変質し、下知状と同質化していくこととなる。下文が変質し、下知状と同質化していったのは、政所下文に加えられる署判という文書の様式でもみることができる。のちに執権・連署のみが別当として署判を加えるようになり、令・知家事・案主の加判すべき箇所を空白にした政所下文が発給されるようになる。つまり政所下文も下知状と同じく執権・

連署の署判のみで発給されることになるのだ。

しかし、下文はその後も使用され続け、文書様式として姿を消していないことから下文が下知状と同質化し、下知状が文書形態の中心となったかには疑問が残る。また、下文と下知状が持つ機能と役割にはそれぞれ特徴があるためこの二つを明瞭に分類することは容易ではない。鎌倉時代に、下知状という新たな文書様式、そしてその文書としての新たな効力が生み出される。その後も下知状は主に訴訟関係文書として用いられていく。下文と下知状の関係性や下知状がどのような政治権力を背景に生まれ、各時代に対応した用いられ方をしたのか今後の研究課題としたい。

### おわりに

ここまで古文書学の歴史と様式論、そして中世的な文書である下文と下知状についてみてきた。一概に文書の様式といっても、当時の政治体制や社会状況、差出人と受取人の身分、筆者の性格など一つの文書をつくり出し、発行するまでに文書にはさまざまなかわりが見られる。そのため、現在の私には、どの様式論がもつとも適当なものか判断するのは難しい。しかし、文書の発給に大きくかわり、発給主体となる政治体制・国家形態の影響は多大であったと考える。送受信者間の関係も重要ではあるが、その関係

性も国家形態に裏付けられたものであり、またその範疇であると考えるからである。

中世の古文書といっても鎌倉時代と室町時代とは異なる用いられ方がなされる。今後は各時代の共通点と相違点から特徴を見出し、当時における文書の効力・役割、そしてそのような様式の文書が誕生した過程について考察したいと考える。とくに今回扱った下知状については、室町時代初期の足利尊氏・直義の二頭政治と関連させて、文書様式について考えたいと思う。

### 注

- (1) 佐藤進一『新版』古文書学入門、法政大学出版社、一九七一年四月、二二頁。
- (2) 伊地知鉄男編『日本古文書学提要 上巻』、新生社版、一九六六年八月、一〇四頁。
- (3) 前掲 伊地知、一〇八頁。
- (4) 前掲 佐藤、八頁。
- (5) 上島有「古文書の様式について」、『史学雑誌』、第九七編第一号、一九八八年、四三頁。
- (6) 前掲 佐藤、五三頁。
- (7) 黒板勝美「日本古文書様式論」、『虚心文集』第六所収、一九〇三年。
- (8) 前掲 佐藤、五五頁論。
- (9) 相田二郎『日本の古文書 上』岩波書店、一九四九年。

(10) 前掲 上島、四二頁。

(11) 早川庄八『宣旨試論』、岩波書店、一九九〇年。

(12) 佐藤雄基「日本中世前期の文書様式とその機能―下文・奉書の成立を中心にして―」、立教大学、史苑第七五卷第二号、二〇〇四年。

(13) 前掲、佐藤、一二二頁。

(14) 前掲、佐藤、一二五頁。

(15) 前掲、佐藤、一二六頁。

(16) 前掲、佐藤、一二六頁。

(17) 近藤成一「文書様式にみる鎌倉幕府権力の転回―下文の変質―」、古文書研究、第一七・一八号、二二頁―四二頁、日本古文書学会、一九八一年。

### 参考文献

伊地知鉄男編『日本古文書学提要 上巻』、新生社版、一九六六年八月

伊地知鉄男編『日本古文書学提要 下巻』、新生社版、一九六九年六月

相田二郎『日本古文書 上』、岩波書店、一九四九年一二月

相田二郎『日本古文書 下』、岩波書店、一九五四年一〇月

上島有「古文書の様式について」、史学雑誌、第九七編第二二号、四一頁―八〇頁、一九八八年

近藤成一「文書様式にみる鎌倉幕府権力の転回―下文の変質―」、古文書研究、第一七・一八号、二二頁―四二頁、日本古文書学会、一九八一年

佐藤進一「新版」『古文書学入門』、法政大学出版局、一九九七年四月

# 惣無事令の本質

はじめに

中近世移行期政治社会史研究において、藤木久志氏の惣無事令論<sup>①</sup>は、現在でも理論体系の主軸のひとつとして重要視されている。また、時代と時代の移行期を研究するには、戦争や紛争をどのようにして論じるかという見解が必要であるが、藤木氏は戦国期国分から豊臣期国分へ変化していく過程について、さまざま戦争の事例を用いて、中世から近世という移行期を説明し、惣無事令の画期性を主張した<sup>②</sup>。そして、国郡境目紛争の影響で惣無事令が登場し、九州において用いられたものがそのまま関東にも適用されたというところが、豊臣政権の職権的な支配の特徴だと説明した。さらに藤木氏は、豊臣惣無事令とは「関東奥両国惣無事之儀」を主題とし、天正十五年（一五八七）十二月三日付で秀吉によって出された直書であると主張した。また、これは豊臣政権による職権的で広域的な平和令であり、戦国大名・領主間の交戦から百姓間での紛争に至るまで様々な階層の中世的な自力救済を否定し、豊臣政権による領土

裁定を含んだ紛争解決のための最終的な裁判権の独占をこれに置き換えたと藤木氏は言及している。そして、軍事力を集中させ、行使することを公儀の平和の強制と回復のためだけに使用しようとする政策の一部であると藤木氏は見解を示している。

しかし近年、従来の惣無事論を相対化させる研究が次々と登場している。竹井英文氏は豊臣政権が全国統一を果たした過程を考えるには、惣無事令とされるものがどのような歴史的状況から現れ、また、全体の政治社会秩序とどのような関連性を持って出現してきたのかという点<sup>③</sup>が先行研究では明らかにされていないと主張している。

さらに、藤井讓治氏も藤木氏の惣無事令論について異論を呈している<sup>④</sup>。後述するが、藤木氏は初めに東国諸領主に充てられた「秀吉直書」を根拠として惣無事令論を提唱していたが、その後、九州停戦令を惣無事令の中に編制し、「秀吉直書」より時代を遡る初令を発見した。加えて藤木氏は、惣無事令の法源を秀吉の関白任命に設定するなど自説を改

堀 加奈実

め、当初の論文で根拠としていた史料の年代とその評価についても改変した結果、その後の惣無事令論の議論をより複雑化したと藤井氏は指摘した。

このように、竹井・藤井両氏が述べていることから、藤木氏の研究には検討の余地があると考えられる。本稿では、藤木氏の研究を基本的な軸にしつつ、その研究に対してどのような批判があり、そして、どのような新たな見解が示されているのかを見ることにより、惣無事令に関する先行研究の整理を試みる。また、藤木氏の研究の批判としては、主に竹井氏の見解を取り上げていく。

前述したように、藤木氏は九州での総無事令をそのまま関東にも使用したという見解を示しているが、それが妥当であるか判断するためにも九州と関東における惣無事について取り上げる。

## 一 従来の惣無事令論

### (一) 戦国期国分と豊臣期国分

藤木久志氏は、十六世紀の日本の戦国乱世は、戦国大名たちの同盟や裏切りという非常に複雑な相互関係と並び、戦国物語とされ、歴史学としてはほとんど研究されてこなかったと述べている。また、同時に、豊臣秀吉がその頂点に立ち、戦国時代を終結させるまで、和平と戦争が繰り返

されていたということも藤木氏によって指摘されている。

さらに藤木氏は、戦国大名たちの同盟について、攻守の軍事同盟・相互不可侵協定・領土協定・縁組の四つから成り立っており、国分は領土協定が基礎的な成立要件で、政略結婚は付帯的な条件という扱いであったとも主張している。この国分という言葉は、領土協定を示していると考えられている<sup>6)</sup>。戦国時代における国分の条件と特徴は藤木氏によれば六つあるとされている。

一つ目は、国分は中世的な国郡で規定されており、単位は一国・半国または郡であった。このことは、国分の効力の安定性を支える要素や公的な保障との関連においても注目される。

二つ目は、国分の特性や領土分割の原則は複雑で一つの協定の中でもいくつもの面があったが、主として当知行安堵、本領安堵、領土の分割交換、戦線の分割調整、名跡の相続などがいえる。したがって、国分は単に領土分割を行うものではなく、戦国期における慣習法や、中世的な法理に沿った、妥当な根拠を持ち出されて行われたものであったといえる。

三つ目は、国分によって主従関係も変更されたということである。そして、新しい領主に忠誠を誓うか否かは、在地側の主体的な判断と、新領主の働きかけにかかっていた

とみられる。

四つ目は、「手柄次第」という文言である。これは自力次第や自力とほぼ同じ意味をあらわしており、国分によって得た領域に領有権が実現するかどうかは、当事者の自力・実力に一任されるという協定の原則を定めた言葉である。

五つ目は、戦国期の国分には当事者はもちろん第三者を拘束するような実行力があつたということである。

六つ目は、戦国の国分の歴史的意義は、五つ目の特徴に加え、公においても保障されるものであつたため、同盟・離反の繰り返しを通じて広く戦国大名分国の領有秩序全体を画定していたという点にあることである。

以上が戦国期国分の特徴であり、これで大名間の分国を決めていた。その際に重視される自力原則が領土裁定を不安定にさせ、錯綜させる大きな原因になっていたことも事実であり、それを克服することが豊臣政権の課題になつたと藤木氏は提唱した。

また、藤木氏は、戦国末期に登場した豊臣政権が行つた大名の領地の画定と紛争を調停することも国分と呼ばれていたと考察している。その特徴は、①戦国大名間の国分によって自律的に築かれていた領有関係を前提としている、②国郡を単位として領域を設定した、③争いがある地域では折半や三分割を行い、当知行や本主権の安堵などという

基準の上で国分をする、④領土裁定には命令と同等の拘束力があり、それに背くものには平和侵害の罪を科され誅伐や征伐の対象となつた、⑤裁定の実現に当たり、当事者の自力を否定し、職権的な強制的な執行を行ったなどという点にある。豊臣政権の国分において、特に戦国期の国分と区別をされるのは④と⑤の二点であるが、①から⑤の国分の本質は戦国大名分国の豊臣知行体制への編入であつた。

以上のことをまとめると、戦国大名間による領土協定を含んだ同盟である戦国期国分は、自力原則や折半などの中世から続く法慣習を前提としており、自力次第の原則により不安定性を回避できなかったことが最大の特徴であつたと藤木氏は見解を述べている。また、それに対し、豊臣期国分はそれぞれの地域で形成された戦国期国分の延長線上から出現し、惣無事を基軸とした豊臣の裁判権によって平和的に進められた領土裁定であつたとの理解を藤木氏は示している。

以上が藤木氏の見解であるが、これについて数多くの研究者が批判を論じており、その中でも特に藤田達生氏の批判が代表的である。藤田氏は、旧来、惣無事を基礎としたほぼ同一のものであると一括りにされてきた豊臣期の国分を再検討し、その結果軍事的な制圧を基本とする強制執行としての要素が強いということを指摘した。また、秀吉に

よって出された惣無事令以外の法令の形式や書札礼のあり方などを比較し、法令としての「惣無事令」の存在を否定し、そして、それは軍事介入をしたいがための停戦令という実態に過ぎず、戦国期の国分と豊臣期の国分の連続性はないと藤田氏は説明している。<sup>(9)</sup>

藤木氏と藤田氏では豊臣政権の全国統一に対する評価は正反対であるが、竹井英文氏はそのどちらにも問題があると述べている。藤木氏は、「惣無事令」の存在を前提としてつづ各地の戦争の歴史について論じており、戦国期の国分から豊臣期の国分への過程も見通すのみとなっている。一方、藤田氏は藤木氏の見解を否定するあまり、豊臣政権の独善的・好戦的な面や戦国期国分と豊臣期国分の質の違いを強調している。しかし、秀吉が行った全国統一は個々の利害を追求しながらも普遍的な利益を実現したものであるため、「惣無事」を基調にしているのか、好戦的本質をもっているのかというどちらか一方を強調するのは有益ではないと竹井氏は指摘した。<sup>(10)</sup>

## (2) 九州停戦令と惣無事令

ここでは、九州の惣無事が関東の惣無事につながるという藤木氏の意見とその異論について述べる。

藤木久志氏は、豊臣政権の九州統一において、停戦令か

ら国分令への過程は平和的解決が基本とされ、それに付随する軍事動員はあくまで平和令実現のための最終手段であったと考察している。そして、その後の戦争は平和を脅かすことへの制裁と、平和の回復のために行われ、このことは、関東奥西国惣無事令の実現過程にも通じているという見解を藤木氏は示している。したがって、藤木氏は豊臣の天下統一過程の特徴を表す言葉として「惣無事令」と称した。加えて、日本全国の進止権の主張が九州の戦国大名に対する領土裁判権の行使という形で具体的に展開されているという点と、停戦令とは豊臣政権が領土裁判権を掌握している下で、九州戦国大名の自力救済権を否定する私戦禁止令であったという点には注目する必要があることを藤木氏は強調している。また、藤木氏は、九州において豊臣が大友・島津・毛利のみを惣無事令の直接の対象としたことは、九州における戦国終焉の実態を踏まえ、ある程度の地域的な権力を展開することを承認し、その上から政権を築き上げようとしたことを示しているとも述べている。

それに加えて、惣無事令は、戦国大名の紛争解決だけを対象にしたわけではなく、「一揆」や喧嘩などの統制などを含んだ広い意味での私戦禁止令であったところにその本質があり、九州国分令に関しては本領安堵をはじめとし、本主権安堵、折半など中世的な規定に則った裁定方式で

あつたといえりと藤木氏は主張した。<sup>11)</sup>

それに対し、尾下成敏氏は、藤木氏の研究は西国大名への停戦令を理解する上で重要であるが、九州の政治情勢やその過程の検討が十分に行われていないまま九州停戦令について述べている上、再考の余地がある部分も存在するたため、西国の政治過程について再度分析し、停戦令の特徴を見直す必要があることを指摘した。さらに、尾下氏によれば、天正十三年（一五八五）冬に、秀吉が島津・大友・毛利氏らといった西国の大名に発令した停戦令は、九州へ兵を派遣することが困難な状況の中で出されたものであり、かつ「和」と「戦」の両方を視野に入れたとされている。そして、畿内近国や東国・西国の情勢に左右され、その時々々に「和」と「戦」の比重がどちらかに傾き、ついに対島津戦というものが開始されたという見解を尾下氏は示した。加えて、秀吉は正親町天皇の「叡慮」を停戦令に明記したが、それは室町幕府將軍・足利義昭よりも形式的には上位の地位にある天皇の意志を全面に示すことにより、義昭が命じた大友攻めを拒否する口実を毛利に与えようとしたと考えられると尾下氏は主張する。

上記の点から尾下氏は、「平和」という観点からは九州停戦令を惣無事令とする藤木氏の見解には賛同できないと述べており、さらには、九州停戦令は室町將軍の衰退・没

落過程の中に位置づけることができると理解している。

以上から、尾下氏は藤木氏が主張した九州に対する惣無事令は適用できないという異論を示し、豊臣政権の九州政策と東国政策を比較・連動の有無を検討することの必要性を強調した。<sup>13)</sup>

## 二 織豊期の東国情勢と惣無事

### (1) 織田政権による関東仕置

惣無事令論は、豊臣政権の東国政策から立論されたものであり、戦国期国分の代表的な事例でかつ惣無事令とも深く関係しているとされる北条・徳川国分協定が結ばれているということから、次に関東の惣無事や政治的な情勢を取り上げてみたい。

柴裕之氏は、東国の戦国期において、惣無事の秩序と東国その後の動向に影響を及ぼした織田政権の関東仕置の歴史的な意義の大きさについて明らかにした。<sup>14)</sup>柴氏は、日光山の「三十講表白奥書抄」の記述から、「関東守護」に命じられた滝川一益が奥州までを従属させていた「関東ノ主」という地位にあつたことと、その存在は本能寺の変以後の社会情勢により関東から退くまでの間、「八州天魔入立意地也」と認知されていたことがわかるということを説明している。したがって、柴氏は、織田政権から「関東守

護」に任命され、「関東ノ主」という地位にいた滝川一益の政治的な役割と「奥州迄属ス」という天正十年当時の政治情勢が問題となると主張した。

織田政権の東国政策は、足利義昭を中核として構成されていた反織田方を追討することを目的として進められた。そしてこの東国政策は、天正十年に反織田方の主な勢力であった武田氏の征伐と北条氏の織田への従属により、「東国御一統」という状況として確立していった。その中で、滝川一益は、北条氏との関係や武田氏討伐における勲功を機とし、信長から上野国と信濃小県・佐久二郡が与えられ、それらの織田分国において権限を行使し、独自の分国支配を進めた。また一方では、「東国警固」という政治的な役割を担うこととなったが、この一益の「東国警固」とは「目付」としての東国諸領主の統制と、管轄地域である関東をはじめとした地域の保全であった。このような「東国警固」を任されていた一益の政治的な地位により、関東などの地域を織田政権のもとにおき、その中で諸領主たちは「御窮屈」を感じながらも、緊張関係を維持したまま織田政権の指示に従った。これが織田政権の関東仕置の全体的な構造であり、上記の「三十講表白奥書抄」にはこのような様相が表されていると考えられる。織田政権は、関東をはじめとした地域を統制し、領主を服属させるという先駆的な役

割を果たしたものの、本能寺の変が起こったことにより、一益の統率力は失われ、織田政権の関東仕置はわずか三ヶ月程で終結してしまっただが、それに伴いどのような動向を示したのが次の課題となると柴氏は主張した。

竹井英文氏は、前述した柴氏をはじめとする数々の先行研究で明らかにされた織田政権と東国との事実関係を参考にしつつ、「関東惣無事令」とされてきたものがどのような歴史的過程から登場したのかを明らかにし、それが歴史的に見てどのような位置を占め、どのような意味をもつのかを天正十年以降の東国の政治情勢に焦点をあてて具体的に検討を加えている。また、竹井氏は、先行研究ではさまざまな問題や矛盾を抱えながらも、一旦織田政権が東国を直接支配下においたという事実自体が後の秀吉の政策と直接つながってくるという観点については、研究の対象とされてこなかったと言及している。そして、他の地域とは異なった東国の特殊な状況に並行して、秀吉の東国政策も展開されていったということが重要であると竹井氏は指摘した。

織田政権は「天下」論理を以て、東国に介入した。「天下」という言葉は多義的ではあるが、当時信長が使用していた「天下」は、基本的に「將軍が実現・維持し、秩序を保っている領域」のことで、大名たちが管轄していた「国」と

表1 織田政権の関東における動き（竹井氏、注(1)を参考に作成。)

年	月	事項
天正元年 (1573)	5月	織田政権と伊達氏との関係が確認できる。 長篠の戦いから織田政権と東国所領主の関係が本格化。 常陸佐竹氏などに武田両国への出馬予定を告げ、「為天下 為自他」に「一味」することを求めた。
天正5年 (1577)	12月	東国諸領主が、北条氏に対抗するため、こぞって信長に使 者を送り「関東御発向」を期待。
天正8年 (1580)	3月	北条氏が織田政権と正式に同盟を結ぶ。
天正10年	3月	東国諸領主との関係は同盟関係にとどまっていたが、この 関係性が武田氏滅亡以後、変化。 織田政権が初めて東国に勢力を及ぼし、滝川一益が上野に 入り「東国御仕置」を担うようになった。

は区別される京都を中心とした領域とされ、「天下」の儀は「国」の儀に優先されるべきものであるという概念が当時広く見られていたようである。<sup>(15)</sup>そして、信長は永禄十三年(一五七〇)に將軍・足利義昭から「天下之儀」を委ねられ、將軍の固有の権限であった和平調停などを行い、「天下」に対する忠節という名目で各地域へ介入していった。このようなことを示す事例を表1としてまとめる。

竹井氏は、当時の織田政権の政權構想に関して藤田達生氏が指摘したように、羽柴秀吉・柴田勝家・丹羽長秀といった譜代の重臣を各地域の司令官として最前線に置き、国王レベルの大名として半自立させる形で支配をさせるというものであり、表1の滝川一益が上野に入ったことも、このような構想の一つとして行われたと考えられるという見解を示した。織田政権が直面していた課題は、戦国期を通して形成されてきた東国独自の秩序を原則とし、北条氏と反北条東国諸領主の対立という全体像をどのように止揚し、新たに秩序を作り上げることにあつたといえる。<sup>(16)</sup>竹井氏が明らかにした織田政権の東国支配構想を次のようにまとめる。

織田政権は、武田氏が滅亡して以後、他の地域と同じように譜代の重臣である滝川一益を上野入りさせ、東国方面の司令官とし、東国を軍事的に支配するのではなく、「天下」

論理の下に東国諸領主を編成した。実際のところは、戦国期を通して東国に形式された独自の秩序を原則としつつ、北条氏と反北条東国諸領主の対立という構図に対し、一益や家康を中心に反北条東国諸領主らを積極的に編成し、彼らの意向を優先的に考え、明確に北条氏の進出を阻止するものであった。しかし、北条氏を滅ぼさず、両者の対立関係を仲介し、秩序を構築しようとした点に特徴がある。また、これが大名間の自力次第を原則として行われていた。このような点は、国分に基づいて秩序を作り上げていた戦国期とは全く異なっており、これによって東国が事実上織田政権によって支配下に置かれたということに「東国御仕置」の意味があるといえる。そして、あくまで東国に直接勢力を及ぼし、築きあげた独自の秩序であるということが重要であった。<sup>17)</sup>

繰り返すように、竹井氏は織田政権が一度東国を直接支配下においたという事実自体が、後に秀吉の政策と直接関係してくるということを重視している。

## (2) 天正壬午の乱と惣無事

天正十年六月二日、信長が本能寺の変で倒れたことにより織田領国は崩壊し始めた。その混乱は、織田政権が支配を開始して間もなかった旧武田領国の上野・信濃・甲斐に

も広がり、天正壬午の乱と呼ばれる大規模な戦乱へと激化した。

天正壬午の乱とは、六月十八日の神流川の戦いで滝川一益が北条氏に敗れたことを機に、北条・徳川・上杉氏による旧武田領国の奪い合いへ発展し、十月二十九日に北条・徳川両氏が和睦したことにより終結されたといわれる戦争である。この戦争の詳細について研究した平山優氏によると、これは単なる領土争奪戦争ではなく、織田政権と東国諸領主の動きが密接に関わりあつて展開された戦争であつたという。<sup>18)</sup> この乱は、織田政権に背いた北条氏を「討果す」戦争で、信長の弔い合戦とまでされていた。また、反北条東国諸領主も、信長が在世中の関係上に家康・織田政権方と協力し、北条氏と戦つていた。<sup>19)</sup>

柴裕之氏は、天正壬午の乱を家康と北条氏の争いという側面だけではなく、そこにはこれ以後の東国での主導権を奪い合う紛争という側面も持ち合わせていたと指摘した。本能寺の変が起こり、織田政権の関東仕置終結後に始まつた動乱の後、下総結城氏に軍事的に統率されていた水谷勝俊に対して、家康は北条氏の和睦に至つた過程を書状を以て伝達した。ここで重要なことは、北条氏との和睦を結ぶことと関東を統治することを織田信雄・信孝兄弟から任された家康が、「信長御在世之時惣無事」<sup>20)</sup>を唱えていると

いうことである。このことから、天正十年に展開していた織田政権の関東仕置により成立した体制が、惣無事の秩序＝私戦禁止の秩序を構築し、そのことを関東諸領主は認知していたということがわかる。

また、天正壬午の乱が終結した際に「信長御在世之時候惣無事」が主張されたことから、東国の戦国期において織田政権の関東仕置の歴史的な意義が示された。武田氏滅亡後の一益による「東国御一統」の状況下で、私戦禁止の秩序がつくられ、認識されていたことが判明したと柴氏は述べる。それと同時に終戦後に「信長御在世之時候惣無事」が唱えられ、それを関東諸領主たちが要求していく動向はこれ以降も見られるが、これは豊臣政権による惣無事体制の地下はすでに出来上がっていたということを示すと柴氏は主張している。さらに、秀吉は家康による関東統制を認めながらもその不十分さを指摘し、それを理由にこの経営へ介入しようとした。このことから、秀吉の関東政策は、信長が生存していたころの関東諸領主との関係を継続させつつ、織田政権の関東仕置後に展開した家康主導の関東統制を認め、同時にそれを信長の実質的な後継者である自分のおくこと（21）で関東を支配するための土台を作り上げようとしたということが理解できる。

柴氏の見解では、このような秀吉と家康の東国における

信長の後継者としての地位をめぐる争いは、天正十二年に小牧・長久手の戦いへと発展し、それ以後の秀吉の東国政策は対家康・北条氏中心になっていくが、最終的に天正十四年（一五八六）十月の家康の上洛による「関東惣無事之儀」に到達したことになる。（22） それに対し、竹井英文氏は、柴氏を含めた多くの先行研究では、「信長如御在世之時候惣無事」に注目してはいるが、秀吉の「惣無事令」とはまた違うものであり、両者がどのような関係にあるのかということまでは言及されていないということを明確にしている。また、竹井氏は、先述したような東国情勢の中で、乱を終結させた北条・徳川の同盟がどのように結ばれたかを検討した。この和議は、信長没後の羽柴秀吉と織田信孝・柴田勝家の対立の激化により、家康の帰陣によつて事態をおさめることを期待した織田信雄・信孝兄弟の要請で急ぎ行われたものであった。そこで家康は、織田政権の一端を担いながらも、それまで敵であった北条氏と同盟を結ぶことで事態の打開を目指した。和議の交渉は、北条氏の陣所である若神子で行われたとされているため、竹井氏は「若神子の和議」と呼んでいる。この和議は、北条・徳川の問題だけではなく東国全体の問題であり、和議に付随する新たな東国の秩序のあり方を東国諸領主に伝達することが重要な条件であった。（23）

### (3) 惣無事の意味

藤木久志氏は、惣無事という語について、この時代に頻繁に使われていた言葉で、停戦・講和を意味しており、豊臣政権の惣無事令に特有なものではないとしながらも、天正十五年末に惣無事令が出されたことにより、関東・奥羽の諸大名同士の間で自由な戦闘行為が全て「私之儀」として豊臣政権に禁止され裁かれるに至ったという意味であるという理解を示している。また、藤木氏は、先にも述べたとおり、東国に「自力」による戦国期の終結を告げる私戦禁令であったという点に惣無事令の意義があると考察した。それに加え、「無事」という言葉を討果・成敗といったような言葉と相反する言葉として用いられている点に注目し、公に掲げられた無事の原則は軍事制圧という強硬な論理を退け、「和与」「国分」によって大名間の戦いを解決し、出仕を強要することにより豊臣化を推し進めていったと藤木氏は主張した。<sup>(24)</sup>

また、近年、戸谷穂高氏の一連の研究が注目されている。<sup>(25)</sup> 戸谷氏は、東国の地域的特性によって秀吉の東国政策を展開させたという問題意識の下で、まず惣無事という言葉そのものに着目した。そして、「信長如御在世之時候各惣無事」も惣無事とされている史料も、東国の和睦のひとつの在り方である惣無事を過去に遡って事実を認めたと戸谷氏は説

明している。<sup>(26)</sup>

以上の戸谷氏の主張に対し、竹井英文氏は、「惣無事」という言葉には特に意味はなく、「無事」との違いは、あくまで「すべて」の意の「惣」という言葉がつくかどうかであると考える。その根拠は、「惣無事」と「無事」が同じことを示している場合が多く見られるからである。表2に、「惣無事」が使われた事例をまとめる。表からもわかるように、「惣無事」と「無事」が同じ意味で使われている用例が多く存在している。そのため、「惣無事」という言葉は、天正十年前後の東国で多く使用されているということは確かであるが、「無事」と比べると用例は少ない。しかし、基本的には、和与・停戦により構築される秩序を示す言葉であり、その中身や和睦の体系は地域や時代によってさまざまに変化すると考えられる。したがって、竹井氏は戸谷氏のように「惣無事」というものに特定の定義を決めることや藤木氏をはじめとした先行研究のように、「惣無事」が使用されているからといって、それが「惣無事令」という法令であると安易に決めつけてしまうことは適切ではないと指摘した。しかしながら、「惣無事」をいつでも「すべて無事」という状況を示していると解釈するのも間違っており、重要なことは、それぞれの史料において、どのような歴史的背景から「惣無事」が使われている

表2 「惣無事」の使用事例（竹井氏、注(1)を参考に作成。）

年 月 日	史 料 名	「惣無事」の使用事例
天正5年壬7月4日付	「上杉謙信書状写」	「惣無事」の初見。 「田村ヲも一統ニ惣無事」の文言。
(天正10年か) 3月14日付	「小貫頼久書状」	「合津・岩城・田村御無事」と表現。
天正10年5月11日付	「田村清顕書状」	佐竹・芦名・田村氏間の和睦を「佐・会・惣無事」と言い直している。
	「勝光寺正寿書状」	「佐・会・惣無事」を直後に「惣無事」と表現。
天正12年(1584)9月条	『家忠日記』	小牧・長久手の戦いの状況を記す中に、「無事」「惣無事」が存在する。

のか明確にすることであると竹井氏は論じている。

織田政権の「東国御仕置」とは、滝川一益が信長の権威を背景にし、関東をその支配下に置いていく政治体制である<sup>27)</sup>。この関東仕置自体は、東国諸領主の意向がある程度考慮した上で実現していたが、それを「惣無事」とし、然るべき秩序として東国諸領主求めることは、基本的には一方的な要求であったともいえる。しかし、それが東国諸領主とは全く関係ないただの目標として発せられたものではなく、織田政権よりも緩やかに一度秩序が形成されたという根拠があつてこそのものであつたということに注意が必要であると竹井氏は主張している<sup>28)</sup>。

一方、藤井讓治氏は、後述する藤木氏が行つた天正十五年十二月三日付の「秀吉直書」の趣旨の解釈自体を否定している。藤井氏は、惣無事の語を東国独自のものとであると位置づけ、藤木久志氏が惣無事令の趣旨であるとした内容はその言葉の中には含まれておらず、和睦・和平という意味のみであるという戸谷氏の主張に則り、その上で「惣無事之儀」「被仰付」という文言に着目し、誰が誰に何を命令したのかを確定した。

このことを検証するため、藤井氏は二つの事例をあげたが、それを表3にまとめる。この二つの事例は、どちらとも紛争の当事者たる関東諸大名諸領主に直接「惣無事」を

命じていないという注目すべき点がある。したがって、「物無事之儀」「被仰付」という言葉は、仲介者に対し、和睦や和平の仲立ちを命じるもので、物無事令という法令を当事者に伝えるものではなく、「秀吉直書」が東国諸領主に対して物無事を直接に要請したものでないということが藤井氏によって明らかとなった。また、このような解釈は、物無事令の存在自体を否定するための根拠の一つとなり、藤井氏は、藤木氏の物無事「令」があるという固定観念を取り除くことにもなると述べている。<sup>29)</sup>

#### (4) 秀吉・家康の東国政策と物無事

本節では、藤木久志氏が主張する物無事令の存在の是非についての各研究者の見解をまとめる。

藤木氏は関東物無事令の展開を、上野沼田問題に焦点をあてて検討している。この問題についての流れを表4にまとめるとめる。

天正十年の北条と徳川の講和の要件は、北条の甲斐郡留郡・信濃郡佐久郡と徳川の上野沼田領の交換、家康の二女督姫の北条入興であるが、その核心は領土の分割交換にあった。加えて、国分は自力執行で行われ、区切られた領域は当事者の自力によって領国化されたが、ここに「国切之約諾」<sup>30)</sup> 国分と沼田問題の特質が表れている。また、天

正十一年の和議は、織田信長の遺児である織田信雄・信孝の要請を受けて、家康自らが主導権を握り、氏直を説得してとりまとめたものであると公言し、北条方もこれを認めている。これは、羽柴秀吉が畿内近国において信雄・信孝を擁立し、新秩序の主導権を握ろうとしていたことと比べ政治的ねらいであると考えられるべきであると藤木氏は述べた。

豊臣政権の定めた徳川と真田などの信濃諸大名との関係は、天正十五年の九州国分令下に定められた与力・合宿編成に対比されるものであり、また、物無事令を基礎とする豊臣政権が地域的な統一状況を認め、これを豊臣体制のもとに包摂し編制するための独自のな権力編制方法であるといえる<sup>30)</sup>と藤木氏は主張している。

竹井英文氏は、先ほど少し触れたように、関東御仕置は滝川一益が基本的に中心となっていたが、重要事項については徳川家康も一益と共に進んでいたと主張している。また、平野明夫氏によって、家康は当時信長の同盟相手という対等な立場を失い、織田一門に加わる織田政権内の一分国大名となっていたことが明らかにされているが、<sup>31)</sup> 家康はこの立場を活かし、武田氏が滅亡する以前から東国諸領主と独自に外交を行ってきたことも知られている。このように、一益が東国諸領主すべてを一律に統制していたわけ

表3 惣無事に関する事例（藤井氏、注(2)を参考に作成。）

日付	誰から誰への直書か	事項
天正14年（1586） 4月19日付	秀吉から 常陸・佐竹義重	秀吉が直書で、合津の芦名長盛と出羽・米沢の伊達正宗の紛争の仲裁を佐竹義重に要請している。
天正16年（1588） 10月16付	家康から 伊達政宗	家康が秀吉から奥羽における伊達・最上を含む周辺領主たちの和睦の仲介を命じられ、家康が使者を派遣し、和議を結ばせた。

表4 関東惣無事の展開（藤木氏、注(2)を参考に作成。）

年	月・季節	事項
天正10年	春	織田信長が武田氏を滅ぼし、信濃を制圧すると真田氏もこれに従い、滝川一益によって関東の織田分国化が推し進められた。
	6月	本能寺の変を契機とした東国側の反撃により、織田分国は崩壊。近隣の大名らは、無主の地となった織田分国を支配しようと、真田は北上野、上杉は北信を占領。徳川は真田を従え、甲斐・信濃、北条は甲斐郡留郡・信濃佐久郡を占拠。
	10月	北条と徳川は、北条氏規を介して講和、同盟を結ぶ。
天正11年		和議の結果、徳川は甲斐を掌握したが、その一方で北条は上野沼田領の「自力」領土化に失敗し、豊臣に徳川の違約を訴え出た。その経緯には、真田が関係している。真田昌幸は一度は徳川の信濃併合に従ったものの、その後国分協定の沼田条項に不服を申し立てた。そして、一時的に上杉方に付き北条方の自力執行を阻止することで家康に対抗し、秀吉の下においても地位を得ようとした。
天正14年	冬	家康が上洛し、秀吉に臣従したのをきっかけとし、豊臣は、徳川に国分段階の信濃領有関係を認めた。さらに、豊臣は、真田の赦免と知行保全を条件に徳川が真田を下し、内包することも許可した。
天正15年	2月	豊臣が真田昌幸に向け、信濃の停戦令を出した。これも一連の豊臣の措置の結果であり、最終的に真田は徳川に従属した豊臣大名となった。

はなく、家康が果たした役目も非常に大きいものであった。そして、このことが秀吉の東国政策にも大いに関係していることになった。また、家康は、内部で抗争が続いていた織田政権の代わりに惣無事を目指したが、ここではあくまで北条氏との同盟関係を前提として実現しようとしていた。しかし、家康は、東国全体を制圧する信長ほどの圧倒的な力は持ち合わせていなかったため、北条・徳川協定という「自力次第」による対等な戦国期国分という形でのみしかその実現は望めなかった。さらに、この状況は当然のことながら北条氏の進出を抑えたいという反北条東国諸領主の考えと相反し、合意を得られなかったため、東国での混乱はしばらく続いた。

天正十一年六月、北条氏は婚姻関係となった家康に対して、沼田・吾妻を早く「渡す」ことを要求しているが、これは両者が結んだ「約束」であり、惣無事実現のための重要な課題であった。しかし、このことは反北条東国諸領主にとって北条氏の進出を促進させる危機的な状況であった。北条・徳川国分協定では、結果的に「惣無事」は実現しなかったものの、東国の政治情勢は戦国期とは変化していき、秀吉や家康など織田政権の動向と密接に関わるようになっていくことになった。<sup>32)</sup>

尾下成敏氏は、「天正十年代初頭の羽柴秀吉の東国政策

をめぐる――秀吉・家康の『惣無事』を中心に――」<sup>33)</sup>の論述の中で、信長が存命していた頃の停戦状態を取り戻すことを目標に掲げ、北条方と反北条方の停戦の実現を目指すことを「惣無事」と呼んでいる。また、尾下氏は徳川・北条両氏の和睦後の「惣無事」について検討しているが、表5にこの頃の東国情勢についてまとめる。

以上のような状況から、尾下氏は、家康が「信長如御在世之時之節惣無事」を提起し、北条氏と反北条氏との停戦を行おうとしたものの、抗争を続けていた東国諸領主も存在するなど停戦が図られる気配はなく、惣無事の実現は困難であったと主張した。また、尾下氏は、北条方と反北条方の停戦を推し進めることは、信長最晩年、惣無事、関東惣無事のそれぞれの段階全てで見られる動向であることを述べた。このような点を考慮すると、家康、秀吉は信長存命中のこの状況を継承する形で惣無事に関与したということが考えられ、惣無事の歴史的意義はここにあると尾下氏は言及した。惣無事と他の二つの段階は全く同じ段階というわけではなく、織田政権の段階では北条氏と小山氏、関東惣無事段階では秀吉が北条氏と真田氏のそれぞれの支配領域を確定した。一方、惣無事の段階では、秀吉はこのようなことに比す行動を起こしていないという点は惣無事の特徴であるとの見解を尾下氏は示している。<sup>34)</sup>

表5 徳川・北条両氏の和睦後の東国情勢（尾下氏、注(33)を参考に作成。）

皆川氏と北条父子	天正12年3月、皆川が家康の家臣・本多正信に「関東惣無事」の実現を求める書状を送った。
結城・佐竹・宇都宮三氏と北条氏	天正11年10月、結城氏から陸奥・白川義親への書状から、結城・佐竹・宇都宮の三氏は、北条氏との抗争を継続していたことがわかる。
上野沼田引き渡し	天正10年の和睦条件であったが、真田氏がこれを拒否したことにより、北条・真田は対立したが、徳川氏が真田氏を支援した痕跡はないため、真田・徳川の関係も良好とはいえなかった。また、北条氏が徳川氏を約諾違反と秀吉に訴えたことから、徳川・北条の関係も同様のものではなかった。

それに対し、藤井讓治氏は、一連の真田征伐の動きの中で、家康が真田征伐を行うことを秀吉から認められていたという点に着目した。このような秀吉の対応は、藤木氏が主張する紛争当事者への停戦命令で、両者の言い分を考慮し、公儀として裁定する「惣無事令」という豊臣政策の基本理念から大きく外れるものであって、「惣無事令」は貫徹していないと批判し、ここでは藤木氏のいう「惣無事令」の存在は確認できないという考察を藤井氏は行っている。<sup>36)</sup>

### 三 「関東惣無事」の正体

#### (1) 関東惣無事令の年代比定

##### ① 「秀吉直書」について

近年、「関東惣無事令」の年代について議論されているが、本節ではこの議論に画期をもたらした竹井英文氏の年代比定<sup>37)</sup>の見解についてまとめ、「関東惣無事」とはどのようなものであったのかを検討したい。

藤木久志氏は、「秀吉直書」は三通あり、豊臣秀吉の花押がすえられ、内容は「惣無事之儀」の執達を徳川家康に命じ、違反する者は成敗するという旨を石田三成・富田知信への来状に対する形で返書を送り、東国諸大名に通知したものであったと説明している。さらに、この直書は、関東・奥羽に対する豊臣惣無事令とされ、九州を制圧したこ

とにより「唐国」への侵略を現実のものとした上で天正十五年に発せられたと藤木氏は主張している。<sup>(38)</sup>

しかし、この直書の二月三日という日付は、諸大名からの反応を基に惣無事令の執達を家康に命じたことを東国諸大名に広く示し、知らせるために使者を遣わすことを決定し、文書を作成した日で、初めて発令された日を表しているわけではない。

この際に重視されるのは、十一月十五日付の北条氏政宛の徳川家康書状【史料1】である。

#### 【史料1】

関東惣無事令之儀付而、從羽柴方如此申來候、其趣先書申入候間、只今朝比奈弥太郎(秀吉)為持、為御披見進之候、好々被遂御勘弁、此通氏直江(北条)も可申達候処、御在陣之儀候之条、不能其儀候、様子御陣江被付届、可然候様專要候、委細弥太郎口上申合候、恐々謹言、

十一月十五日

家康(徳川)  
(花押)

北条左京大夫殿

この書状の出された年は不明であるが、先述した直書の後の十一月であると考えると天正十六年となるが、北条氏が惣無事令を受諾し、その八月に北条氏規を秀吉のもとへ出仕したとあるとあまりにも遅すぎるため、内容がそぐわない。それに対して、天正十四年四月十九日付「羽柴秀吉

直書」は、上杉氏を取次役として佐竹氏に出されたものである。この直書は、九州に出された天正十三年十月令と全く同じ内容の惣無事原則をすでに示していたということと、羽柴呼びであるということから、秀吉が豊臣姓を賜った天正十四年十二月十九日より前に発令されたということが判明する。したがって、秀吉から家康を通して惣無事令が発令された時期は、家康が秀吉に服属した直後の天正十四年十一月に設定することができる。藤木氏は述べる。そして、家康を通じて北条氏を服属させることが豊臣惣無事令が最も優先するべき課題となり、その他の東国諸大名には翌年十二月三日付の直書を一齐に伝達されたと藤木氏は推測した。<sup>(40)</sup>

藤木氏の見解は、確かに全体的な歴史の流れで見ると、秀吉が実力を徐々につけ、東国支配を始める時期と一致しているため、この天正十四年説が妥当であるように感じられる。しかしながら、近年天正十四年という年代比定が議論されており、竹井英文氏は天正十一年説を最も有力視した。この説の根拠を詳しく見ていきたい。

この【史料1】は、羽柴秀吉が家康を経由して送った書状で、家康の使者である朝比奈弥太郎泰勝が北条方に届けたものである。そこで注目すべき点は、宛所の「左京大夫」である。左京大夫「氏政」が最後に見られる記事は【史料

1]であり、その他では天正十一年七月五日付「徳川家康書状」がある。

その一方で、左京大夫「氏直」・相模守「氏政」の初見は天正一六年五月二十一日付の「徳川家康起請文」であり、この間に氏直が左京大夫と呼ばれるようになったと考えられる。ここで注目すべきものは『兼見卿記』で、天正十一年十二月条からこの時期に氏直が正式に家督を継いだという見解を竹井氏は示している。そして、この時点では「左京大夫」ではなく、「新九郎」と呼ばれていたことがわかる。

しかし、約一年後である天正十二年の十一月条と十二月条によると、天正十二年十一月二十日に、前年の祓いの御礼のため、氏直が兼見のもとへ左近士を遣わし、同年十二月二十九日にその左近士が帰国する際に、兼見は「北条左京兆」に御礼の返事を書いている。ここでは、左近士を通じて氏直と兼見が交流していることから、この「北条左京兆」は「氏直」を指すと考えることが自然である。

したがって、天正十一年十二月の時点では、氏直は兼見から「新九郎」と呼ばれていたが、天正十二年十二月の時点では、「左京大夫」・「左京兆」と呼ばれていたということになる。これが正しいならば、【史料1】の宛所の「北条左京大夫」が「氏政」を示すことは確定しているので、天正十二年以降に設定してしまうと「氏直」のことを指す

ことになってしまふ。そのため、関東惣無事令の初令は天正十一年であるとしか考えられないと竹井氏は検討した。<sup>(4)</sup>

また、藤井讓治氏はそれに対し、東国諸領主充ての「秀吉直書」の趣旨は、家康に「関東奥両国迄惣無事之儀」や「関東惣無事令」を命じ、それに背くものは成敗するとう旨をただ伝達したものであり、「令」とは見なしがたいと論じた。それにも関わらず、藤木久志氏は、これを広域的で持続的な性格をもつ「令」へと拡大解釈を行ったというところに、藤木氏の「惣無事令」論が初めから含んでいた大きな問題点があったと藤井氏は指摘している。また、竹井氏の見解により、これまで天正十四年とされてきた惣無事令の根拠である北条氏政宛の「徳川家康書状」が、秀吉の関白に就任する以前の天正十一年に年代が確定されたこのことから、藤木氏の「惣無事令」がもっているとされてきた領土裁判権を掌握することが秀吉の関白任官によるものであるという主張は、再検討を余儀なくされると藤井氏は指摘した。<sup>(5)</sup>

②「関東惣無事之儀」と「関東惣無事」をめぐる動き  
次に、秀吉は実際に天正十一年に、「関東惣無事之儀」に対して介入していたのかを検討していきたい。

柴裕之氏は、先述したように、織田政権の関東仕置後、

関東諸領主が「信長如御在世之時各惣無事」を求め続けていたことから、この頃すでに秀吉による惣無事体制への素地が作られつつあったということがいえると指摘している。<sup>(44)</sup> それに対し竹井英文氏は、この「信長如御在世之時各惣無事」と【史料1】は内容・日付ともに対応しているため、この二つは一貫した史料であると考えるのが筋であると説明している。

従来、【史料1】は家康が「関東惣無事令」を北条氏に伝達したものであり、「信長如御世之時各惣無事」こそが藤木氏の惣無事令論でいう「関東惣無事令」の令書であるとされてきた。しかし、内容や形式から考えても、惣無事令という法令の令書とはいえない。よって、旧来「関東惣無事令」とされてきたものは、「東国御仕置」によって東国が織田政権に支配されていたことから、再び「関東惣無事」を実現するように要求するものとして天正十一年に出現してきたものであったという見解を竹井氏は示した。また秀吉は、織田政権内部の権力争いを勝ち抜き、周辺の領主との関係も調整するなど信長の後継者としての地位を確立しつつあったが、北条氏の進出を阻止したいという反北条東国諸領主の主張を念頭に置き、この時期に改めて「関東惣無事」を求めた。

次に天正十一年の「関東惣無事」をめぐる動向について

見ていく。表6にその動きについてまとめる。表6から、この史料は天正十一年であると確定できる上に、家康が提示した「惣無事」という標語をもとに、その後の東国情勢が展開していく中で東国諸領主にとっても大きな意味をもつものとなっていくというところを竹井氏は重要視した。<sup>(45)</sup>

表6 「関東惣無事」をめぐる動向（柴氏、注(14)を参考に作成。)

年	月	事 項
天正10年	10月	家康は、「信長如御在世之時候各惣無事」を東国諸領主に要請したものの、戦争が止まらず実現しなかった。
天正11年	10月	秀吉が再び「関東惣無事之儀」を家康に要請。
	11月	上記の内容を家康が北条氏に伝達。
天正12年	3月	秀吉と家康が敵対するが、皆川広照は北条氏の進出を防ぐため、家康に対し「関東惣無事」の実現を要求。

## (2) 惣無事「令」の存在

藤木久志氏は、「史料1」から、四国国分以降豊臣政権は惣無事を基礎とした「平和」政策を行い、東国政策においてもそれを進めたということが、画期的な出来事となった家康の上洛・臣従からわかると主張した。<sup>(46)</sup>

しかし、竹井英文氏は、「史料1」について、関白の地位にある秀吉が、天正十四年十月の家康の上洛・臣従を契機に発した「関東総無事令」であると先行研究では考えられてきたが、そのような法令ではないと指摘した。<sup>(47)</sup> さらに、これは本能寺の変以後の東国の政治情勢のあり方から、家康が要請した「信長如御在世之時候各総無事」の実現が遅れている状況を受け、信長の後継者としての地位を固めつつあった秀吉が、再び「関東者無事之儀」<sup>(48)</sup> 「関東総無事之儀」を家康に要求した際の史料であったことを竹井氏は明らかにした。このようなことから、竹井氏は、秀吉の「関東惣無事」とは信長在世時に構築された「惣無事」の秩序を前提としながらも、関東全体の「無事」を実現させ、東国支配を引き継ぐことを企む政策であると説明している。<sup>(48)</sup>

当時家康や秀吉が目指した惣無事は、「信長如御在世之時候」としてはいるが、信長が生存している時期と全く同じ秩序を有しているわけではなく、家康は北条氏との間の国分協定によって、秀吉は家康や景勝との新しい関係性から

東国の情勢に対応しながら実現を目指した新たな秩序であった。また、東国が短期間で緩やかながらも織田政権の支配下にあり、それ以後上方と東国での政治情勢を展開させた上で、それを根拠として秀吉や家康が惣無事を東国に要請し、信長以後の東国支配を継続しようとしたことが「関東惣無事」政策の本質であった。なおかつ、竹井氏は秀吉の「関東惣無事」政策を、関白就任や家康の上洛とは無関係であり、東国の地域的な特質やその後の政治情勢のあり方を基として、天正十一年に登場してきた歴史の産物であるといえるとの理解を示している。<sup>(49)</sup>

さらに、藤井讓治氏は、秀吉が関わった「惣無無事」<sup>(50)</sup> 「無事」を特定の状況の対応としてその度に秀吉から提唱されるものであり、持続的で広域的な「令」というものやその施行を表すものではないと分析した。表7に、秀吉が関わった東国の「惣無事」「無事」について事例をまとめる。これらの事例に共通していえることは、秀吉が抗争の当事者に対して、直接「無事」あるいは「惣無事」を伝達・命令していないということ、それぞれは関東諸大名領主全般を対象としていない、個別的で時事的な案件であったということである。また、天正十一年の北条氏と関東諸大名領主との「惣無事」においては、これに対する秀吉の関与が秀吉の関白就任以前のことであった。<sup>(50)</sup>

表7 秀吉の関わった東国における「惣無事」(藤井氏、注(4)を参考に作成。)

年	仲介者	事項
天正11年	徳川家康	北条氏と北関東・南関東諸大名領主間の「惣無事」
天正14年	佐竹義重	伊達氏と芦名氏の「無事」
	徳川家康	北条氏と北関東・南関東諸大名領主の「惣無事」
天正16年	徳川家康	伊達氏と最上氏等との間の「惣無事」

以上のことから、これらの惣無事は藤木氏が想定した惣無事令のように、広い地域に周知し、持続的に大名・領主たちを拘束する「令」とはいえない。また、秀吉が関白に任じられたことによつて領土裁判権の掌握を果たしたという藤木久志氏の主張は、惣無事令の根源であったが、藤井氏の見解により否定された。さらに、「秀吉直書」にある「惣無事之儀今度家康ニ被仰付候」の文言の意味は、家康に紛争の当事者間の和睦を命じたものであると藤井氏は説明する<sup>(31)</sup>。そのため、「秀吉直書」は「惣無事之儀」を東国に要請することを家康に命じ、また、秀吉自らが当事者間に惣無事を命令したものであるという藤木氏の見解は再考が必要であることを藤井氏は明らかにした。

#### おわりに

竹井氏、藤井氏らの研究により、惣無事「令」というものは存在しないことが明らかになったが、そのことで藤木氏の研究を前提としていた柴氏をはじめとする多くの研究は再検討しなければならぬ箇所が出てくると考えられる。また、「関東惣無事」の本質が明らかになったことで、今後はこれをめぐる動向はどのように展開していったのかを、秀吉と家康の政治的関係の変化や東国の特性や具体的な政治情勢を把握し、その他の「惣無事令」に関わる史料を再検討すること、そして、中世・近世の移行をどのような観点から考えるかが最大の課題となった<sup>(32)</sup>。

さらに、豊臣平和令についての市村高男氏の研究は本稿で触れることができなかったため、市村氏をはじめとする本稿で紹介した以外の研究者の見解も比較、分析する必要があるため、これを今後の課題としたい。

#### 注

- (1) 竹井英文「織豊政権の東国統一過程―「惣無事令」論を越えて―」『織豊政権と東国社会―「惣無事令」論を越えて―』吉川弘文館、二〇一二年。
- (2) 藤木久志「大名の平和と「惣無事令」」「豊臣平和令と戦国社会」東京大学出版会、一九八五年。
- (3) 竹井氏、注(1)前掲。

- (4) 藤井讓治「惣無事」はあれど「惣無事令」はなし、『史林』、第九三―三三三号、二〇一〇年。
- (5) 藤木氏、注(2)前掲。この語は藤木氏独特の表現であり、戦国時代は物語として扱われてきたということの意味するところと考えられる。
- (6) 藤木氏、注(2)前掲。
- (7) 藤木氏、注(2)前掲。
- (8) 藤田達生「秀吉神話をくつがえす」、講談社、二〇〇七年。
- (9) 藤田達生「戦争史における小牧・長久手の戦い」『近世成岩期の大規模戦争』、岩田書院、二〇〇六年。
- (10) 竹井氏、注(1)前掲。
- (11) 藤木氏、注(2)前掲。
- (12) 尾下成敏「九州停戦命令をめぐる政治過程―豊臣「惣無事令」の再検討―」『史林』第九三一―一三二号、二〇一〇年。
- (13) 尾下氏、注(12)前掲。
- (14) 柴裕之「織田政権の関東仕置―滝川一益の政治的役割を通じて―」、『白山史学』、第三七号、二〇〇一年。
- (15) 竹井氏、注(1)前掲。
- (16) 竹井氏、注(1)前掲。
- (17) 竹井氏、注(1)前掲。
- (18) 平山優「天正壬午の乱 本能寺の変と東国戦国史」、戒光祥出版、二〇一五年。
- (19) 竹井氏、注(1)前掲。
- (20) 徳川家康書状写(『小田原市史』史料編原始古代中世Ⅰ、六八二号、譜牒余録五九)。
- (21) 柴氏、注(14)前掲。
- (22) 柴氏、注(14)前掲。
- (23) 竹井氏、注(1)前掲。
- (24) 藤木氏、注(2)前掲。
- (25) 竹井氏、注(1)前掲。
- (26) 戸谷穂高「関東・奥两国「惣無事」と白河義親―卯月六日付富田一白書状をめぐる―」『中世東国武家文書の研究、白河結城家文書の成立と伝来』、高志書院、二〇〇八年。
- (27) 柴氏、注(14)前掲。
- (28) 竹井氏、注(1)前掲。
- (29) 藤井氏、注(4)前掲。
- (30) 藤木氏、注(2)前掲。
- (31) 平野明夫「徳川氏と織田氏」『徳川権力の形成と発展』、岩田書院、二〇〇六年。
- (32) 竹井氏、注(1)前掲。
- (33) 尾下成敏「天正十年代初頭の羽柴秀吉の東国政策をめぐる―秀吉・家康の「惣無事」を中心に―」『史林』、第九十二―一五五号、二〇〇九年。
- (34) 尾下氏、注(33)前掲。
- (35) 尾下氏、注(33)前掲。
- (36) 藤井氏、注(4)前掲。
- (37) 竹井氏、注(1)前掲。
- (38) 藤木氏、注(2)前掲。
- (39) 徳川家康書状写(『小田原市史』史料編原始古代中世Ⅰ、六九九号、影写本武州文書十六)。
- (40) 藤木氏、注(2)前掲。
- (41) 竹井氏、注(1)前掲。

- (52) 竹井氏、注(1)前掲。
- (51) 藤井氏、注(4)前掲。
- (50) 藤井氏、注(4)前掲。
- (49) 竹井氏、注(1)前掲。
- (48) 竹井氏、注(1)前掲。
- (47) 竹井氏、注(1)前掲。
- (46) 藤木氏、注(2)前掲。
- (45) 竹井氏、注(1)前掲。
- (44) 柴氏、注(14)前掲。
- (43) 藤井氏、注(4)前掲。
- (42) 竹井氏、注(1)前掲。

# 鹿児島旅行記（二〇一七年二月十九～二十一日）

小田 今日子

## はじめに

二〇一七年二月下旬、宗教文化ゼミの当時の二回生は野口実先生とともに鹿児島市内、霧島、知覧地方の旅行をさせていただきました。二泊三日の期間で様々な鹿児島の歴史に触れることを目的として実行されたこの旅行ですが、私個人としては、初上陸の九州の地に心躍り、観光目的の程度にしか考えていませんでした。しかし鹿児島には、四国出身の田舎者で世間知らずの私にとつて、たくさんの発見や驚きのある文化が存在していました。ここでは、そんな旅の内容や個人的な感想を載せていこうと思います。三日間の内容になるため、長々と拙い文章が続いてしまいますが、お付き合い願います。

## 一章 一日目の出会い

まず、ゼミ生の五人娘と野口先生は神戸空港に朝集合しなければなりませんでしたが、学生一人が寝坊をしてしまい、遅刻しそうになるというトラブルが早速発生しました。

何とか間に合ったようで、無事六人で離陸し鹿児島に到着しましたが、何とも行き先不安なスタートをきってしまいました。

三時間ほど飛行機で移動し、初めて降り立った鹿児島の地は快晴で、空港の窓からは青々とした山が見えました。その穏やかな光景は、もうそこまで春が来ているなど感じるもので、出発前の不安をかき消してくれる景色でした。そんなささやかな感動を与えてくれた空港を出ると、この旅の行程を全面的に企画、ご協力をいただいた、新地浩一郎さんと合流しました。新地さんは、野口先生の教え子さんだそうで、私たちの先輩ということになります。

レンタカーで乗用車を借りてきていただきました。そこに六人分の荷物を積んだところ、トランクが閉まらないトラブルがまた発生しましたが、何とか詰め込んだ鹿児島空港を出発しました。

最初に嘉例川駅という、昔ながらの駅舎に到着しました。この駅舎は鹿児島県内最古で登録有形文化財であり、無人



神戸空港と朝日

駅ではありますが、旅行者が多く集まる観光スポットです。名物の猫駅長も存在するようですが、私たちが訪れた時は、休養中なのが見ることができませんでした。しかし、昔ながらの風情溢れる、のんびりとした空間が広がっていて、久々にゆったりとした時間を過ごせたと思います。

また、駅弁も販売していて、野口先生に御馳走して頂きました。このとき初めて本場のさつま揚げを食しました。やはりというか、さすがというか、薩摩芋が入っていて大変おいしく、皆であつという間に完食しました。近くのお土産売り場には、その地で採れた食材も販売していたので、購入する人も少なくないでしょう。

しかし、この駅を利用する学生さんを見かけましたが、観光客の多さに迷惑そうな顔をされていたのが印象的でした。京都にも言うことですが、観光スポットは現地の住人の生活も含め考えてもらいたい問題だなと考えさせられました。

次に訪れたのは、霧島神宮です。緑に囲まれたこの神社



上は嘉例川駅にて、下は霧島神宮参道

は、高千穂峰に対する山岳信仰から始まったようですが、現在は祭神を七柱迎えており、パワースポットとして人気のようでした。近くに温泉があるため、境内に向かう途中の水場には温かい水が湧いていて、肌寒い季節にはありがたい温度の水でした。その他、樹齢八百年の御神木や参道から見える緑の景色は圧巻で、京都の神社とはまた違った生命力を感じることができました。

その後ホテルにチェックインを済ませ、鹿児島大学の方たちとお食事をしながら、交流をさせていただきました。他大学の方と交流する機会というのはあまり経験がないことだったので、新鮮でした。今まで勉強してきた環境が違ふと、考え方や捉え方も違うものだと思いますが、

同世代での会話はやはり楽しいものでした。鹿児島の郷土あるあるトークも話していただき、京都あるあるもお互いに盛り上がりましたが、その中で大河ドラマのお話も大いにヒートアップしてしまい、ついつい話し込んでしまったのを覚えています。その点は、お酒が入っていたとはいえ、向こう方の学生さんに申し訳なかったと反省しているところもございます。何はともあれ、新たな出会いが多い鹿児島旅行一日目でした。

その夜、五人娘でホテルの部屋に集合し、さらなる酒盛りが行われました。私を含めた三人が缶チューハイをほぼ開けてしまい、さらに下坂さんがそのまま酔いつぶれて私のベッドで寝てしまったために、私の寝床がないという状況に陥りました。さらに、夜中には私の掛布団まで下坂さんに奪われてしまい、非常に寝にくい状況であったという苦情をここに書き残しておきます。

## 二章 知覧地方

個人的に波乱の夜を乗り越え、二日目は知覧市内に向かいました。鹿児島市内から知覧に向かうには、かなりの距離を移動しなければいけなかったため、初日に引き続き運転や案内をしてくださった新地さんには感謝の気持ちしかありません。

まず訪れたのは、ミュージアム知覧です。野口先生のお知り合いがいらつしゃるということで、裏口から入館させていただき、ご挨拶をしました。とても暖かく迎えてくださり、野口先生の人脈の恩恵を受けることの有難さを嬉しく感じていきます。

展示物のバックヤードを通って、ゆっくりと心ゆくまで拝観させていただきました。南薩摩の風土や歴史を学ぶことのできる展示構成となっていて、放映室でのビデオは年代を感じるものではありませんが、とても工夫して作られています。南薩摩の文化を全く知らない私でも、興味深く感じる内容でした。展示物では、隠れ念仏が印象的で、昔の薩摩の人たちがどのような状況で信仰していたかを知



知覧ミュージアムにて

ることができ、浄土真宗の大学に通う学生としては感慨深いものがありました。たくさん資料をもらい、さらに教養を深められた気がします。

そして、近隣にある特攻隊記念館を訪れました。戦後から七十年以上経っても、忘れてはいけな

記憶、伝えなければいけないメッセージというものは存在します。それを思い出すことができるような展示品ばかりで、圧倒されました。実は、私の祖父も元特攻隊員ということもあり、生前の祖父が話してくれていたような経歴談や戦争への思いが、私の中で重なり心が揺さぶられるものがありました。これを機に、祖父との思い出を振り返ることができたので、とても良い時間を過ごすことができました、実家に帰った際に、お墓にちゃんとお参りをしようとも思えました。

その後は、知覧の茶畑の風景を眺めながら武家屋敷の地区に向かいました。途中、野口先生が茶畑に設置されている小さい風車のようなものを、モグラ除けの為の機械だと教えていただきました。移動中の車内も知らなかった知識を与えていただけで、退屈のしない空間でした。

武家屋敷は京都祇園や西陣の街並みとは違った、薩摩ならではの和風な街並みという印象です。もちろん武士が防衛目的でというのもあるでしょうが、台風の影響が強いからなのか、外壁がしっかりと建てられているようでした。

その時ちょうどお昼ご飯の時間帯だったので、近くの定食屋さんに入りました。ここでは、揚げたてのさつま揚げ定食をいただきましたが、私が特に衝撃的だったのが、鶏のお刺身です。新鮮なうちにしか食べるのでできないも



鶏のお刺身

のですが、鶏肉を生で食べるというのに一番驚きました。もちろんお味はとても美味しかったです、食感もプリプリして噛み応えがあつて感

動しました。また、お刺身についてきたお醤油にも驚きました。こつてりと甘みがあり、それが鶏肉にとっても合っていて、「美味しい…。美味しい…。」と、周りの皆が若干引くほど味わって食べてしまいました。また機会があつて、鹿児島を訪れる際は絶対に鶏のお刺身を食べるということを心に誓いました。

そこから移動して、砂蒸し温泉にチャレンジしました。タオル貸し出しサービスが便利だなと感じっていると、温泉は屋外にあるということで少々抵抗を感じました。しかし、よくよく考えてみると「砂のあるところって大体屋外だもん…。」と、思い至り、おとなしく入らせてもらいました。

下着は付けずに、浴衣で砂に埋もれる形式の砂蒸し温泉ですが、砂をどんどんかけられていく感覚は若干恐怖でした。しかし、やがてじわじわと暖かくなってきました、たいへ

ん気持ちのよい十五分間を体験しました。思わず眠ってしまいました。最後のほうはお尻が熱すぎるほど温度を感じ、汗が止まらなくなるので時間はしっかりと守ることをお勧めします。

### 三章 鹿児島市内

二日目の夜は何事もなく明けて、いよいよ最終日になりました。

三日目は、鹿児島市内を観光するということになり、まずは尚古集成館へ向かいました。集成館は薩摩藩第二十八代当主島津斉彬によって開始された集成館事業の一環として、一九二三年に開かれたようです。本館は一八六五年に建築されたもので、国の重要文化財とされています。この日も快晴で、海に浮かぶ桜島がはつきりと見える麗らかな気候にわくわくした心持ちで到着しました。

ここでも、野口先生が館長さんとお知り合いということ、好待遇を受けました。まず分館へご挨拶に伺い、館長



梅の花

さん自ら館内を案内してもらいました。今までにないほどの手厚い展示物の解説で、島津家や薩摩の歴史の予備

知識が全くない私でも興味深く感じました。

分館では企画展示「島津家伝来 人形とひな道具展」が催されていました。三月の雛祭りが近いということで、島津家に伝わるひな人形を展示し、合計九十九種四百七点のひな道具が並べられ圧巻でした。これらは主に五代將軍徳川綱吉の養女竹姫が持参したものとされています。まさに豪華絢爛そのものの花嫁道具で、当時の幕府の権威や薩摩藩との結びつきがうかがい知れました。

本館では、入り口を入ってすぐのところに反射炉模型が置かれていて、集成館側の熱意を感じるものでした。先に述べた通り、館長さんが直々に案内してくださったため、非常にわかりやすく館内を回ることができました。野口先



上は旅行メンバー全員、下は庭園風景

生が後におっしゃっていたことをそのまま引用させていただくと、「今回、案内していただいた内容で卒業論文が書けるほどに濃厚で興味深い展示」でした。反射炉模型の天井からは、薩摩切子を使用した鮮やかな照明が吊られています。その照明だけでも目が飛び出るようなお値段だということを知り、さすが重要文化財指定だなど思ったことを鮮明に覚えていました。まさに、「明治日本の産業革命遺産」を感じることができましたし、鹿児島の人たちがどれだけ郷土の歴史を大切にしているかがわかりました。

そのすぐ隣の仙巖園にも立ち寄りしました。仙巖園は万治元年（一六五八）に築かれた島津家の別邸で、錦江港や桜島も景観に含まれる雄大な景色を見ることが出来ます。私たちが訪れた時期は、丁度梅が満開の季節で、日本庭園の中に鮮やかな赤、白、桃色の景色が広がっていました。

ガイドツアーに申し込み、御殿内を解説されながら幕末から近代にかけて迎賓館のような存在であったという、和洋折衷の空間をすみずみまで知ることが出来ました。ツアーの最後には抹茶をいただくことができて、ゆったりとした時間を過ごすことができます。広大な庭園内には、池や花々ももちろんですが、立派な石灯籠があるのが印象的で、そんなところでも鹿児島島の力強さというものを感じられたような気がします。



上は薩摩切子、下はしろくまアイス

お土産には、やはり薩摩切子を購入……と思いましたが、貧乏学生には厳しすぎるお値段でしたので、諦めざるを得ませんでした。私がかろうじて違いのわかる大人になって、自分のお金で買い物を楽しめる年齢になるまでお預けだなど思いました。

そして、繁華街に向かい、本場のしろくまアイスを食べることにしました。実のところ、私はこれまでしろくまアイスを食べたことがなかったので、味の想像がつきませんでした。初めて食べた感想としては、高級なかき氷パフェといった感じでしょうか。甘すぎず、昔ながらの味でありながらバランスのいいデザートで、大変満足できました。

お土産には、「かすたどん」というお菓子を教えていただき、試食すると美味すぎて、思わず大量購入し実家に郵送してしまうほどでした。

夕方には鹿児島空港から神戸空港へ帰らなければいけないので、名残惜しかったのですがお昼過ぎには鹿児島市内を出発しました。空港へ向かう道中でも、西郷隆盛にゆかりのある場所も見て回りながらの移動でした。思っていた通り、本場の薩摩は西郷隆盛リスペクトがすごくて、気圧されそうでしたが、今年の大河ドラマ『西郷どん』なので、さらに盛り上がることでしょう。また、途中で私たちの荷物がいっぱいすぎてトランクの扉が勝手に半ドア状態になってしまっていて、皆で笑ったことも覚えていますが、最後まで新地さんにご迷惑をおかけしたなと思って反省しております。

帰りの飛行機内は、皆疲れていてほとんど寝てしまいました。帰りましたが、それほど楽しめたということだと思っています。

### おわりに

今回の鹿児島旅行で、私は九州に対するイメージが大幅に変まりました。食文化はもちろんのこと、郷土の歴史への関心や熱心が伝わってきてとても有意義な旅行を経験できたという気持ちです。

私を含めるゼミ生五人娘は、よく言えば快活で、悪く言えば姦しい集団ではありました。しかし、それを心優しく

見守っていただいた野口先生、そして新地さんにこの場をお借りして厚く感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。ございました。

旅行記の内容は以上になりますが、拙い文章で長々と失礼いたしました。トラブルも多い三日間でしたが、地方への旅行もその土地の歴史を知れるいい機会であると感じましたし、今後も何か計画があれば企画、参加させていたいただきたいです。



知覧の定食屋にて

## 野口ゼミでの学び

佐藤 亜美

私がこの宗教文化研究所ゼミナールの存在を知ったのは、京都女子大学の学生となった最初の日、入学式のことでした。その日史学科の先輩方が大学生活についての説明をしてくださった時に、とある先輩がこのゼミについても紹介していて、興味のある人は気軽に声を掛けて欲しいとおっしゃっていたのをよく覚えています。「『吾妻鏡』を読むゼミです」と先輩が言った時、ただただ単純に、なかなか面白そう、と思いました。深く考えることをしないうまま

きっと読めるようになったら面白いに違いない、と思った私は、その場で先輩へゼミに興味があると伝え、数日後、講読の様子を見学させて頂く事になったのです。要するに、中世にとっても興味があつたとか、どうしても『吾妻鏡』が読みたくて仕方がなかったとか、上回生になった時のために講読の力を付けていたいとか、そういう深いことをこの時の私は考えていませんでした。ですが私は、この時の自分の「なんだか面白そう」と思った直感が今となってはとても意味のあるものだったと思えてなりません。というの

も、この大学一回生の一年間、このゼミでは貴重な体験ばかりさせて頂いたからです。

野口ゼミに参加させていただくようになってから、様々なことを学ばせて頂きました。正直、「吾妻鏡」と初めて対面したとき「私はなんてところに来てしまったのだろう」と内心とても焦りました。手渡されたもののどう読んだらいいのすら分かりません。いくら漢文を高校の授業でやってきたからといって、見たこともない漢文だらけの文書は当時の私にとって未知の言語のようだとすら思いました。また、たとえそれが読めたとしても、基礎知識不足なせいで内容理解など到底できませんでした。ですが、野口先生が丁寧に一から教えてくださったおかげで、今となっては最初のような焦りはありません。史料を読むということは、文面をただ読むことだけでなく、その時代の政治情勢や、文化、習慣、そもそもその史料は誰によって書かれたものなのか、といったことをふまえて書いてある以上のことを理解しなくてはならないのだ、ということ、私はこのゼ

ミで学べました。まだまだ「自分で読める」段階には程遠いですが、一刻も早く、先を行く先輩方に追いつけるよう願っていきたいと思います。

私がこのゼミに入って学んだことは『吾妻鏡』そのものことだけではありません。野口先生は、それ以外についても多くのお話をしてくださいました。過去のゼミ生の方々のお話や、歴史ということについて、大学の学びとは、など、どれも聞いていて楽しくなるお話ばかりでした。その中で自分の物事を見る視点も変化し、考え方も随分と変わったように思います。そして、三回生の先輩方からも同じくとても刺激を受けました。先輩方は自分の意志で他大学の授業にでたり発表をなさっていたり、サークル活動の傍らゼミに参加したりと、自分のやりたい事に対して行動力がある方々です。そんな姿を見ると、自分でもやはりどんどんと行動していかなくてはならないな、という気持ちになりました。また、同じ学年の友達とああでもない、こうでもない議論することも、とても楽しい経験でした。私にとつてこのゼミがある木曜日は一週間のうちでもっとも濃いものであり、いつもやってくるのを待ち遠しく思ってしまうのです。

先輩方に連れて行って頂いた日本史研究会の様々な場で一回生ですと名乗ると、必ずと言っていいほど驚かれま

す。しかしそれは当たり前前で、ついこの前まで教科書の形式ばった歴史しか学んでいなかった素人が、権威ある優秀な方々がいらっしやる場所に居る事は普通ありません。だからこそ、その場所に行かせて頂いていることがどんなに自分の今後の糧となるか、痛いほど感じました。今までに出会った方々はとても優しく、一回生である私たちにもほかの方と変わらぬように接してくださいました。ですが、きつとそれは「右も左も分からないような一回生であるから」というよりも、「あの野口先生のゼミに、曲がりなりにも席を置いている生徒だから」という部分が大きかったと思います。

さて、私もいよいよ一回生を終え二回生となりますが、これからは今までのようにやりたいことを模索する期間は脱さないとなります。あれもしたいこれも気になる、という部分から自分の興味の方向を少しずつ定めるとともに、野口先生のお言葉の通り、そして先輩方のように、自分から行動を起こしていける人間になれるよう努力していきたいです。

最後となりますが、この一年間丁寧にご指導頂いた野口先生への感謝を述べて終わりとさせていただきます。本当にありがとうございました。

## 宗教・文化研究所ゼミナールに入つて

鹿子畑 瑞 季

まず私がこの宗教・文化研究所ゼミナール（以下ゼミと省略する）に参加したきっかけを話そうと思います。それは、佐藤さんが誘ってくれたからです。大学で初めてできた友人達と遊びに行つた霊山歴史館でのことです。展示物を見ながら「古文書早く読めるようになりたいな。」とつぶやいた私に佐藤さんが「古文書じゃなくて『吾妻鏡』読めるようにならない。」と言つたことが私がこのゼミに入るきっかけでした。誘われた時はなんとなくおもしろそうだなとか大学に入ったからいろいろやってみようという気持ちでした。そしてゼミに行つてみるとよくわからない衝撃を受けたことを今でもよく覚えています。野口先生のお話を聞いて、その日のゼミが終わつた頃には『吾妻鏡』を読めるようになりたい、もつと野口先生のお話を聞きたい、未知の世界のことをいろいろ知りたいと思うようになりました。そして、私はこのゼミに参加することを決めました。今思うとこのゼミに入り、野口先生や先輩方や一生の二人に出会えたことは本当に幸運なことだと思います。

次にゼミのある日（後期）のスケジュールを見ていこうと思います。このゼミは毎週木曜日の午後に行なわれています。ちなみに、私はゼミのおかげで木曜日の朝はすつきり起きることができ、他の曜日より元気です。私は午前中の授業を終え、ゼミの行う部屋に向かいます。部屋に入り野口先生に挨拶をして私はお昼を食べ始めます。ほかの一回生もやってきてお昼を食べます。一回生の三人がご飯を食べ終わり、先生がお昼で抜けていらつしやる間は各自で自習します。先生にご飯をご馳走になることもあり、大学近くのおいしいお店に連れて行っていただいたのもいい思い出です。各自の自習では、以前の話の流れや出てきた人物を復習したり、この名称は一体誰を指しているのかなどを話し合つたりもします。また、私は大抵読み方がわからないところを二人に聞くことが多かつたです。『吾妻鏡』以外の話もいろいろしてここでも私は非常に多くのものを得ています。そして、先生がお昼を食べ終わつたら『吾妻鏡』を読み始めます。ちなみに二〇一七年の間は二八ページか

ら三六ページの最初の五行を読みました。一四時三〇分のチャイムがなり、一回生は次の授業に向かいます。入れ違うように三回生のゼミが始まり、授業を終えた私たち一回生はまたゼミに合流します。合流した時に読む『吾妻鏡』の場所は、三回生の読んでいるところをやつたり一回生がやっているところであつたりさまざまです。そうして十八時ごろにゼミは終わります。おおよそこのように木曜日は過ぎていきます。

次に、このゼミに入つてからの思うことを振り返つていこうと思います。私は、京都で歴史を勉強したいや古文書を読めるようになりたいとしか考えていませんでした。しかし、ゼミに行き、『吾妻鏡』を読み、野口先生から多くのことを学ぶと、もつと勉強したい、もつと勉強しなくてはいけないと思うようになりました。また、思つていても実行はできないなどの自分の欠点も多く学ぶことができた気がします。ほかに、このゼミに入らなかつたら絶対に行かない場所にも一回生のうちから行けたことは本当にいい経験だと思いました。

しかし同時にこんな多くのことを学べる場所にいるの自分にはちゃんと勉強をしていないし、成長もできていないと思つてもしまうこともあります。このような悩みを持つていても野口先生のお話やゼミの中でのいろいろなお話を

聞いていると、自分の人生であるし悩んで当たり前だからとりあえず前に進まなきゃいけないという考えが身についたり、将来の自分のことを今のうちから考えていこうと思うようになりました。これもこのゼミで勉強し、ゼミを通し多くの方々のお話を聞いて、今までの私が考えていなかったことに触れたためです。特に、野口先生のお話には自分が今まで知らないことや思いもよらなかったことが多くあつて聞くたびにワクワクします。話の中には、今後の自分の人生をどう生きていくか、世の中はどうかを深く考えることが多くあり、考えるたぐいによく分からなくなつて混乱することがあります。しかしその混乱がなかなか面白いし、幸せを感じます。このようにちよつと振り返つただけでもいろんな思いが溢れてくるのでかなり濃厚な時間を味わっているのだなと思えました。大学を卒業するまでにどのくらいの思い出ができるのか今の私はワクワクでいっぱいです。

こんな幼稚な文章を最後まで読んでくださりありがとうございます。こんなに幸せだと思えるのも野口先生のご指導があるからです。野口先生いつもありがとうございます。そして、今後もご指導のほどよろしく願ひいたします。

## 宗教・文化研究所ゼミナールを通して学んだこと

澤井真帆

私がこの宗教・文化研究所ゼミナールを知ったのは、佐藤さんの史学基礎演習Aでの発表がきっかけでした。この授業は自分が関心のあることについて調べ、レジュメを配布し、スライドで発表していく、という内容でした。その中で佐藤さんの発表は史料に基づいており、一番質の高いものでした。『吾妻鏡』を元に海野幸氏について紹介してくれました。同級生がいきなりすらすと『吾妻鏡』を読み始めたので、衝撃を受けたことをよく覚えています。以前から史料や漢文を読むことに関心があったため、ただただ単純に彼女をかつこいい、すごいと感じました。それと同時に「私も読めるようになりたい」と思いました。授業が終わった後、どうして吾妻鏡をすらすと読むことができるのか尋ね、そこでこのゼミの存在を知りました。

私は茨城県出身です。京都の大学に進学した理由は、幕末の史跡がたくさんある京都で幕末のことを学びたかったからです。だから『吾妻鏡』に関連する歴史が好きだったとか、興味があつたとかいうわけではなく、むしろあまり

好きではない分野でした。先ほども述べたように、漢文が読めるようになりたいというそれだけの理由でこのゼミに入りたいと思っていたので、初めてゼミを見学するときは不安と緊張でいっぱいでした。先輩方や同級生の二人が吾妻鏡を読む姿を見て、私は場違いではないのかと何度も思いました。しかし、当初の「読めるようになりたい」という気持ちは変わりませんでした。また、野口先生から幕末以前の歴史を知ることやそれ以前の文章を読めるようになることは大切だということをお聞きし、ゼミに参加することを決めました。

もともと中世史をあまり知らなかった私は、ゼミに参加してたくさんを知ることができました。漢字ひとつをとってもたくさんさんの読み方が存在していたり、時代によつて読み方が変わっていたりします。そういったことを直に感じる機会があり、幸せです。木曜日のお昼休みは一週間の中で最も濃い時間を過ごすことができます。授業の予習よりも『吾妻鏡』の予習のほうがはかどっ

ていることも多々ありました。途中から参加した私にも丁寧に教えて下さる先生や先輩方、分らないところを一緒に考えてくれる同級生の二人には心から感謝しています。

また、先日帰省した際に地元の歴史館に行く機会がありました。中世の展示スペースでは、『吾妻鏡』の治承四年十一月の部分を元に佐竹氏の説明が書かれていました。一回生は治承四年八月十九日まで進んでいます。これから吾妻鏡を読み進めてその説明書きの内容を学び、地元の歴史を知るのが今から楽しみです。

このゼミで学んだことは『吾妻鏡』の知識や漢文の読み方だけではありません。野口先生のお話しから、過去を知ることの重要性や色々な地域や時代の歴史を勉強する大切さ、今の社会についてなど、たくさんのお話を学ぶことができました。また、幕末についてのお話も聞くことができ、さらに興味が湧きました。先輩方からは三回生になってからの学校生活の雰囲気についてお聞きすることができました。外部の方からのお話はとても新鮮で、ここでしか聞くことのできない貴重なものでした。玄向寺の荻須真尚さんのお話は特に印象的で忘れることができません。これらのお話は私自身にとって刺激的で、視野を広げることができました。半年前と比べるとずいぶんと考え方が豊かになったように思います。

このゼミを通して、いかに自分は恵まれた環境にいるのかということを感じることができました。吾妻鏡を学べるだけでも贅沢なことであるのに、報告会に参加する機会があったり、外部の方からのお話が聞けたりと、とても有難いです。報告会は予定がなかなか合わず、まだ参加したことがありません。『吾妻鏡』を読み始めたばかりで中世史を全然知らない私が参加して良いものかと恐れ多いですが、今度は是非参加させて頂きたいです。また、このゼミを通して折角『吾妻鏡』の歴史に触れることができていたので、好きな時代ばかりではなく、自分から意欲的に中世史を学んでいきたいです。そして同級生の二人に早く追いつきたいです。このゼミに参加してからまだ半年しか経っていませんが、半年だけとは思えないほどたくさんのお話を学べた気がします。これからよりたくさん学ぶことができると思うと楽しみでなりません。今の自分の環境に感謝しながら、知識だけでなく多くのことを身につけていきたいです。このような貴重な場を設けてくださった野口先生には感謝の気持ちでいっぱい입니다。ありがとうございます。これからもご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひ致します。乱文にて失礼致しました。

# 清盛と後白河院の京都

## 一 平家の六波羅

伊勢平氏の京都進出 平清盛が活躍した時代、京都における彼の本拠が六波羅と西八条にあったことはよく知られている。しかし、どうしてそこが選ばれたのか、どんな空間を構成していたのか、その後どうなったのか等、といった点については、あまり関心が持たれることはなかったように思われる。

清盛を生んだ「平家」は伊勢平氏を出自とする。伊勢平氏の初代は摂関時代に活躍した維衡（これむら）である。彼の父の貞盛（さだもり）は、常陸国を本拠とする軍事貴族であったが、十世紀の前半に発生した平将門の乱を鎮圧した功績によって中央に進出し、国家の武力として用いられるようになった。そのため、常陸と京都を往復する上で、海陸交通ルートの間中に位置する伊勢に進出したらしい。その子孫は伊勢に経済的な基盤を置きながら、京都を政治的な活動の場とするような存在形態をとったのである。だから、伊勢平氏は京都にも居住空間を設定していた。

## 野口実

十一〜十二世紀前半の段階で、伊勢平氏の一族が、京都の何処に居住していたかを、当時の貴族の日記で調べてみると、維衡の兄維叙（これのぶ）の「三条宅」（『御堂関白記』）、清盛の祖父正盛の従兄弟にあたる盛基の「五条烏丸宅」（『中右記』）などを知ることが出来る。「宅」とは四位以下の貴族の邸の呼称で、規模はどの程度か不明だが、彼ら伊勢平氏の一族も、一般の貴族同様に京中に居住空間を有していたことがわかる。



平氏略系図

境界空間としての六波羅 伊勢平氏の一族で、平安京の京域の外側にある六波羅とはじめて関係をもったのは、右の盛基なのであるが、そのことを述べる前に、六波羅とはどんな空間だったのかを考えておこう。

六波羅は平安京の左京六条の末、すなわち左京六条を鴨川の東岸に延長した地域一帯の呼称である。ちょうど、葬地である鳥部野への入口にあたるから、鴨川が三途さんずの川にオーバードラップするというわけで、平安京に住む人々にとっては、この世とあの世の境界として意識されていた空間であった。そんなことから、六波羅の地名の由来については、白骨の転がる「髑髏原」とか、東山の山麓の「麓原」から転じたという意見もあるが、やはりここに所在した六波羅蜜寺の存在によるというのが、東京大学の高橋慎一朗氏の説である（『中世の都市と武士』吉川弘文館、一九九六年）。

そんな空間であるから、平安時代の貴族たちはここに墓堂を建てるようになる。六波羅蜜寺の近くには、今でも「六道詣り」や「迎え鐘」で有名な珍皇寺があるが、当時この寺は広大な敷地を有していたらしく、康和三年（一一〇一）の頃、右に見た伊勢平氏の盛基が、そのうちの二段を借地していたことが知られている（『東寺百合文書』）。

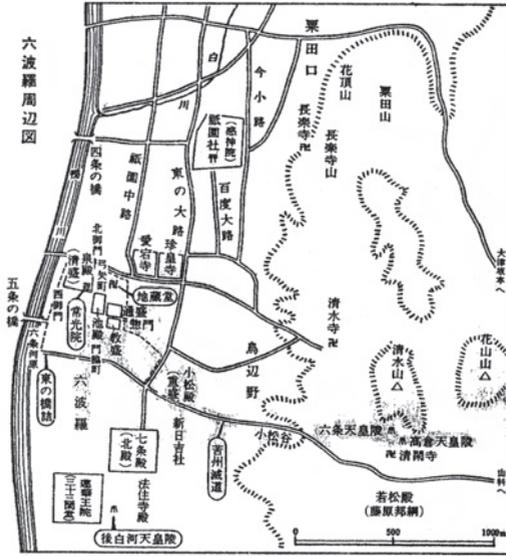
ついで、ここに土地を求めたのが、白河上皇に仕えて頭

角をあらわし、「平家」の祖となった平正盛である。天仁三年（一一一〇）六月、彼は六波羅蜜寺の寺領内の借地に三間四面で檜皮葺の阿弥陀堂を造立。その後さらに珍皇寺領に、その領域を拡大して南北に塔を建てたのである。この堂は「正盛堂」あるいは「六波羅堂」などと呼ばれたが、正盛は死後ここに葬られることとなり、その墓堂（法華堂）は常光院と呼ばれた。それを取りこむ形で一町規模（約一二〇メートル四方）の亭（邸宅）を造営したが、正盛のあとを継ぎ、瀬戸内海海賊討伐のみならず、白河・鳥羽両院の近臣として並々ならぬ手腕を示した忠盛である。

平家一門の集住地 忠盛の子の清盛は、平治の乱後、国家の軍事警察権を掌握して、公卿の地位に昇り、ついには王家（天皇家）の外戚となって国政をも掌握した。一方、日宋貿易など交易活動にも力を入れ、その結果、京都は東アジア経済の一大拠点としての機能も有するようになる。

これに並行するように、六波羅の拡大も著しいものがあった。『延慶本平家物語』（第三末）は、この当時の六波羅の有様を以下のように伝えている。

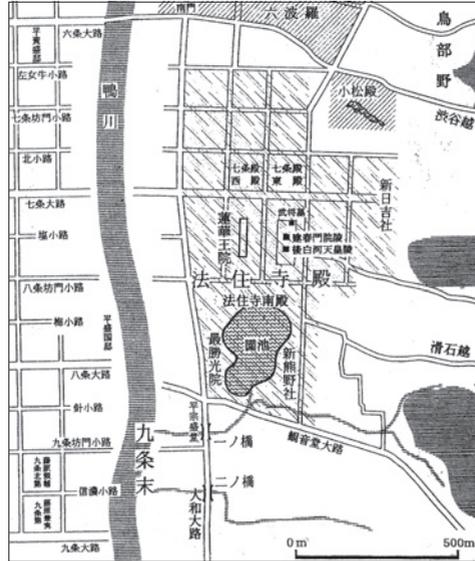
南門は六条の末、賀茂川の一丁を隔つ。…この相国清盛の時、四丁に造作あり。これも屋敷百二十余宇に及べり。これのみならず、北の倉町よりはじめて、専



六波羅周辺図 (村井康彦『改訂 平家物語の世界』(徳間書店刊) 掲載の地図を一部改変)

ら大道を隔て辰巳の角の小松殿に至るまで二十余町に及ぶまで、造営したりし一族親類の殿原及び郎従眷属の住所に至るまで、細かにこれを算うれば、屋敷三千二百余宇：

清盛の泉殿、頼盛の池殿、教盛の門脇殿をはじめとする平家一門の邸宅がたちならび、周辺には平家に仕える家人郎等の宅が軒を連ね、その北側の倉町には日宋貿易や諸国からの貢進によって蓄積された財物が貯えられていたのである。そして、六波羅の東南の角には、清盛の子で内大臣に任じた重盛の邸宅小松殿があった。建築史家の太田静六氏はこれらを総称して「六波羅団地」と名付けているが『寝殿造の研究』吉川弘文館、一九八七年)、些かイメージにそぐわない。一門の祖である正盛の墓を守るようにして居住空間が営まれているのは、武家における族的結合の意識の強さを示すものといえ、その形態は、源氏の鎌倉や奥州藤原氏の平泉と共通するものがうかがえるのである。ちなみに、重盛の小松殿の所在地は、おおよそ現在の馬町交差点の辺りに比定することが出来る。現在、その近くのフォーシーズンズホテル京都(もと東山武田病院)には広大な池を備えた積翠園という名庭がある。庭園史家の重森三玲氏はこの池庭に平安末期の浄土様式を見出し、これ



法住寺殿と六波羅 (山田邦和氏の原図をもとに作成)

を小松殿の遺構と推定している(重森三玲・重森完途『日本庭園史大系 第二巻』社会思想社、一九七四年)。知られざる京都の平家関連史跡といえよう。

## 二 六波羅と法住寺殿

**法住寺殿の造営** 平治の乱の結果、信西や藤原信頼らの近臣を失い、二条天皇と競合せざるを得ない立場に置かれた後白河院は、その権力基盤を平家に依存せざるをえなかった。院が平家の本拠である六波羅の南方に隣接する七条末・東山山麓の地に院御所「法住寺殿」を造営したのは、こうした政治的な事情に求められる。ちなみに「法住寺」とは、十世紀の末に右大臣藤原為光が七条の末に造営した寺院で、その旧地に造営されることが、その名の由来である。現在、豊国神社・京都国立博物館・三十三間堂の界限は、いつも多くの観光客で賑わっているが、法住寺殿は、ここから、南は大谷高校にいたるエリアを占めていた。豊国神社や博物館の辺りは院のプライベートゾーンともいえるべき北殿(七条殿とも、東・西両殿が置かれた)のあったところで、儀式などを行うハレの空間である南殿(東山殿)は、大谷高校のグラウンド(当時は広大な園池)の北側に営まれていた。

法住寺殿は、南殿・北殿などの複数の邸第のほかに、院

の御願寺である蓮華王院（三十三間堂はその本堂で、御所や五重塔が付属）・最勝光院（後白河院の妻で、清盛の妻時子の妹にあたる建春門院滋子の御堂。宇治の平等院を模した。現在の東山泉小中学校西学舎―もと一橋小学校―の場所に所在）、さらに鎮守社である今熊野社・新日吉社をとりこんだ広大な領域をしめ、周辺には院近臣の宿所や民衆の町屋も立ち並んでいたから、一つの独立した都市空間を構成していたと言つてよい。

**重盛の小松殿** 法住寺殿最大の建造物である蓮華王院御堂（三十三間堂）が清盛の手によって造営されたことに象徴されるように、平家にとつても院と本拠の空間を隣接させることは、軍事権門として大きなメリットを期待できたものと思われる。

平家一門は六波羅に住んでいたのだから、法住寺殿の近くに宿所をもつ必要がなかったようにも思われるが、建春門院の猶子になっていた宗盛や、後白河院庁の別当に連なった重盛（清盛の嫡男）・頼盛（清盛の弟）は、ここにも宿所を設営していたらしい。

平家一門中最も後白河院と親密な関係にあり、『平家物語』に後白河院に対する「忠」と父清盛に対する「孝」の狭間で苦悩した理想的な人物として描かれる重盛の本邸「小松殿」は、祇園社西門前に至る車大路という南北路と

六条大路の延長線から山科に抜ける間道である久々目路（苦集滅路・渋谷越・汁谷越）の交差点付近に所在していたと想定される（現在の馬町交差点のあたり）。ここは山麓の傾斜地であることや、間道と幹線道（六波羅は奈良方面からの幹線道である大和大路の終着点に位置する）の交差点付近という交通・軍事の要衝に位置する点において、福原の清盛別業に擬せられている祇園遺跡（神戸市兵庫区）や鎌倉の源義朝の居館「鎌倉之榭」（鎌倉市扇ヶ谷）と立地条件が類似しており、平家一門における重盛の軍事的役割をよく示しているように思われる。

法住寺殿の北限は六条末から南に一町（約一二〇メートル）の左女牛小路末であるが、鴨川東岸・東西西麓という地理的環境は六波羅と同一で、両者を地形的に区画するものはなく、むしろ、六波羅の主郭部から南東に突出したところに位置した小松殿は両者を東の端で結びつけるような位置関係にあったのである。

**院御所の転変** 後白河院は、治承三年（一一七九）十一月の清盛によるクーデターの結果、翌年の五月までは鳥羽殿（南区上鳥羽・伏見区下鳥羽周辺）、その後は福原や六波羅といった平家の本拠に置かれたが、養和元年（一一八一）正月、息子である高倉院が死に、さらにその翌々月に清盛が没して後白河院政が本格的に再開されると、もとの

ように法住寺殿に戻っている。しかし、寿永二年（一一八三）十一月、木曾義仲が法住寺殿を襲撃して南殿に被害が及んだ後は、本邸を六条西洞院殿（六条殿）に定め、法住寺殿には精進や参籠あるいは法会のために城内の鎮守社・御願寺を訪れるばかりとなった。建久二年（一一九一）源頼朝によって新たな法住寺殿が造営されても、院はここに戻ることはなく、その翌年三月、六条殿で死を迎えたのであった（六十六歳）。しかし、その遺骸は法住寺殿のエリアである「蓮華王院東法花堂」に葬られたことが確実な史料から明らかである。

**なぞの武将墓** 一九七八年、七条通を挟んだ京都国立博物館の向かいにホテルが新築されるに際して行われた考古学的な調査で、法住寺殿の時代に該当する地層から武将のものと思われる墓が見つかり、ほぼ三メートル四方の土壙に漆の塗膜と若干の金属製品をのこすのみとなった鎧・弓箭・馬具などの遺物が検出された。この墓は、一人の被葬者に対して五人分の甲冑が裏返した形で副葬され、しかも兜の鉢（ヘルメットの部分）がないなど、きわめて異様な埋葬形態がとられており、出土した遺物は伝世品には見られない優品ばかりで、鍬形（兜の前立て）と鏡轡は、現在の重要文化財に指定されている。

この墓の被葬者について、当初は、木曾義仲が法住寺殿

を襲撃した際に戦死した北面の武士源光長が候補に挙げられたが、墓が後白河院の陵墓を守るような位置に設定され、堂舎も付属していたと認められること等から、この説は否定された。そこで私は、後白河院の霊を慰撫するほどの武威をもち、しかも豪華な武具を副葬するに足る有力な武将を候補に求めるべきだと考え、院が生前から自らの墓所を用意していたことや、『源平盛衰記』等の記事などを傍証として平重盛の名を挙げた。ところが、その後、京都市埋蔵文化財研究所の上村和直氏が、共伴土器の年代から武将墓の築造時期を一三世紀前半に特定され、治承三年に死んだ重盛説は成立し難いことになった。

しかし、やはり被葬者は院の霊を守護するような武士身



出土した鍬形の推定復元図  
（古代学協会発行『法住寺殿跡』より）

分の近臣の墓と考えるのが順当であろう。このことと、副葬された武器・武具が他に類例のない優品で占められていたことを踏まえて、今私が注目しているのは、当時最高の技術を持つ工人集団が所属していた院の細工所別当を歴任した宇多源氏源仲兼（なかかね）の一族である。

### 三 西八条と七条町

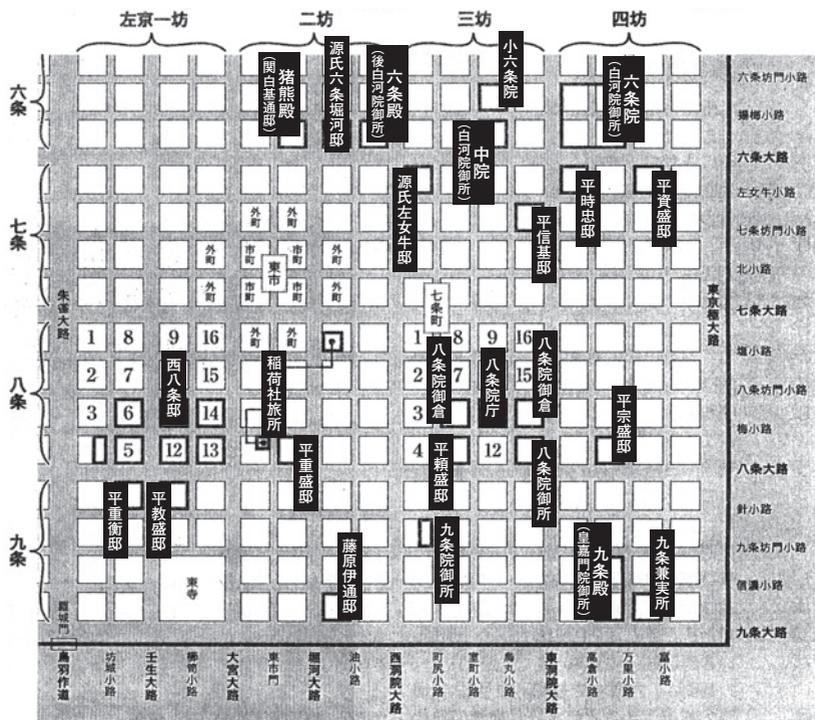
時子亭を中心とした西八条 平家が西八条に邸宅を有したのは忠盛の時代に遡るが、その全盛期に占有した空間は左京八条一坊五・六・十一〜十四町の計六町と推定され、さらに周囲には重盛（小松殿）・宗盛ら一門の居亭や家人・郎等の宅が軒を連ねていた。『延慶本平家物語』は、平家の西八条について「大小棟の数五十余に及べり」と述べている。福原遷都の頃には、平知盛に仕える侍二人が、八条坊門北・坊城西（八条一坊二町にあたる）にあった藺草田（いぐさ）を押領して、そこに住み着いたという事実があり、六波羅と同様に、西八条の周辺にも平家の一門・家人・郎等たちが、ベースキャンプを形作っていたものようである。

西八条の中心は十一町の邸宅「二品亭」であった。「二品」とは清盛の妻時子のことで、西八条は時子の居亭を中心に発達したものと見ることが出来る。平家が西八条を本拠にしていた時代、清盛は福原にあり、在京して実質的に平家

一門を束ねる役割を果たしていたのが時子だったのである。十二町には時子の建てた仏堂があり、十三町には娘の盛子（関白・摂政をつとめた藤原基実の妻）が居亭を構えていた。西八条は京中に位置することから六波羅のような自然地理的な要害性は認められない。しかし、武器・武具および馬にかかわる流通・生産の拠点である七条町（ななちょう）に近接し、山陽・山陰道方面（西国）への出入り口であり、元暦元年（一一八四）、一ノ谷合戦の際に源義経が摂津国の軍勢をここに集結させたことで知られる「七条口」の付近に位置したことは、やはり軍事権門の拠点にふさわしい立地であることを示している。

武門を支えた七条町 七条町は七条大路と町尻小路（現在の新町通）の交差点を中心とした商工業区で、平安末期には三条・四条町と並んで、京都で最も活気にあふれる地域に成長していた。このあたりは平安京の区画でいえば左京七条と八条に属する。現在の京都駅北側の一帯をしめる地域である。

中世の武士、とりわけ多数の家人・郎等を率いて国家の軍事・警察を担う武門にとって、馬・武器・馬具等の調達といった物質的問題こそ、その存立にとって最も重要な課題の一つであった。したがって、その居住地もそれに規定されるわけで、武器・馬具を専売品とした律令制下の平安



院・平家政権期の七条町周辺

(アラビア数字は坊内の町をあらわす。邸などの所在地は史料によって異同がある)

京東市みやぎの機能を継承・発展させた流通の拠点である七条町周辺に武門の居亭が集中するのは当然の成り行きであった。

院政期、源氏が六条大路沿いに住んだのは、六条に白河院の御所が置かれていたこととともに、七条町の至近であったからである。この時代の七条町が源平二氏に代表される軍事権門の需要に支えられていたことは、考古学的にも明らかにされており、新京都市センタービル（下京区塩小路烏丸西入ル）建設に伴う調査では、ほかに前例をみないほど大量の刀装具の鑄型いがたが出土しており、その生産時期のピークはほぼ平家の全盛期に重なることが判明している。

最大の荘園領主八条院 ちようどこの平家全盛期に、七条町の近く、現在の京都駅のあるところには、後白河院の妹である八条院暉子あきこ内親王の御所があった。彼女は鳥羽院の皇女で、母は美福門院藤原得子たけこ。後白河院にとっては異母妹にあたるが、二三〇箇所にも及ぶ王家領の荘園を伝領し、当時最大の荘園領主であった。彼女の御所は

八条三坊十三町に、家政機関の置かれた八条院庁はちじょういんは十一町に、御倉町みくらまちは十四町にあつた。御倉町は倉庫群のほか、宿所・厨くわ・細工所（工房）等を併設した家産経済の中心であり、その門前は、ここで働く工人・雑人のほか、遠く東国にも散在する八条院領莊園から山のような貢物を伴つて上洛した人びとであふれかえつていたことであろう。ほかに、八条院領として八条二坊十二町・三坊四町・六町・十五町・四坊二―五町が附属しており、さらに周辺には八条院の關係者である平頼盛（池殿）が三坊の五町、九条良輔が十二町、といった具合に居亭を所有していたから、八条東洞院を中心とする一帯は、あたかも八条院の都市といつてもよいほどの景観を作り上げていたといえる。

かくして、十二世紀末の七条町には、八条院や平家領からの生産物のみならず、ひろく東アジア各地からの舶載品も大量にもたらされた。このことは、当地域から大量の輸入陶磁器が出土することが直截に物語つてくれる。日宋貿易の主催者である平家や大莊園領主である八条院が近くに本拠を置き、国内の流通の結節点でもあつた七条町は、日宋貿易の終着点としての機能を担つていたのである。

#### 四 九条末の新拠点

還都後の清盛 周囲の猛反対にもかかわらず福原への遷

都を企てた清盛が、それを断念して京都への還都に踏み切つたのは富士川合戦の敗報が届いた直後、治承四年（一一八〇）十一月のことであつた。東国における反乱勢力の追討と福原遷都の両立の困難を悟つたのであろう。しかし、清盛は失意に打ちひしがれていたわけではなかつた。清盛にとつての還都とは、従来彼が本拠としていた福原を離れ、京都への復帰を意味するものであり、内乱鎮圧のために政治の最前線に立つ意志を示したことにほかならなかつたのである。ここで清盛は新軍の追討軍の派遣や貴族たちに兵士を進上することを命じるなどの方策をとるとともに、京都近郊における反平家の武装宗教勢力に対して容赦のない攻撃を仕掛けたのである。十二月には園城寺、ついで東大寺をはじめとする南都寺院が焼き討ちを受けて壊滅に至つている。

同時に清盛は、反乱軍の攻撃に備えて京都の要塞化を企てたようである。それは、九条末すえ・八条河原にあらたな軍事拠点を設定する策であつた。

新首都の構想 治承三年六月、清盛の子宗盛は、亡き妻の菩提を弔うため、九条の末・鴨川の東（一の橋の西辺）に一堂を建立しているが、同五（養和元）年正月、清盛は宗盛とともに、この堂（おそらく付属の御所）を居所とするようになる。それにともなつて、周辺の河原の地に平家

の郎従を住まわせるために、右大臣の九条兼実にまで、その所領の割譲を求めている。実際、平家家人のこの地への移住も進められたようで、二の橋の辺りに「悪七兵衛」の異名で知られる平家の有力家人藤原（伊藤）景清が宿館を構えたことを確認することができる。

さらに清盛は、二月に安徳天皇を弟頼盛の八条室町亭にうつしている。貴族たちは天皇を京外に住まわせることを忌避したので、妥協したのであろう。一方、後白河院も八条の末に位置する最勝光院南御所（法住寺殿の南の域内）を居所とすることになった。ちなみに、後白河院の子で安徳天皇の父にあたる高倉上皇は、この正月に亡くなっている。

清盛は、いったんは高倉・安徳の王権と一体化した「福原王朝」を構想したが、その実現に失敗した段階で、また京都に戻り、内裏（天皇の御所）は京域内に置くにしても、六波羅・法住寺殿から九条の末におよぶ大きなエリアを新しい首都とすることを意図したのではないかと思われるのである。

**九条末の空間** 清盛が九条末の地に平家の新拠点を設営しようとした事情として、反乱勢力の追討に備えて諸国から徴集した大軍の宿営地を確保する目的のあったとする意見があるが、そればかりではないだろう。この辺りは、宇

治方面から大軍が入京しようとする際にどうしても通過しなければならない地点で、鴨川と東山にはさまれた要害の地である。実際、清盛は最勝光院の南境の「法性寺一ノ橋」と通称される地点の付近に堀をめぐらせた城郭を構築しており、建久七年（一一九六）、平知忠ら平家の残党がここに籠城して幕府に反旗を翻している。また、寿永二年（一一八三）七月の都落ちの際にも、平家軍の一部が引き返して法性寺の最勝金剛院に城郭を構えるという情報が流れたこともあった。

中世前期の城郭は主要交通路を遮断する機能をもつもので、武士の居館は河川・山麓・大道などを前提に立地していた。すなわち平泉や鎌倉・福原は城郭によって遮断された空間に存在した要塞都市として評価され、その条件は六



1950年頃の九条末  
（西田直二郎『京都史蹟の研究』所収「旧法性寺地域付近地図」を転載）

波羅・法住寺殿・九条末を含む鴨川の東にして東山の西麓の地にも適合するのである。従来、平家にたいしては貴族的な側面を重視する見方がなされがちであったが、こうした拠点の立地の問題も踏まえて、軍事権門としての側面を評価していくことが今後の課題となるであろう。

清盛の死と新首都構想の消滅 治承五年（一一八二）閏二月四日の戌の刻（午後八時頃）、九条河原口にあった平家の重臣平盛国の家において清盛は死んだ。彼は閉眼の時、子孫らに最後の一人まで戦い抜けと命じたという。

盛国の家の位置は「八条河原」とも伝えられており、清盛は平家の新拠点の設営に邁進する中、その現場で波乱に満ちた六四年の生涯を終えたことになる。清盛の死によって、宗盛が平家一門の総帥になった。しかし、彼は父の所行を否定するとともに、後白河院に政治権力を返上してしまふ。これによって、八条室町にいた安徳天皇も左京の中央にあった閑院内裏に戻って、整備されつつあった新首都の機能も消滅することになったのである。

平家一門があわただしく京都を落ちていったのは、それから二年半ほど後の、寿永二年（一一八三）七月のことであった。

#### 参考文献

- ①「京都七条町の中世的展開」京都文化博物館研究紀要『朱雀』第1集、一九八八年
- ②「文献史料を中心にみた変遷」鈴木忠司編『平安京左京八条三坊七町―京都市下京区塩小路町―京都文化博物館（仮称）調査研究報告 第1集』一九八八年
- ③「法住寺殿と武將の墓」高橋昌明ほか編『朝日百科日本の歴史別冊 歴史を読みなおす8 武士とは何だろうか』朝日新聞社、一九九四年
- ④「京都七条町に生きた人々」『宋』第三八号、一九九五年
- ⑤「歴代名將の初陣 平清盛 瀬戸内の海賊平定」『歴史読本』一九九七年十一月号
- ⑥「平清盛」『別冊歴史読本 図説日本の英雄100人』一九九八年
- ⑦「後白河法皇」『別冊歴史読本 図説日本の英雄100人』一九九八年
- ⑧「法住寺殿と小松家の武將たち」京都女子大学宗教・文化研究所『研究紀要』第一五号、二〇〇二年
- ⑨「法住寺殿の城郭機能と域内の陵墓について」同 第一六号、二〇〇三年（山田邦和と共著）
- ⑩「六波羅の軍事的評価と法住寺殿を含めた空間復元」同 第一七号、二〇〇四年（山田邦和と共著）
- ⑪「平家の本拠をめぐって―立地空間の軍事的評価―」古代文化『第五七卷第四号、二〇〇五年
- ⑫「法住寺殿造営の前提としての六波羅」高橋昌明編『院政期の内裏・大内裏と院御所』文理閣、二〇〇六年

- ⑬「中世前期の権力と都市―院御所・内裏・六波羅―」高橋康夫編『中世都市研究12 中世のなかの「京都」』新人物往来社、一九九六年
- ⑭「頼朝の六波羅邸―鎌倉幕府と都市京都―」京都女子大学『宗教・文化研究所だより』第四五号、二〇〇七年
- ⑮「法住寺殿の武將墓被葬者再考」(財)古代学協会報『土車』第一二〇号、二〇一〇年
- ⑯「京都七条町から列島諸地域へ―武士と生産・流通―」入間田宣夫編『兵たちの時代2 兵たちの生活文化』高志書院、二〇一〇年
- ⑰「通学路の歴史探索」(第一回「七条町の借上の女」・第二回「八条院の御所」・第三回「後白河院の御所 法住寺殿」・第四回「法住寺合戦」・第五回「音楽のメッカ、東山妙音堂」・第六回「なぞの武將墓」・第七回「六波羅の小松殿」) 京都女子大学宗教部『芬陀利華』、二〇一〇～二〇一一年

〔付記〕

本稿は、『京都市民報』に二〇一二年二月十二日から三月四日まで四回にわたって連載した『清盛・平家とその時代』の第2章「清盛と平家」を纏め直したものである。新聞への掲載という性格上、注を省略したので、それを補うため、新たに執筆の際に参考にした拙稿を掲げさせて頂いた。

二〇一七年  
宗教・文化研究所ゼミナール活動記録

一月

『吾妻鏡』 講読会 二回生(十二・十九・二十六日)

二月

十九～二十一日 ゼミ旅行 鹿児島

四月

『吾妻鏡』 講読会 一回生(二十・二十七日)

『吾妻鏡』 講読会 三回生(十二・十九・二十六日)

五月

『吾妻鏡』 講読会 一回生(十・十七・二十四・三十一日)

『吾妻鏡』 講読会 三回生(十・十七・二十四・三十一日)

六月

十五日 公開講座事前学習会

十七日 研究所公開講座

七月

『吾妻鏡』 講読会 一回生(一・八・二十二・二十九日)  
『吾妻鏡』 講読会 三回生(一・二十二・二十九日)

九月

『吾妻鏡』 講読会 一回生(五・十二・十九・二十六日)  
『吾妻鏡』 講読会 三回生(五・十二・十九・二十六日)

十月

『吾妻鏡』 講読会 一回生(六・十三・二十・二十七日)  
『吾妻鏡』 講読会 三回生(六・十三・二十・二十七日)

十二月 例会

岩田慎平「中世前期の公武権力と軍事動員について―長村祥知氏「中世前期の在京武力と公武権力」の検討―」

『吾妻鏡』 講読会 一回生(四・十八・二十五日)  
『吾妻鏡』 講読会 三回生(四・十八・二十五日)

十一月

『吾妻鏡』 講読会 一回生

(一・八・十五・二十二・二十九日)

『吾妻鏡』 講読会 三回生

(一・八・十五・二十二・二十九日)

十二月

『吾妻鏡』 講読会 一回生(六・十三・二十日)

『吾妻鏡』 講読会 三回生(六・十三・二十日)

## 執筆者紹介

- 岩田 慎平……………立命館大学非常勤講師
- 下坂 碧……………本学文学部史学科三回生
- 植村 沙彩……………本学文学部史学科三回生
- 中田ほのか……………本学文学部史学科三回生
- 堀 加奈実……………本学文学部史学科三回生
- 小田今日子……………本学文学部史学科三回生
- 佐藤 亜美……………本学文学部史学科一回生
- 鹿子畑瑞季……………本学文学部史学科一回生
- 澤井 真帆……………本学文学部史学科一回生
- 野口 実……………本学名誉教授・宗教・文化研究所客員研究員

## 『紫苑』投稿規定

### 一、(資格)

投稿資格者は、ゼミメンバー並びにゼミ主宰者の認定するものとします。

### 二、(枚数)

注を含め四〇〇字詰原稿用紙に換算して七十枚以内とします。但し、分量については適宜相談に応じます。

### 三、(原稿)

①種類は、論文・研究ノートなど。縦書き・完全原稿とします。

②ワープロ原稿の場合は、四〇〇字の倍数、縦書きで打ち出してください。投稿の際は、原稿を保存したメディア(USBメモリ、CD-R、など)一部を添え、使用ワープロの機種名・ソフト名を明示してください。  
③手書き原稿の場合は、四〇〇字詰または二〇〇字詰原稿用紙に、本文・注とも一マス一字、縦書き、楷書で、鉛筆書きは不可とします。

④注は本文末に一括して、(1)、(2)、…のように付けてください。

⑤年号を用いる場合は、なるべく西暦併用でお願いします。

⑥図表・写真(いずれも鮮明なものに限ります)の添付

は刷り上がり時の大きさを勘案して字数に換算します。これらを添付する場合は、おまかな掲載場所を指示してください。

⑦編集作業の迅速化のため、住所・氏名(ふりがな)・目次を記した別紙一枚を添えてください。

### 四、(採否)

編集担当者(複数)が掲載の可否を審査いたします。

### 五、(著作権・公開の確認)

本誌掲載の論文・研究ノート等の著作権は著者に帰属するものとします。ただし、宗教・文化研究所ゼミナールは、本誌に掲載された論文・研究ノート等を電子化または複製の形態などで公開する権利を有するものとします。執筆者はこれに同意して、投稿されるものとします。やむをえない事情により電子化または複製による公開について許諾できない場合は、採用が決定した段階で宗教・文化研究所ゼミナールにお申し出ください。

### 六、(備考)

①他誌への二重投稿はご遠慮ください。

②掲載後一年以内の他への転載は控えていただきます。

\*ご不明な点は宗教・文化研究所ゼミナールまでお問い合わせください。

## あとがき

二〇一七年のゼミは『吾妻鏡』講読会を主軸にして運営されました。四月からは一回生も加わって、木曜日の午後に初級クラスと上級クラスのように二本立てのようなかたちで行うようになりました。京都女子大学以外からは、京都大学大学院の弓山君と神戸大学大学院の長尾さん（日本文学専攻、前期のみ）が参加してくれました。また、三回生になった下坂さんと植村さんは立命館大学大学院の授業を聴講させていただく機会を得て、ずいぶん刺激を受けたようでした。

二〇一六年三月末をもって私は京都女子大学で専任の立場から離れましたので、ゼミの運営は以前のようにには行かなくなりましたが、研究所の客員研究員の立場から、このゼミの存続をはかっています。なにしろ、意欲ある学生さんたちと一緒に過ごす時間は貴重で楽しいですから。

その意欲ある学生さんたちを是非案内したかったのが、むかし住んでいた鹿児島でした。そこで、二〇一七年二月には今の三回生とともにゼミ旅行を実施しました。現地では、鹿児島大学での教え子で現在は南九州市教育委員会にお勤めの新地浩一郎さんに大変お世話になりました。新地さんには二〇〇五年八月のゼミ旅行でも御助力を頂きまし

た。この時、地元の皆さんからの歓迎に感激した記憶はまだ新しいものがあったのですが、今回もまた鹿児島大学の金井先生のゼミのみなさんが懇親会を用意してくださったり、ミュージアム知覧では上田耕先生、尚古集成館では松尾千歳先生から懇切な御案内を頂くなど、大変暖かいおもてなしを頂くことが出来ました。

本号にはこの旅行の思い出話や一回生たちによるゼミに対する感想・雑感なども掲載しました。『紫苑』は創刊号から十四号に至るまで徐々に研究誌としての性格を強めてきたのですが、私の定年退職とともに活動の幅が小さくなり、メンバーの主体は再び学部生にうつりましたので、ゼミ創設当時に戻ったようなものになりました。ただ、しばしば後進の指導にあたってきている岩田君が、同じくゼミの古参メンバーである長村君の日本史研究会大会報告に対するコメントをまとめて寄稿して下さったのは幸いであつたと思います。私も及ばずながら、地元の新聞に連載した雑文をまとめ直して掲載させて頂くことに致しました。ともあれ、再出発の第一号です。困難な状況下、編集長の下坂さんはよく頑張ってくれました。また事務方で御助力を頂いた川崎千尋さんにも御礼を申し上げます。（野口 実）

## 編集後記

春まだ浅い今日このごろですが、いかがお過ごしでしょうか。一年空いてしまいましたが、無事に『紫苑』を復刊することが出来ました。

今号の『紫苑』は前号と違い、学部生が中心となって作成したため、最初は無事に出せるかすら不安でした。三回生は研究ノートを書かせて頂きましたが、どのように書けばいいか右も左も分からず、先輩方の研究ノートや論文を参考にしながら手探りで書き上げました。原稿の締め切りも年末年始および学部生のテスト期間に重なってしまっただため、執筆者の方々には大変ご苦労をおかけしました。また、編集長としても私は初めてのことばかりで、皆様には多大なご迷惑をおかけ致しましたが、皆様のご協力によりなんとかやり遂げることができました。この場を借りて協力して頂いた皆様にお礼を申し上げます。本当にありがとうございます。至らぬ部分が多くなってしまいました。これからも『紫苑』をよろしく願います。

最後になりましたが、執筆にあたって多くのご教示をいただいた岩田慎平・下石敬太郎・山本みなみ三先輩、そしていつも熱心にご指導を頂いた野口先生に厚くお礼申し上げます。

(下坂 碧)

## 紫苑 第十五号

二〇一八年三月二十五日 印刷  
二〇一八年三月三十一日 発行

編集 京都女子大学

宗教・文化研究所ゼミナール

(下坂 碧)

発行所 京都女子大学 宗教・文化研究所

京都市東山区今熊野北日吉町三五

電話 (〇七五) 五三二―七〇七四

H P <http://rokuharasakurane.jp/>